

# 第19期

## 定時株主総会

## 招集ご通知

〔日時〕

2026年6月25日(木曜日)

午前10時(受付開始 午前9時30分)

〔場所〕

東京都渋谷区神宮前六丁目27番8号

京セラ原宿ビル2階

株式会社レアジョブ 本店会議室

(末尾の会場ご案内図をご参照ください)

株式会社レアジョブ

証券コード：6096



### 目次

第19期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	
第1号議案 当社と株式会社学研ホールディングスとの 株式交換契約承認の件	6
第2号議案 剰余金の処分の件	30
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 5名選任の件	31
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	34
●事業報告	38
●連結計算書類	52

証券コード 6096  
2026年6月10日  
(電子提供措置の開始日 2026年6月3日)

株主各位

東京都渋谷区神宮前六丁目27番8号  
**株式会社レアジョブ**  
代表取締役社長 中村 岳

## 第19期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第19期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト  
に電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】



<https://www.rarejob.co.jp/ir>

電子提供措置事項は上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスいただき、当社名「レアジョブ」又は証券コード「6096」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」「株主総会招集通知／株主総会資料」を順にご選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】



<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、2026年6月24日（水曜日）営業時間終了時（午後5時）までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。また、第19期有価証券報告書につきましては、株主総会開催日の2日前となる2026年6月23日（火曜日）に早期開示させていただく予定であり、株主総会関連書類と併せまして、ご参照いただければ幸いです。

敬具

## 記

1. 日時 2026年6月25日(木曜日)午前10時(受付開始 午前9時30分)
2. 場所 東京都渋谷区神宮前六丁目27番8号 京セラ原宿ビル2階  
株式会社レアジョブ 本店会議室  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください)
3. 株主総会の目的事項
  - 報告事項
    1. 第19期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第19期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)計算書類報告の件
  - 決議事項
    - 第1号議案 当社と株式会社学研ホールディングスとの株式交換契約承認の件
    - 第2号議案 剰余金の処分の件
    - 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件
    - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎下記の事項は、電子提供措置事項として当社ウェブサイトに掲載しているため、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求された株主様にご送付している電子提供措置事項記載書面には記載しておりません。したがって、当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査した書類の一部であります。
    - ◆事業報告
      - ・ 主要な事業内容、主要な事業所、従業員の状況、主要な借入先、その他株式会社の現況に関する重要な事項、新株予約権等に関する事項、責任限定契約の内容の概要、役員等賠償責任保険契約の内容の概要、社外役員に関する事項、会計監査人に関する事項、業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要
    - ◆連結計算書類
      - ・ 連結株主資本等変動計算書、連結注記表
    - ◆計算書類
      - ・ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表
    - ◆監査報告
      - ・ 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書、計算書類に係る会計監査人の監査報告書、監査等委員会の監査報告書
    - ◆株主総会参考書類
      - ・ 第1号議案 当社と株式会社学研ホールディングスとの株式交換契約承認の件 ご参考（株式会社学研ホールディングスの定款、株式会社学研ホールディングスの最終事業年度（2024年10月1日から2025年9月30日）に係る計算書類等）
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにご修正内容を掲載させていただきます。
  - ◎総会ご出席者へのお土産をご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。
  - ◎総会当日の様子の一部は、後日当社ウェブサイトにて公開を予定しております。
  - ◎本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付は行わず、株主総会終了後、当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。
  - ◎第1号議案が原案通り可決・承認されましたら、株主総会終了後に当社ウェブサイトにて「株式交換に伴う当社株式のお取り扱いについて」を掲載させていただく予定です。

## 議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使には以下の3つの方法がございます。

### インターネットで議決権をご行使される場合



議決権行使サイトで議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。

**行使期限** 2026年6月24日（水曜日）  
午後5時入力分まで

### 郵送で議決権をご行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

**行使期限** 2026年6月24日（水曜日）  
午後5時到着分まで

### 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日時** 2026年6月25日（木曜日）午前10時

**会場** 東京都渋谷区神宮前六丁目27番8号 京セラ原宿ビル2階本店会議室  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

#### 代理人によるご出席について

議決権をご行使できる当社の他の株主1名様を代理人にご指定のうえ、代理権を証明する書面を株主総会開会前に当社にご提出ください。

## ● 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに、議案の賛否をご記入ください。

議決権行使書  
〇〇〇株式会社 御中  
株主総会日 議決権の数

議案	賛成	賛否	否
第1号議案			
第2号議案			

見本

#### 【第1号議案・第2号議案】

賛成の場合

「賛」の欄に○印

否認する場合

「否」の欄に○印

#### 【第3号議案・第4号議案】

全員賛成の場合

「賛」の欄に○印

全員否認する場合

「否」の欄に○印

一部の候補者を否認する場合

「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入いただくか、「否」の欄に○印をし、賛成する候補者の番号をご記入ください。

### 議決権行使のお取り扱いについて

議決権行使書用紙において各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

# インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2026年6月24日(水曜日)午後5時入力分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



## 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

MUFG 三菱UFJ信託銀行

株主総会に関するお手続きサイトへようこそ  
(株主名簿管理人)三菱UFJ信託銀行証券代行部

・三菱UFJ信託銀行  
ホームページ  
(随雇用紙等のご請求)

本サイトを利用し、株主総会に関するお手続きをされる場合、必ず事前に「本サイト利用規定」および「本サイト利用ガイド」をご覧ください。

本サイト利用規定  
本サイト利用ガイド

上記記載内容をご了承される場合は、右の「次の画面へ」をクリックしてください。

お問合せ先  
三菱UFJ信託銀行  
証券代行部  
(株主総会に関する  
お手続きサイトに係)

なお、本サイトは午前2時30分から午前4時30分までの間、保守・点検のため取扱いを休止させていただきますことあらかじめご了承ください。

**「次の画面へ」をクリック**

## 2 お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

ログインID、パスワードをご入力のうえ、「ログイン」を選択してください。

ログインID  4桁 -  4桁 -  4桁 -  3桁 (半角)

パスワード  
または仮パスワード

**「ログイン」をクリック**

パスワードを変更される場合は、ログインIDおよび現在ご登録されているパスワードをご入力のうえ、「パスワード変更」を選択してください。

ログイン

パスワード変更

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました！



議決権行使書用紙

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

### ！ ご注意事項

- ※ 書面(郵送)およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ※ インターネットにより複数回議決権をご行使された場合、またはパソコンとスマートフォンで重複して議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効として取り扱わせていただきます。

議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社  
証券代行部(ヘルプデスク)

0120-173-027

(通話料無料、受付時間：9:00~21:00)

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 当社と株式会社学研ホールディングスとの株式交換契約承認の件

当社と株式会社学研ホールディングス（以下「学研ホールディングス」といい、当社と学研ホールディングスを総称して、以下「両社」といいます。）は、両社の2026年5月15日付の取締役会において、学研ホールディングスを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決定し、同日、両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本議案において、本株式交換契約のご承認をお願いしたいと存じます。

本株式交換は、学研ホールディングスにおいては、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第796条第2項本文の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の決議による承認を受けずに、また、当社においては、本総会において本株式交換契約の承認を受けた上で、2026年7月31日を効力発生日として行われる予定です。

なお、本株式交換の効力発生日（2026年7月31日（予定））に先立ち、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場において、2026年7月29日に上場廃止（最終売買日は2026年7月28日）となる予定です。

本株式交換を行う理由、本株式交換契約の内容の概要等、その他本議案に関する事項は次のとおりです。

#### 1. 本株式交換を行う理由

学研ホールディングスグループ（学研ホールディングス並びにその子会社及び持分法適用関連会社をいいます。以下同じです。）は、「人の可能性をどこまでも追求する会社へ」というAspirationのもと、全世代の「学び」と「暮らし」を支える多角的な事業ポートフォリオを構築しています。現在、学研ホールディングスグループは2025年11月7日に公表した中期経営計画「Gakken 2027 Value UP」（以下「学研ホールディングスグループ中期経営計画」といいます。）において、営業利益率の向上と資本効率の改善を最優先課題として掲げており、

その成長戦略の中核として「語学（英語学習）」及び「リカレント・リスキリング」領域を最優先注力分野に位置付けています。学研ホールディングスグループは、国内の学齢人口減少という構造的課題を打破するため、「リカレント・リスキリング」及び「グローバル展開」を全社的な最優先注力領域として定めております。その中でも特に、「語学（英語学習）領域」を成長戦略の核心として明確に位置付けており、豊富な教育IPとオンライン運営能力を高度に融合させることで、幼児から社会人までの全世代における「成果の可視化」を伴う学びのニーズに応え、LTVの最大化を強力に推進する方針です。

他方、当社グループ（当社並びにその子会社及び関連会社をいいます。以下同じです。）は、「Chances for everyone, everywhere.」をグループビジョンに掲げ、世界中の人々が国境や言語の壁を越えて、それぞれの能力を活かし、活躍できる世の中での創造を目指しております。グループビジョンの実現に向け、時代の変化に対応するために新しい知識やスキルを学ぶ「リスキリング（Reskilling）」を軸とした「リスキリング事業」と、幼児から高校生まで幅広い世代の子どもを対象とする「子ども・子育て支援事業」の2つを展開しております。英語学習をはじめとした人々の学びを支援する他、既存事業の海外展開も視野に入れた幅広い学びの領域への事業拡大を目指しております。

学研ホールディングスは、「リカレント・リスキリング」及び「語学（英語学習）領域」におけるデジタル戦略の加速を目的として、2024年11月に当社との間で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結しました。本資本業務提携契約に基づき、市場での株式取得等を通じて当社株式の20%超を取得し、2025年1月に当社を持分法適用関連会社といたしました。

提携の開始以降、学研ホールディングスは当社に社外取締役を派遣し、経営・戦略レベルでの緊密な連携と意思疎通を図ってまいりました。具体的な事業面においても、以下のとおり実務的な協業を進め、一定の成果を創出しております。

- **相互営業・販売協力の推進**：両社が保有する企業、学校、個人向けの広範な営業及び顧客基盤を相互に活用し、オンライン・オフラインを組み合わせた語学・研修サービスのクロスセルや共同提案を推進しました。
- **経営管理・運営効率の改善**：データ分析手法の共有化を推進しているほか、両社の顧客接点を活かした「リファラルマーケティング」を開始し、獲得効率の最適化を図りました。

上記のような実務レベルでの協業を通じて、学研ホールディングスグループの教育IP・ネッ

トワークと当社グループのEdTech開発力に加え、ジュニア層（Kimini英会話）からビジネス・中上級者層（レアジョブ英会話）までを網羅するポジショニング上の高い補完性と、シナジーの蓋然性を確認するに至りました。

一方で、持分法適用関連会社という限定的な資本関係においては、独立した上場企業間での機密保持や法的制約、さらにはマイノリティ株主の利益保護への配慮が必要となるため、中長期的な競争優位性を決定づける膨大なデータの共有や、機動的な戦略投資の断行には、構造的な限界が存在することも明らかとなりました。

その後、学研ホールディングスは、2025年4月頃から開始した学研ホールディングスグループ中期経営計画の策定過程において、加速度的に進化していく技術革新やグローバル競争の激化といった不透明な事業環境の中、学研ホールディングスグループの中における当社グループの重要性を改めて認識し、2025年10月頃より、両社間で学研ホールディングスによる当社の完全子会社化に関する検討を開始いたしました。その中で、学研ホールディングスは、学研ホールディングスグループ中期経営計画の戦略目標を最速で完遂するためには、これまで以上に両社の協業を加速させ、構造的一体化により以下の3つの壁を打破することが不可欠であると判断いたしました。

1. **迅速な意思決定と柔軟な戦略投資の実行**：独立した経営主体間では、利益相反の回避やマイノリティ株主の利益保護の観点から、大規模な戦略投資や機動的なリソースの再配分を行うことに制約が生じます。100%親子会社としての構造的一体化により、グループ全体の最適化の視点から迅速な経営判断を断行できる体制を構築します。
2. **グループ経営資源及びデジタルアセットの完全融合**：次世代の教育インフラ構築や高度な学習サービスの提供には、両社が保有する膨大な学習データ、システム、コンテンツ、及び運営ノウハウを制約なく共有・統合することが不可欠です。資本関係を一本化することで、情報共有の障壁を撤廃し、デジタル・トランスフォーメーションを非連続に加速させることで、中長期的な企業価値向上を実現します。
3. **重複コストの排除と収益構造の抜本的改善**：非公開化による上場維持コストの削減に加え、マーケティング活動の一体運用やインフラの共通化、講師管理・オペレーション網の統合等を進めることで、スケールメリットを最大化し、高収益かつ持続可能な事業体への転換を図ります。

そして、両社は、完全子会社化の方法について協議を重ね、2025年12月頃、完全子会社化の方法として、本株式交換を選択することといたしました。本株式交換の対価として学研ホー

ルディングスの普通株式（以下「学研ホールディングス株式」といいます。）が当社の一般株主の皆様へ交付されることにより、学研ホールディングス株式の所有を通じて、本株式交換後に想定されている各種施策の実行を通じて期待される効果や、かかる効果の発現による学研ホールディングスグループの事業発展・収益拡大、その結果としての学研ホールディングス株式の株価上昇等を受取る機会を当社の一般株主の皆様に対して提供できることに加え、学研ホールディングス株式には十分な流動性があり、市場取引により随時現金化が可能であることから、学研ホールディングス株式を継続所有するか、売却して現金化するかを選択肢を当社の一般株主の皆様へ提供できるという観点からも望ましいスキームと判断しました。

以上より、両社は、学研ホールディングスによる当社の完全子会社化が、今後の学研ホールディングスグループ及び当社グループのさらなる企業価値向上に資するものであり、両社の株主の皆様にとっても有益なものであると判断したことから、2026年5月15日、本株式交換を行うことを決定し、本株式交換契約を締結することといたしました。

## 2. 本株式交換契約の内容の概要

当社が、学研ホールディングスとの間で2026年5月15日付で締結した本株式交換契約の内容は次のとおりです。

### 株式交換契約書（写）

株式会社学研ホールディングス（以下「甲」という。）及び株式会社レアジョブ（以下「乙」という。）は、2026年5月15日付で、以下のとおり、株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（本株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（ただし、甲が保有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

## 第2条 (商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。

(1) 甲 (株式交換完全親会社)

商号：株式会社学研ホールディングス

住所：東京都品川区西五反田二丁目11番8号

(2) 乙 (株式交換完全子会社)

商号：株式会社レアジョブ

住所：東京都渋谷区神宮前六丁目27番8号

## 第3条 (本株式交換に際して交付する株式及びその割当て)

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時 (以下「**基準時**」という。) における乙の株主 (ただし、第7条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいい、甲を除く。以下「**本割当対象株主**」という。) に対して、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計数に0.39を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.39株の割合をもって割り当てる。
3. 前二項の規定に従って本割当対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1に満たない端数がある場合は、甲は会社法第234条その他の関連法令の規定に従い処理する。

## 第4条 (資本金及び準備金に関する事項)

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、それぞれ以下のとおりとする。

(1) 増加する資本金の額：0円

(2) 増加する資本準備金の額：会社計算規則第39条に従い甲が別途定める額

(3) 増加する利益準備金の額：0円

## 第5条 (本株式交換の効力発生日)

本株式交換がその効力を生ずる日 (以下「**本効力発生日**」という。) は、2026年7月31日とする。ただし、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、これを変更することができる。

## 第6条（本契約の承認）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行う。ただし、会社法第796条第3項の規定により、本契約につき株主総会の決議による承認が必要となった場合には、甲は、本効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の決議による承認を求める。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、本契約につき会社法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を求める。

## 第7条（自己株式の消却）

乙は、本効力発生日の前日までに行われる乙の取締役会の決議により、基準時において乙が保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求により乙が取得する自己株式を含む。）の全部を、基準時において消却する。

## 第8条（剰余金の配当等）

1. 甲は、2026年3月31日を基準日として、1株当たり14.5円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、2026年3月31日を基準日として、1株当たり8円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
3. 甲及び乙は、前二項に定めるものを除き、本契約締結日から本効力発生日までの間のいずれかの日を基準日とする剰余金の配当を行わないものとし、且つ、本契約締結日から本効力発生日までの間のいずれかの日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式を取得しなければならない場合を除く。）を行わないものとする。

## 第9条（事業運営及び財産管理）

甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自己の事業の運営及び財産の管理を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行うときは、相手方当事者と協議し合意の上、これを行う。

### **第10条（本契約の変更及び解除）**

本契約締結日から本効力発生日の前日までの間に、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本契約を変更し又は解除することができる。

### **第11条（本契約の効力）**

本契約は、本効力発生日の前日までに、（i）甲の株主総会において本契約の承認が得られない場合（ただし、会社法第796条第3項の規定により、本契約につき甲の株主総会の承認が必要となった場合に限る。）若しくは乙の株主総会において本契約の承認が得られない場合、（ii）国内外の法令等に定められた本株式交換の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られない場合（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づき甲又は乙が本株式交換に関して行う届出に係る待機期間が本効力発生日の前日までに終了しない場合及び公正取引委員会により排除措置命令等、本株式交換を妨げる措置又は手続がとられた場合を含む。）、又は（iii）前条に基づき本契約が解除された場合には、その効力を失う。

### **第12条（準拠法及び裁判管轄）**

1. 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。
2. 本契約に関連する甲と乙との間の一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

### **第13条（協議事項）**

本契約に記載のない事項、又は本契約の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠実に協議し、その解決を図るものとする。

(以下余白)

以上の合意を証するため、本契約書の正本2通を作成し、各当事者は、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

2026年5月15日

甲： 東京都品川区西五反田二丁目11番8号  
株式会社学研ホールディングス  
代表取締役社長 宮原 博昭 印

乙： 東京都渋谷区神宮前六丁目27番8号  
株式会社レアジョブ  
代表取締役社長 中村 岳 印

### 3. 交換対価の相当性に関する事項

#### (1) 交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項

##### ① 本株式交換に係る割当ての内容

	学研ホールディングス (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.39
本株式交換により 交付する株式数	学研ホールディングスの普通株式：2,965,633株（予定）	

##### (注1) 本株式交換に係る割当比率

学研ホールディングスは、当社株式1株に対して、学研ホールディングス株式0.39株を割当交付いたします。ただし、基準時（以下に定義します。）において学研ホールディングスが所有する当社株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記表に記載の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社が協議した上で、合意により変更されることがあります。

##### (注2) 本株式交換により交付する学研ホールディングス株式数

学研ホールディングスは、本株式交換に際して、学研ホールディングスが当社の発行済株式の全部（ただし、学研ホールディングスが所有する当社株式を除きます。）を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の当社の株主の皆様（ただし、下記の自己株式の消却が行われた後の株主をいい、学研ホールディングスを除きます。）に対して、その所有する当社株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の学研ホールディングス株式を割当交付する予定です。交付する学研ホールディングス株式は、学研ホールディングスが所有する自己株式（2,965,633株）を充当する予定ですが、不足する場合には、本株式交換による株式の交付に際し、当該不足分に相当する数の普通株式を新たに発行する予定です。

なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する当社の取締役会決議により、基準時において所有する自己株式（本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全部を、基準時において消却する予定です。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換により、学研ホールディングスの単元未満株式（100株未満の株式）を所有することとなる当社の株主の皆様におかれましては、その所有する単元未満株式を金融商品取引所市場において売却することはできません。そのような単元未満株式を所有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、学研ホールディングスに対し、自己の所有する単元未満株式の買取りを請求することが可能です。

(注4) 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、1株に満たない端数の学研ホールディングス株式の割当交付を受けることとなる当社の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数の学研ホールディングス株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて交付いたします。

② 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

ア 割当ての内容の根拠及び理由

両社は、上記①「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率その他本株式交換の公正性・妥当性を確保するため、それぞれ個別に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼すること、また、両社から独立したリーガル・アドバイザーから法的助言を受けることとしました。そして、学研ホールディングスは、両社から独立した株式会社SBI証券（以下「SBI証券」といいます。）を、当社は、両社から独立した株式会社三菱UFJ銀行コーポレート情報営業部財務開発室（以下「三菱UFJ銀行財務開発室」といいます。）を、それぞれファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選定し、また、学研ホールディングスは、両社から独立した西村あさひ法律事務所・外国法共同事業（以下「西村あさひ」といいます。）を、当社は、両社から独立したシティユーワ法律事務所を、それぞれリーガル・アドバイザーとして選定いたしました。

両社は、それぞれ、自らが選定した第三者算定機関による本株式交換に用いられる株式交換比率の算定結果や、リーガル・アドバイザーからの助言を参考に、かつ相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社の間で、株式交換比率について複数回にわたり慎重に協議・交渉を重ねてまいりました。

そして、学研ホールディングスにおいては、下記（４）「当社の株主の利益を害さないように留意した事項」に記載のとおり、学研ホールディングスの第三者算定機関であるSBI証券から2026年5月14日付で取得した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーである西村あさひからの助言及び学研ホールディングスが当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、学研ホールディングスの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

他方、当社においては、下記（４）「当社の株主の利益を害さないように留意した事項」に記載のとおり、当社の第三者算定機関である三菱UFJ銀行財務開発室から2026年5月14日付で取得した株式交換比率に関する算定書（以下「本株式交換比率算定書（三菱UFJ銀行財務開発室）」といいます。）、リーガル・アドバイザーであるシティユーワ法律事務所からの助言、当社が学研ホールディングスに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果並びに両社からの独立性及び本株式交換の成否からの独立性を有する委員のみから構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）からの指示、助言及び2026年5月14日付で受領した答申書（以下「本答申書」といいます。詳細については、下記（４）③「当社における独立性を有する特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおりです。また、本答申書の内容については、両社が2026年5月15日付で公表した「株式会社学研ホールディングスによる株式会社レアジョブの完全子会社化に関する株式交換契約締結（簡易株式交換）のお知らせ」（以下「本株式交換プレスリリース」といいます。）の別添の2026年5月14日付「答申書」をご参照ください。）の内容等を踏まえ、慎重に協議・検討いたしました。その結果、当社は、本株式交換比率は妥当であり、当社の一般株主の皆様にとって利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。なお、当社は、2026年2月16日付「業績予想の修正に関するお知らせ」において公表しているとおり、2026年3月期の通期連結業績予想の下方修正（以下「本業績予想修正」といいます。）を行っております。しかし、本特別委員会は、本業績予想修正は、リスクリング事業における個人・法人向け共に競争環境の激化等による顧客獲得の計画未達及び株式会社東京インターナショナルスクールグループの株式取得等に伴う一時費用の計上が必要であり、これらの要因は本株式交換の検討とは無関係な市場の動向及びM&A取引によって生じたものであること、また、本業績予想修正の検討

過程及び開示時期について学研ホールディングスの関与又は影響力の行使は認められないこと等を勘案し、本業績予想修正は、本株式交換の検討とは無関係に、東京証券取引所の適時開示基準に従って適切に公表したものであり、本株式交換に関連して又は本株式交換を意図して行われたものとは認められないと判断しております。

このように、両社は、本株式交換比率は妥当であり、両社のそれぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、両社は2026年5月15日の取締役会決議に基づき、本株式交換比率により本株式交換を行うことを決定いたしました。

なお、本株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社が協議した上で、合意により変更されることがあります。

## イ 算定に関する事項

### (i) 算定機関の名称及び両社との関係

学研ホールディングスの第三者算定機関であるSBI証券及び当社の第三者算定機関である三菱UFJ銀行財務開発室は、いずれも、両社から独立した算定機関であり、両社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

なお、本株式交換に係るSBI証券の報酬には、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、学研ホールディングスは、同種の取引における一般的な実務慣行等も勘案すれば、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断しております。なお、法人としての三菱UFJ銀行は、当社と預金取引や融資取引があり、銀行法（昭和56年法律第59号。その後の改正を含みます。）第13条の3の2第1項及び銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号。その後の改正を含みます。）第14条の11の3の3等の適用法令に従った法的義務として、行内における情報隔壁措置等、適切な利益相反管理体制を構築し、かつ、実施しており、ファイナンシャル・アドバイザーとしての三菱UFJ銀行財務開発室は、預金の受入れ及び融資を行う同行の別部署とは独立した立場から、当社株式の株式価値の分析を行うことができる体制を構築しているものと考えられるので、当社は、当社株式の株式価値の分析にあたっては、三菱UFJ銀行財務開発室において適切な弊害防止措置が講じられているものと判断しております。また、本株式交換に係る三菱UFJ銀行財務開発室の報酬には、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、当社は、同種の取引における

一般的な実務慣行及び本株式交換が不成立となった場合に当社に相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等も勘案の上、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって、独立性が否定されるものではないと判断しております。

なお、本特別委員会は、2026年2月20日開催の第1回特別委員会において、三菱UFJ銀行財務開発室の独立性に特段の問題がないことを確認した上で、当社の第三者算定機関として選任することを承認しております。

## (ii) 算定の概要

### (a) SBI証券による算定

SBI証券は、学研ホールディングスについては、学研ホールディングス株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（2026年5月14日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの直近1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しております。）を採用して算定を行いました。

当社については、当社株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（2026年5月14日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの直近1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しております。）を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するために、ディスカунティッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。

各評価手法による学研ホールディングス株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.29~0.34
DCF法	0.30~0.43

SBI証券は、株式交換比率の算定に際して、公開情報及びSBI証券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両社及びその関係会社の資産又は負債

(金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。)について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。当社の財務予測その他将来に関する情報については、当社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。SBI証券の算定は2026年5月14日までにSBI証券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、SBI証券の算定は、学研ホールディングスの取締役会が本株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としており、本株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

なお、SBI証券がDCF法による算定の根拠とした当社の財務予測について、対前年度比較において利益又はフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、オンライン英会話の個人向け会員数の減少等により2027年3月期において、償却前営業利益（以下「EBITDA」といいます。）及び営業利益が、対前年度比で減少し、2027年3月期において、EBITDAで対前年度比マイナス23.0%、営業利益で対前年度比マイナス100.0%、2028年3月期において、ALT事業の伸長等により、EBITDAで対前年度比205.6%、営業利益で対前年度比348百万円の大幅な増益を見込んでおります。また、2029年3月期は、オンライン英会話事業の回復により、EBITDAで対前年度比24.4%、営業利益で対前年度比47.1%を見込んでおります。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

(b) 三菱UFJ銀行財務開発室による算定

三菱UFJ銀行財務開発室は、学研ホールディングスについては、学研ホールディングス株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価分析による算定を行いました。

当社については、当社株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価分析を、また、当社の将来の事業活動の状況を評価に適切に反映するためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF分析」といいます。）を採用して算定を行いました。

各評価手法による学研ホールディングス株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価分析	0.29～0.34
DCF分析	0.30～0.44

市場株価分析では、2026年5月14日を算定基準日として、学研ホールディングスについては、東京証券取引所プライム市場における算定基準日の終値、並びに算定基準日までの直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値単純平均値を採用し、当社については、東京証券取引所スタンダード市場における算定基準日の終値、並びに算定基準日までの直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値単純平均値を採用して算定しております。

DCF分析では、当社が現時点で合理的に予測可能な期間まで作成した2027年3月期から2029年3月期までの事業計画（以下「本事業計画」といいます。）における財務予測、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した当社の将来の収益予想に基づき、当社が2026年4月以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて、当社の企業価値や株式価値を分析しております。なお、割引率には加重平均資本コストを採用し、10.00%から12.00%を使用しております。資本コストの計算にあたっては、当社の企業規模等を勘案した上でサイズリスク・プレミアムを加味しております。また、継続価値の算定にあたっては、永久成長率法を採用し、本事業計画における財務予測の推移及び期間等を踏まえて永久成長率を-0.50%から0.50%とした上で、継続価値を2,735百万円から3,803百万円としております。また、非事業用資産として、必要運転資金（当社グループにおける過去の資金繰り実績等を総合的に考慮し算出しております。）を控除した余剰現預金を加算しております。

三菱UFJ銀行財務開発室が、DCF分析の算定の前提とした本事業計画に基づく財務予測は以下のとおりです。当該財務予測には、対前年度比較において利益及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれておりません。具体的には、AIを用いた教育事業を行う企業の台頭や消費者トレンドの変化により、個人向け英会話事業が苦戦した結果、2027年3月期は売上高が減少し、営業利益及びフリー・キャッシュ・フローが大幅に減少することを見込んでおります。一方で、足元における法人向けリスティング事業と個人向けリスティング事業の区分撤廃といった事業立て直しに向けた組織構造の変革等を通じ、顧客数の増加

及びコストの圧縮を実現する予定であることから、2028年3月期及び2029年3月期における営業利益及びフリー・キャッシュ・フローは大幅な増加を見込んでおります。

また、本事業計画は、本株式交換の取引条件の妥当性を検討することを目的として、学研ホールディングスから独立した社内検討体制のもとで策定されたものであり、本事業計画の策定にあたっては、過去の業績や足元の収益状況に加え、教育産業市場の状況、具体的には、働き方改革による余暇の有効活用のほか、近年注目されているリスクリングのトレンドの中で、社会人学習者が増加傾向にある一方、円安や物価高の影響により消費者の生活費が圧迫され、自己投資に充てる金額が減少傾向にあるという状況等を前提としております。

なお、本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、財務予測には加味しておりません。

(単位：百万円)

	2027年3月期	2028年3月期	2029年3月期
売上高	8,970	9,624	10,184
営業利益	0	348	512
EBITDA	284	584	727
フリー・キャッシュ・フロー	180	380	531

(注) 三菱UFJ銀行財務開発室は、本株式交換比率算定書（三菱UFJ銀行財務開発室）の作成にあたり、その基礎とされている資料及び情報が全て正確かつ完全なものであることを前提とし、その正確性及び完全性に関して独自の検証は行っておらず、その義務及び責任を負うものではなく、提供された情報が不正確又は誤解を招くようなものであるとする事実又は状況等につき三菱UFJ銀行財務開発室において一切認識されていないことを前提としております。三菱UFJ銀行財務開発室は、本株式交換比率算定書（三菱UFJ銀行財務開発室）の作成にあたり使用する情報の中に含まれる財務予測等の予測値は当社による最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたものであるとの前提に立ち、提供を受けた情報をそのまま採用しています。三菱UFJ銀行財務開発室は、かかる財務予測等の正確性・妥当性及び実現可能性等について責任を負うものではなく、当該財務予測等及びその前提について意見を述べるものでもありません。三菱UFJ銀行財務開発室は、当社及びその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関に対する評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません（これらの資料及び情報の正確性及び完全性に問題が認められた場合には、算定

結果は大きく異なる可能性があります。)。本株式交換比率算定書（三菱UFJ銀行財務開発室）で使用している事業計画等は、算定基準日における最善の予測及び判断に基づき、当社により合理的かつ適正な手続に従って作成されたことを前提としております。本株式交換比率算定書（三菱UFJ銀行財務開発室）において、三菱UFJ銀行財務開発室が提供された資料及び情報に基づき提供された仮定において分析を行っている場合には、提供された資料、情報及び仮定が正確かつ合理的であることを前提としております。三菱UFJ銀行財務開発室は、これらの前提に関し、正確性、妥当性及び実現性について独自の検証は行っており、その義務及び責任を負うものではありません。本株式交換比率算定書（三菱UFJ銀行財務開発室）の作成にあたり使用する情報の真実性・正確性等、あるいは今後入手し得る追加情報の内容次第では評価の前提条件が異なるため、本株式交換比率算定書（三菱UFJ銀行財務開発室）の内容も大きく変わる可能性があります。本株式交換比率算定書（三菱UFJ銀行財務開発室）は、当社及びその関係会社に関する未開示の訴訟、紛争、環境、税務等に関する債権債務その他の偶発債務・簿外債務並びに本株式交換比率算定書（三菱UFJ銀行財務開発室）に重大な影響を与えるその他の事実については存在しないことを前提としております。本株式交換比率算定書（三菱UFJ銀行財務開発室）は、本株式交換が適法かつ有効に実施されること、及び本株式交換の実行に必要な全ての政府、監督官庁その他による同意又は許認可が、本株式交換によってもたらされると期待される利益を何ら損なうことなく取得されることを前提としており、三菱UFJ銀行財務開発室はこれらについて独自の検証を行う義務を負うものではありません。

## (2) 学研ホールディングスの資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加する学研ホールディングスの資本金及び準備金の額は次のとおりとなります。かかる取扱いは、学研ホールディングスの財務状況、資本政策その他事情を総合的に考慮・検討して法令の範囲内で決定するものであり、相当であると判断しております。

- ① 増加する資本金の額 0円
- ② 増加する資本準備金の額 会社計算規則第39条に従い学研ホールディングスが別途定める額
- ③ 増加する利益準備金の額 0円

## (3) 交換対価として学研ホールディングス株式を選択した理由

両社は、本株式交換の対価として、学研ホールディングス株式を選択いたしました。

当社は、かかる交換対価につき、①学研ホールディングス株式が東京証券取引所プライム市場に上場されており、本株式交換の効力発生後も、引き続き同市場において取引機会が確保されていること、及び②当社の株主の皆様は、学研ホールディングス株式を交換対価とし

て受け取ることにより上記1「本株式交換を行う理由」に記載の本株式交換によるシナジーを享受することも期待できることを考慮して、上記の選択は適切であると考えております。

なお、本株式交換により、その効力発生日である2026年7月31日（予定）をもって、当社は学研ホールディングスの完全子会社となることから、当社株式は、東京証券取引所スタンダード市場の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て、2026年7月29日に上場廃止（最終売買日は2026年7月28日）となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできなくなります。なお、現在の本株式交換の効力発生日が変更された場合には、上場廃止日も変更される予定です。

当社株式が上場廃止となった後も、本株式交換により当社の株主の皆様は割り当てられる学研ホールディングス株式は東京証券取引所プライム市場に上場されているため、1単元以上の株式については本株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所での取引が可能であり、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

単元未満株式については、東京証券取引所プライム市場において売却することはできませんが、株主の皆様のご希望により、単元未満株式の買取制度をご利用いただくことが可能です。かかる取扱いの詳細については、上記（1）①「本株式交換に係る割当ての内容」の（注3）「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。

また、本株式交換に伴い、1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記（1）①「本株式交換に係る割当ての内容」の（注4）「1株に満たない端数の取扱い」をご参照ください。

なお、当社の株主の皆様は、最終売買日である2026年7月28日（予定）までは、東京証券取引所スタンダード市場において、その所有する当社株式を従来どおり取引することができますほか、基準時まで会社法その他法令に定める適法な権利を行使することができます。

#### （4）当社の株主の利益を害さないように留意した事項

両社は、学研ホールディングスが、2026年5月15日現在、既に当社株式1,903,300株（2026年3月31日時点の発行済株式総数9,845,600株から同日時点の当社の自己株式数297,545株を控除した株式数に占める所有割合にして19.93%）を所有しており、当社が学研ホールディングスの持分法適用関連会社であり、学研ホールディングスは当社のその他の関係会社に該当することから、本株式交換に際しては、利益相反を回避して本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含みます。）を実施しております。

① 両社における独立した第三者算定機関からの算定書の取得

学研ホールディングスは両社から独立した第三者算定機関であるSBI証券を、当社は両社から独立した第三者算定機関である三菱UFJ銀行財務開発室を、それぞれの第三者算定機関として選定し、それぞれ株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。

算定書の概要については、上記（１）②イ「算定に関する事項」をご参照ください。なお、両社は、いずれも、各第三者算定機関から本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

② 両社における独立した法律事務所からの助言

学研ホールディングスは、リーガル・アドバイザーとして、西村あさひを選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続及び学研ホールディングスの意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。なお、西村あさひは、両社から独立した法律事務所であり、両社との間に重要な利害関係を有しておりません。

一方、当社は、リーガル・アドバイザーとして、シティユーワ法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続及び当社の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。なお、シティユーワ法律事務所は、両社から独立した法律事務所であり、両社との間に重要な利害関係を有しておりません。また、本特別委員会は、2026年2月20日開催の第1回特別委員会において、シティユーワ法律事務所の独立性に特段の問題がないことを確認した上で、当社のリーガル・アドバイザーとして選任することを承認しております。

③ 当社における独立性を有する特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

（i）設置等の経緯

当社は、2026年2月10日、学研ホールディングスから本株式交換の検討・協議を開始したい旨の初期的な意向表明書（以下「初期的意向表明書」といいます。）を受領したところ、学研ホールディングスが当社のその他の関係会社に該当することに鑑み、当社の意思決定に慎重を期し、また、当社の取締役会の意思決定過程における恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性を担保するとともに、当社の取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることが当社の一般株主にとって公正であるといえるかどうかについての意見を取得することを目的として、2026年2月16日、三原宇雄氏（公認会計士、当社社外取締役（監査等委員）兼独立役員）、成松淳氏（公認会計士、当社社

外取締役（監査等委員）兼 独立役員）及び五十嵐幹氏（当社社外取締役（監査等委員）兼 独立役員）の3名により構成される本特別委員会を設置いたしました。また、本特別委員会の委員の互選により本特別委員会の委員長として三原宇雄氏が選定されました。なお、本特別委員会の委員の報酬は、本株式交換の成否及び答申内容にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式交換の成立を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

また、当社は、本特別委員会に対して、(a) 本株式交換の是非（本株式交換が当社の企業価値の向上に資するか否か）、(b) 本株式交換の取引条件の公正性、(c) 本株式交換に係る手続の公正性、(d) 上記 (a) から (c) を踏まえ、本株式交換の実施を決定することが当社の一般株主にとって公正なものであるといえるか（以下「本諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。加えて、当社は、本特別委員会を取締役会から独立した会議体として位置付け、取締役会は、本株式交換に関する意思決定を行うに際して、本答申書において示された本特別委員会の意見を最大限尊重するものとし、特に、本特別委員会が取引条件を妥当でないと判断した場合には、取締役会は、本株式交換を行う旨の意思決定を行わないこととする旨を決議しております。

あわせて、当社は、本特別委員会に対して、(ア) 本特別委員会が自ら交渉を行うこともできるほか、適時に交渉状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、取引条件に関する交渉過程に実質的に関与することができる権限、(イ) 必要に応じて自らの外部アドバイザー等（ファイナンシャル・アドバイザー、第三者算定機関、リーガル・アドバイザー等）を選任し（この場合の費用は当社が負担します。）、又は、当社が選任する外部アドバイザー等について、指名又は承認（事後承認を含みます。）し、本特別委員会として、当社が選任する外部アドバイザー等を信頼して専門的助言を求めることができると判断した場合には、当該アドバイザー等を活用することができる権限、並びに (ウ) 答申を行うにあたって必要となる一切の情報の収集を当社の役員及び従業員並びに外部アドバイザー等に対して求めることができる権限を付与することを決議しております。

## (ii) 検討の経緯

本特別委員会は、2026年2月20日から2026年5月14日までに、合計11回にわたって開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議等を行う等して、本諮問事項について慎重に検討を行いました。

具体的には、本特別委員会は、当社が選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である三菱UFJ銀行財務開発室並びにリーガル・アドバイザーであるシティユーワ法律事務所について、いずれも独立性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。

その上で、学研ホールディングス及び当社の両社から、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景・経緯、本株式交換により創出されるシナジーの内容、本株式交換後の経営方針、従業員の取扱い等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、当社からは、株式交換比率の算定の前提となる本事業計画の作成手続及び内容についても説明を受け、質疑応答を行いました。また、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である三菱UFJ銀行財務開発室から、株式交換比率の算定方法及び算定結果の説明を受け、質疑応答を行いました。さらに、当社のリーガル・アドバイザーであるシティユーワ法律事務所から、本株式交換に係る当社取締役会の意思決定の方法・過程等、本特別委員会の運用その他の本株式交換に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けております。

なお、本特別委員会は、両社の間における本株式交換に係る協議・交渉の経緯及び内容について適宜に報告を受けた上で、学研ホールディングスから本株式交換比率についての最終的な提案を受けるまで複数回にわたり交渉の方針等について協議を行い、当社に意見する等して、学研ホールディングスとの交渉過程に実質的に関与しております。

本特別委員会は、かかる手続を経て、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行い、(a) 本株式交換は当社の企業価値の向上に資すると考えられるため、その実施は相当であると思料する旨、(b) 本株式交換の取引条件には公正性が認められる旨、(c) 本株式交換に係る手続には公正性が認められる旨、(d) 上記 (a) から (c) を踏まえると、本株式交換の実施を決定することは当社の一般株主にとって公正なものであると思料する旨の答申書を、2026年5月14日付で、委員全員の一致で、当社取締役会に対して提出しております。本答申書の内容については、本株式交換プレスリリースの別添の2026年5月14日付「答申書」をご参照ください。

④ 当社における利害関係を有しない取締役（監査等委員である取締役を含む。）全員の承認

当社は、シティユーワ法律事務所から得た法的助言、三菱UFJ銀行財務開発室から取得した本株式交換比率算定書（三菱UFJ銀行財務開発室）の内容、本特別委員会から入手し

た本答申書、本特別委員会が学研ホールディングスとの間で実施した複数回にわたる継続的な協議の内容及びその他の資料を踏まえ、学研ホールディングスによる本株式交換が当社の企業価値の向上に資するか、本株式交換比率を含む本株式交換に係る取引条件が公正なものかについて慎重に審議・検討を行った結果、2026年5月15日開催の当社の取締役会において、本株式交換契約を締結することを決議いたしました。

上記の当社の取締役会においては、学研ホールディングスは当社のその他の関係会社に該当することに鑑み、利益相反のおそれを回避する観点から、当社の取締役7名のうち、学研ホールディングスの執行役員を兼務している谷口正一郎氏を除く6名の取締役（監査等委員である取締役を含みます。）により審議の上、全員一致により上記決議を行っております。

また、同じく利益相反のおそれを回避する観点から、当社の取締役のうち、谷口正一郎氏は、上記取締役会を含む本株式交換に係る取締役会の審議及び決議には参加しておらず、かつ、当社の立場で本株式交換の協議及び交渉にも参加しておりません。

#### ⑤ 当社における独立した検討体制の構築

当社は、学研ホールディングスから独立した立場で、本株式交換に係る検討、交渉及び判断を行う体制を社内に構築いたしました。具体的には、当社は、2026年2月10日に、学研ホールディングスより初期的意向表明書を受領して以降、本株式交換に関する検討（株式交換比率の算定の基礎となる事業計画の作成を含みます。）並びに学研ホールディングスとの協議及び交渉を行う体制を構築いたしました。

本特別委員会は、2026年2月20日開催の第1回特別委員会において、シティユーワ法律事務所の助言を踏まえ、本株式交換について社内で検討、交渉及び判断を行うにあたり、当社の取締役のうち学研ホールディングスの執行役員を兼務している谷口正一郎氏及び学研ホールディングスの役職員等を兼務又は兼任する当社の従業員については、本株式交換に関して利害関係を有すると考えられることから、当社における本株式交換に関する検討、学研ホールディングスとの協議及び交渉には一切参加しないこととする旨を確認いたしました。これらの取扱いを含めて、当社の検討体制に独立性、公正性の観点から問題がないことについて、本特別委員会の承認を得ております。

#### ⑥ 他の買収者による買収提案の機会の確保（マーケット・チェック）

両社は、当社が学研ホールディングス以外の買収提案者（以下「対抗的買収提案者」と

いいます。)と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を一切行っておりません。

また、本株式交換契約を承認するための当社の定時株主総会は本株式交換契約の締結が公表されてから1ヶ月超後である2026年6月25日に開催予定であり、他の企業買収の事例と比しても、対抗的買収提案者による機会が十分に確保されていると考えております。

#### 4. 交換対価について参考となるべき事項

##### (1) 学研ホールディングスの定款の定め

学研ホールディングスの定款は、法令及び当社定款第15条第2項に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載は省略しておりますので、電子提供措置事項が掲載されている各ウェブサイトへアクセスの上、ご確認ください。

##### (2) 交換対価の換価の方法に関する事項

###### ① 交換対価を取引する市場

学研ホールディングス株式は、東京証券取引所プライム市場において取引されております。

###### ② 交換対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

学研ホールディングス株式は、全国の各金融商品取引業者（証券会社等）において、取引の媒介、取次ぎ等が行われております。

###### ③ 交換対価の譲渡その他の処分に制限があるときはその内容

該当事項はありません。

##### (3) 交換対価の市場価格に関する事項

本株式交換契約の締結を公表した日（2026年5月15日）の前営業日を基準日として、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における学研ホールディングス株式の終値の平均値（1円未満の端数については四捨五入しております。）は、それぞれ991円、1,017円及び1,058円です。また、学研ホールディングス株式の市場価格等は、東京証券取引所のウェブサイト(<https://www.jpix.co.jp/>)等でご覧いただけます。

(4) 学研ホールディングスの過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容

学研ホールディングスは、いずれの事業年度においても、金融商品取引法第24条第1項により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

5. 本株式交換に係る新株予約権の定め の 相当性に関する事項  
該当事項はありません。

6. 計算書類等に関する事項

(1) 学研ホールディングスの最終事業年度に係る計算書類等の内容

学研ホールディングスの最終事業年度(2024年10月1日から2025年9月30日)に係る計算書類等の内容は、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面(電子提供措置事項記載書面)への記載は省略しておりますので、電子提供措置事項が掲載されている各ウェブサイトへアクセスの上、ご確認ください。

(2) 当社及び学研ホールディングスにおける最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象に関する事項

① 当社

(i) 当社は、2026年5月15日開催の取締役会において、学研ホールディングスとの間で、学研ホールディングスを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容につきましては、上記2「本株式交換契約の内容の概要」に記載のとおりです。

(ii) 当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式(本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。)の全てを、基準時をもって消却する予定です。

② 学研ホールディングス

(i) 学研ホールディングスは、2026年5月15日付の取締役会において、当社との間で、

学研ホールディングスを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容につきましては、上記2「本株式交換契約の内容の概要」に記載のとおりです。

## 第2号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営上の施策の一つとして認識しており、将来の成長投資に必要となる内部留保の充実と、財務基盤の確立、株主の皆様への利益還元を総合的に勘案したうえで、剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当は、上記方針に基づき、連結財務状態等を勘案し、以下のとおり1株当たり8円といたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

#### (1) 配当財産の種類

金銭

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金8円

配当総額 76,384,440円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月26日

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）（4名）は全員、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の検討及び監査等委員会の審議を経ており、両委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、以下のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	なかむら かく 中村 岳 (1980年9月11日生) 再任	2005年4月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ (現 株式会社NTTドコモ) 入社 2008年2月 当社代表取締役 2015年6月 当社代表取締役社長(現任) 2025年6月 gooddaysホールディングス株式会社 社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) gooddaysホールディングス株式会社 社外取締役	2,011,595株
2	いな がき つかさ 稲垣 司 (1988年4月12日生) 新任	2014年12月 弁護士登録 2015年1月 石井法律事務所入所 2023年1月 当社入社 グループ法務部副部長 2023年4月 当社グループ法務部長兼グループ総務部長 2024年10月 当社経営管理本部長 2026年4月 当社執行役員(現任)	6,281株
3	す どう 須藤 みゆき (1974年2月8日生) 新任	1996年4月 株式会社ナリカ入社 2007年1月 レゴジャパン株式会社入社 LEGO Education Head of Sales and Marketing 2010年4月 同社LEGO Education Head of Japan 2020年7月 プリタニカ・ジャパン株式会社入社 代表取締役社長 2024年10月 当社入社 オンライン英会話事業本部長 2026年4月 当社執行役員(現任)	1,392株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	まさ たい すけ 牧 泰 亮 (1989年8月10日生) 新任	2013年4月 株式会社三菱東京UFJ銀行 (現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行 2018年1月 デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社 (現 合同会社デロイトトーマツ) 入社 2021年11月 関東化学工業株式会社 取締役 2021年11月 理研アルマイト工業株式会社 業務執行役員CFO 2022年1月 RCホールディングス株式会社 取締役CFO 2022年5月 株式会社都精機 取締役 2023年1月 関東化学工業株式会社 代表取締役 2023年1月 株式会社サンエー 取締役 2023年9月 株式会社ソルテック 取締役 2023年9月 オオイテクニカ株式会社 取締役 2023年11月 株式会社勝光社 取締役 2024年4月 株式会社En beaute 取締役 2024年10月 当社入社 財務戦略本部長CFO 2026年4月 当社執行役員CFO (現任)	2,785株
5	たに ぐち しょう いち ろう 谷 正 一 郎 (1973年1月29日生) 再任 社外	1997年4月 株式会社学研研究社 (現 株式会社学研ホールディングス) 入社 2016年7月 株式会社Glatz 取締役 2017年2月 株式会社TOKYO GLOBAL GATEWAY 常務取締役 (現任) 2021年10月 株式会社GAKKEN CC 代表取締役社長 2022年3月 株式会社ジープラスメディア 取締役会長 2024年7月 株式会社学研ホールディングス 執行役員 (現任) 2025年6月 当社社外取締役 (現任) 2025年11月 株式会社ジープラスメディア 代表取締役社長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社学研ホールディングス 執行役員	0株

- (注) 1. 各候補者と当社間に特別の利害関係はありません。
2. 谷口正一郎氏は社外取締役候補者であります。
3. 中村岳氏を取締役候補者とした理由は、当社の創業者であり、経営に関する豊富な経験やグローバル及びEdTech市場に関する専門的な知見を有し、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に寄与できる人材であると判断したためであります。
4. 稲垣司氏を取締役候補者とした理由は、弁護士としての高度な専門的知見に加え、企業法務やM&A支援、組織再編等に関する豊富な実務経験を有しているためであります。また、当社において法務、総務、人事、広報等の幅広い領域を管掌した経験に加え、現在は執行役員としてCorporate Sales事業を統括しており、これらコンプライアンス・リスクマネジメントに関する高い知見や実務経験を活かして、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に寄与できる人材であると判断したためであります。
5. 須藤みゆき氏を取締役候補者とした理由は、一貫して教育関連ビジネスに従事し、外資系企業の日本代表や代表取締役社長として経営を牽引した豊富な経験、並びにグローバル及びEdTech市場に関する専門的な知見を有しているためであります。現在は、当社の執行役員として主力事業であるオンライン英会話事業を管掌しており、これらの高い専門性と実務経験を活かして、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に寄与できる人材であると判断したためであります。
6. 牧泰亮氏を取締役候補者とした理由は、金融機関やファイナンシャルアドバイザー会社におけるM&A、事業再構築等の豊富な実務経験に加え、他社でのグループCFOとして経営管理全般に携わった経験、並びに当社執行役員として財務、IRを管掌し、財務・会計及び金融・資本市場に関する高度な専門性と知見を有しているためであります。これらの経験を活かし、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に寄与できる人材であると判断したためであります。
7. 谷口正一郎氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は、教育関連事業や財務・会計関連分野における豊富な経験と専門的な知見を有し、独立した立場と客観的な視点からの経営に対する適切な監督機能の発揮に繋がると判断したためであり、このような見識や経験を活かして、当社の事業戦略の強化、学研グループとのシナジー創出、及び当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に寄与いただくことを期待するものであります。なお、同氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
8. 谷口正一郎氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約における損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
9. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、各候補者の選任が承認され取締役役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容で更新する予定です。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役（3名）は全員、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の検討を経ており、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、以下のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	みはら たかお 三原 宇雄 (1975年8月20日生) 再任 社外 独立	2001年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 2005年9月 株式会社レコフ入社 2007年3月 三菱UFJ証券株式会社 （現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社 2010年7月 株式会社みずほ銀行入行 2014年4月 三原公認会計士事務所 所長（現任） 2016年1月 当社常勤監査役 2016年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） 2023年12月 株式会社ネオマーケティング 社外取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） 三原公認会計士事務所 所長 株式会社ネオマーケティング 社外取締役（監査等委員）	400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	なり まつ じゅん <b>成 松 淳</b> (1968年11月14日生) 再任 社外 独立	1996年11月 監査法人原会計事務所 入所 1998年5月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 2004年12月 株式会社東京証券取引所上場部 出向 2007年1月 クックパッド株式会社入社 2007年6月 同社取締役 2007年7月 同社執行役 2013年4月 ミューゼオ株式会社(現 ノイエルガルテン株式会社) 設立 代表取締役社長(現任) 2013年10月 当社社外監査役 2013年12月 株式会社ヘリオス 社外監査役 2015年11月 ウォンテッドリー株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任) 2016年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 2017年3月 株式会社クロス・マーケティンググループ 社外取締役(監査等委員)(現任) 2018年3月 株式会社ヘリオス 社外取締役 2025年3月 ナイル株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任) 2026年3月 クックパッド株式会社 社外取締役(現任) 2026年3月 株式会社メタプラネット 社外取締役(監査委員会委員長)(現任) (重要な兼職の状況) ウォンテッドリー株式会社 社外取締役(監査等委員) 株式会社クロス・マーケティンググループ 社外取締役(監査等委員) ナイル株式会社 社外取締役(監査等委員) クックパッド株式会社 社外取締役 株式会社メタプラネット社外取締役(監査委員会委員長)	400株
3	いがらし みき <b>五十嵐 幹</b> (1973年5月10日生) 再任 社外 独立	1996年4月 日本アジア投資株式会社 入社 2003年4月 株式会社クロス・マーケティング設立 代表取締役社長 2006年12月 株式会社リサーチパネル 取締役(現任) 2011年3月 株式会社クロス・マーケティング 代表取締役社長兼CEO(現任) 2011年12月 株式会社クロス・コミュニケーション代表取締役社長 2012年2月 Cross Marketing China Inc. (現 Kadence International Inc.(China)) 董事長 2013年6月 株式会社クロス・マーケティンググループ 同社代表取締役社長兼CEO(現任) 2014年6月 当社社外取締役 2018年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社クロス・マーケティンググループ 代表取締役社長兼CEO 株式会社クロス・マーケティング 代表取締役社長兼CEO	400株

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社間に特別の利害関係はありません。
2. 三原宇雄氏、成松淳氏及び五十嵐幹氏は社外取締役候補者であります。
3. 三原宇雄氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士として会社財務・法務に精通しており、かかる経験・見識を活かして社外取締役としての職務を適切に遂行でき、独立した第三者的な観点から経営の監督・助言・提言等を期待できるものと判断したためであります。なお、同氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって10年となります。
4. 成松淳氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士及び経験豊富な経営者の観点を有しており、かかる経験・見識を活かして社外取締役としての職務を適切に遂行でき、独立した第三者的な観点から経営の監督・助言・提言等を期待できるものと判断したためであります。なお、同氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって10年となります。
5. 五十嵐幹氏を社外取締役候補者とした理由は、経験豊富な経営者の観点を有しており、かかる経験・見識を活かして社外取締役としての職務を適切に遂行でき、独立した第三者的な観点から経営の監督・助言・提言等を期待できるものと判断したためであります。なお、同氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって12年、その内、監査等委員である取締役としての在任期間は8年となります。
6. 当社と三原宇雄氏、成松淳氏及び五十嵐幹氏は会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。当社は、各氏が原案どおり選任された場合には、当該契約を継続する予定です。
7. 当社は三原宇雄氏、成松淳氏及び五十嵐幹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本議案が原案どおり承認された場合、引き続き、独立役員として届け出る予定です。
8. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、各候補者の選任が承認され取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容で更新する予定です。

(ご参考) 選任後の取締役会の構成とスキルマトリックス

第3号議案及び第4号議案が原案どおり可決されますと、取締役会の構成は以下のとおりとなります。なお、本一覧表は各取締役の経験等を踏まえ、より専門的な知見を有する分野を示しており、各取締役の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

氏名	当社における地位 (予定)	特に有する専門性・経験					
		経営	財務・会計	金融・資本市場	コンプライアンス・リスクマネジメント	グローバル	EdTech
中村 岳	代表取締役社長	●			●	●	●
稲垣 司	取締役				●	●	
須藤 みゆき	取締役					●	●
牧 泰亮	取締役		●	●	●		
谷口 正一郎	社外取締役		●				●
三原 宇雄	社外取締役 (監査等委員)		●	●	●		
成松 淳	社外取締役 (監査等委員)		●	●	●		
五十嵐 幹	社外取締役 (監査等委員)	●			●	●	

専門性・経験の詳細

経営	上場企業での経営者（代表権のある取締役）としての経験
財務・会計	公認会計士/税理士、CFOの経験、財務・経理関連の部門長/担当役員の経験
金融・資本市場	金融市場に関する知識（アナリスト）等の専門性を有している者、M&A及び投資管理の部門長/担当役員の経験
コンプライアンス・リスクマネジメント	弁護士、法務・コンプライアンス関連部門、内部監査部門又は総務部門の部門長/担当役員の経験、他社での社外役員経験（グループ会社を除く）
グローバル	海外企業の経営経験、海外事業関連の部門長/担当役員の経験
EdTech	EdTech企業における業務執行取締役としての経験、EdTech企業における技術戦略・研究開発部門長/担当役員の経験

以上

# 事業報告

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における国内経済は、積極的な経済政策の推進が続いており、日経平均株価は史上初の6万円台を目前とする伸長を見せました。年度前半はアメリカの関税引き上げによる輸出鈍化、後半はアメリカとイランの軍事作戦による世界経済への打撃など、世界情勢のマイナス影響はあったものの、緩やかな回復から成長が見込まれています。

一方で、円安による輸入コスト増加や人件費高騰の影響などから、消費活動レベルでは食品・日用品・サービスなど全方位での価格上昇が続いています。加えて、中東情勢悪化に伴う原油や液化天然ガスなどの輸入大幅減少が直接的な引き金となり、価格上昇を越えて供給停止に至るケースも出始めています。日々の生活コストが逼迫することから、従来にも増して海外旅行のようなレジャーや留学といった自己投資にコストをかけづらくなっているのが実情です。

英語学習市場においては、個人向けと法人向けそれぞれの市場でニーズの変化が顕在化してきました。個人向けでは、趣味教養を目的としたライト層がAIやアプリを活用した安価で手軽なサービスを利用するのに対し、本気度の高い学習者はハイエンドのコーチングサービスを選ぶなど、2極化の傾向が見られます。法人向けでは、コストをかけて研修を行う以上は費用対効果を重視するという傾向が一層強まってきました。そして、学習者レベルでは「挫折と停滞を繰り返し、学習を継続できない」「仕事で英語を使えるようになりたいが、時間もコストもかけられない」という声が聞かれます。こうした課題に対し、レアジョブグループでは市場の垣根を越えた包括的な英語学習サービスの提供に向け、組織体制変更とサービスラインナップの再構築を進めております。

大人向けのリスキリング事業では、新機能やサービスのリリースを行うと同時に、より有機的な連携のもとにサービス提供できる基盤を固めるため、グループ会社の再編を行いました。個人・法人・エンジニアリングを1社に統合し、よりスピーディで一体感を持った事業運営ができる体制を整えました。自社サービスの展開としては、「レアジョブ英会話 ビジネス英会話コース」の販売強化に加え、プロコーチとAIが伴走して自律的な学習をサポートする新サービス「レアジョブ英会話コーチング」、英語中上級の伸び悩みを突破する法人研修「CAPE-Impact」も本格的に提供を開始し、早期の収益貢献を目指しております。同時に、ライト層の学習者へのリーチはアライアンスを加速させるなど、学習ニーズと英会話カレベルを全方位でカバーするためのラインナップ拡充と戦略の実行を推進してまいります。

子ども・子育て支援事業では、サービス連携及びグループ会社間シナジーによる競争優位性の向上を進めてまいります。主要サービスであるALT派遣にオンライン英会話を組み合わせたブレンディッド教育を提案できるのは、両サービスを保有している株式会社ボーダーリンクの強みです。このソリューションを通して、更なるシェア拡大を進めてまいります。また、2025年9月にグループに参画した株式会社東京インターナショナルスクールグループは、英語で学ぶ探究型カリキュラムを提供するキンダーガーデン・アフタースクール事業を営んでいます。オンライン英会話サービスの提供による競争優位性の向上、オンライン探究型カリキュラムの共同開発など、グループ内でのシナジー創出を進めてまいります。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、事業セグメントの利益又は損失の測定方法を変更しており、当連結会計年度の比較・分析は、変更後の測定方法に基づいております。

### リスキリング事業

当連結会計年度において、個人向けサービスの会員数減少及び資格サービス事業の譲渡により、売上高は3,885,712千円と前年同期比781,262千円（△16.7%）の減収となりました。その結果、セグメント利益は207,451千円と同309,579千円（△59.9%）の減益となっております。

#### 子ども・子育て支援事業

当連結会計年度において、ALT派遣サービスの新規自治体の獲得に加え、新たにレアジョブグループに参画した株式会社東京インターナショナルスクールグループの売上高が9月から寄与していることから、売上高は5,714,867千円と前年同期比666,100千円（13.2%）の増収となりました。一方で、同社の株式取得に伴うデュー・デリジェンス及びアドバイザー費用の計上等により、セグメント利益は440,748千円と同135,092千円（△23.5%）の減益となっております。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度における売上高は9,600,579千円と前年同期比115,162千円（△1.2%）の減収、EBITDAは386,326千円と同363,246千円（△48.5%）の減少、営業利益は78,249千円と同363,942千円（△82.3%）の減益、経常利益は93,799千円と同330,453千円（△77.9%）の減益、親会社株主に帰属する当期純利益は325,777千円と同56,869千円（21.1%）の増益となりました。

#### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、ソフトウェアの開発等、総額91,061千円となっております。

#### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、株式会社東京インターナショナルスクールグループの株式取得対価の原資として、長期借入金500,000千円を調達いたしました。

#### (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、2026年1月5日を効力発生日として、当社の資格サービス事業を会社分割により新設会社に承継させた上で、新設会社の発行済株式の全部を当社のその他の関係会社である株式会社学研ホールディングスに譲渡いたしました。

(5) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

① 完全子会社の吸収合併

当社は、2025年7月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、完全子会社である株式会社K12ホールディングスを吸収合併消滅会社とする吸収合併により、同社の権利義務を承継いたしました。

② 連結子会社間の吸収合併

当社の完全子会社である株式会社プロゴスと株式会社レアジョブテクノロジーは、2026年1月1日を効力発生日として、株式会社プロゴスを吸収合併存続会社、株式会社レアジョブテクノロジーを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。

(6) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2025年8月29日付で、株式会社東京インターナショナルスクールグループの全株式を取得し、完全子会社化いたしました。

(7) 対処すべき課題

当社グループは「Chances for everyone, everywhere.」をグループビジョンに掲げ、「世界中の人々が、それぞれの能力を発揮し、活躍できる世の中の実現」を目指しております。現在、当社グループはオンライン英会話サービスを主軸に、グローバルリーダー育成プログラムやプロコーチとAIが伴走するコーチングサービスなど、多様なリスキリングサービスを提供しております。またALT派遣サービスや子ども向け英会話サービス、キンダーガーデンとアフタースクールの運営・フランチャイズ展開、オンライン探究型カリキュラムの開発・提供等、幼児から高校生まで幅広い年代の子どもを対象とするサービスも展開しております。当社グループは「【人×AI】の共創で提供価値最大化を実現」と「シナジーと協業で、競争優位性の確立と事業展開を加速」という2つの未来の実現に向け、以下の事項を今後の主要な課題として認識し、戦略的なグループ経営を推し進める方針であります。

① オンライン学習サービスの品質向上について

今後の事業拡大のためには、ユーザーのニーズに応じて提供サービスの品質向上を図る必要があると認識しております。近年、英語学習市場においては、学習者の種類と利用サービスの多様化・細分化が進んでいます。個人向け市場は趣味教養を目的としたライト層が多く、その中でも手軽かつ低単価なサービスはAI/アプリ、本気度が高いサービスはコーチングと、2極化する傾向にあります。これに対して、当連結会計年度においては、サービスラインナップの拡充を推進しており、2026年1月には、プロコーチとAIが伴走して自律的な学習をサポートする新サービス「レアジョブ英会話コーチング」の提供を開始いたしました。さらに、ライト層の学習者へのリーチにはアライアンスを加速させるなど、より広いマーケット・対象者に適切なサービスを提供してまいります。

② 組織体制、人材の強化について

当社グループが、業容の拡大及び経営体制の強化を実現していく上で、人材の確保・育成は不可欠であります。「【人×AI】の共創で提供価値最大化を実現」という目指すべき未来に向け、新たな価値を創出できる人材の育成に注力しております。こうした人材が最大限の能力を発揮し、戦略を迅速かつ効果的に遂行できる基盤を構築するため、組織体制を抜本的に刷新いたしました。2026年4月に経営資源の一体化を目的とした、当社の連結子会社である株式会社プロゴスを吸収合併いたしました。さらに、従来の本部制を廃止し、「コンシューマー」「法人」「テクノロジー」の3領域の垣根を払った新体制へ移行いたしました。新体制下では、各執行役員が担当領域の専門性を活かしつつ、領域横断的な「全社最適」の視点から機動的に意思決定を行う体制を構築しております。多様な専門性を持つ人材が組織の壁を越えて連携し、更なる企業価値の向上に邁進してまいります。

③ システムの安定的な稼働と強化について

当社グループが目指す「【人×AI】の共創で提供価値最大化を実現」という未来において、サービス提供の基盤となるシステムの重要性は一層高まっております。グループ内の経営資源を一体化させた新体制のもと、AI分野への戦略的投資を強化し、安全性と安定性を兼ね備えたシステムの構築を推進してまいります。また、サイバーセキュリティ対策に加え、AI活用に関するガイドラインの運用を徹底するなど、安定運用と技術革新を両立させることで、継続的な事業展開を支える強固な技術基盤を確立していく方針です。

④ 当社グループブランドの知名度向上について

当社グループは、オンライン英会話サービスにおいて一定の知名度を得ているものと認識しております。しかしながら、更なる事業拡大及び競合企業との差別化を図るにあたり、目指すべき未来として掲げる「シナジーと協業で、競争優位性の確立と事業展開を加速」させ、EdTechグループとしてのブランディングを強化することが重要です。各事業セグメントにおいて、以下のとおり取り組みを進めてまいります。

●リスキリング事業

市場の実態に合わせ、ビジネス英語学習におけるプロダクトラインナップを再定義いたしました。学習意欲の高い層に向けては、2026年1月提供開始の「レアジョブ英会話コーチング」や法人研修「CAPE-Impact」といった高付加価値サービスの知名度向上に注力し、成果を追求するビジネス英語のトップブランドを確立いたします。一方で、カジュアルに学習するライト層に対しては、他事業者との積極的なアライアンス（協業）を推進することで、効率的にターゲット層へリーチし、グループ全体の認知拡大を図ってまいります。

●子ども・子育て支援事業

ALT派遣サービスにおいて、オンライン英会話を組み合わせた「ブレンディッド教育」を提案できるグループシナジーを最大の強みとし、自治体や学校現場における唯一無二のブランド地位を確立してまいります。また、新たにグループへ加わった東京インターナショナルスクールグループのブランド力と実績を最大限に活用し、プリスクールや学童保育市場においても「質の高い英語教育のレアジョブ」としてのプレゼンスを発揮し、市場の認知獲得を進めてまいります。

⑤ 経営管理体制の強化について

当社グループが継続的に安定してサービスを提供し、中長期的に企業価値を向上させるためには経営管理体制の強化や、コーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みを行うことが重要だと考えております。この方針のもと、経営資源が一体化した新体制下において、内部統制の高度化と意思決定の迅速化を両立させ、グループ全体の統治能力をより一層高めてまいります。また、ISMS認証に基づく個人情報保護の継続的改善に加え、AIガバナンスの強化にも注力してまいります。これらを通じ、法令遵守と社会倫理を徹底した健全な経営体制を確立し、持続的な成長と企業価値の向上に邁進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(8) 財産及び損益の状況の推移

区分	第16期 (2023年3月期)	第17期 (2024年3月期)	第18期 (2025年3月期)	第19期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売上高 (千円)	5,787,323	10,175,419	9,715,742	9,600,579
経常利益 (千円)	279,430	700,700	424,252	93,799
親会社株主に 帰属する 当期純利益 (△は損失) (千円)	194,038	△288,067	268,908	325,777
1株当たり 当期純利益 (△は損失) (円)	20.69	△30.49	28.34	34.16
総資産 (千円)	6,835,102	6,256,365	5,891,460	6,598,118
純資産 (千円)	2,624,428	1,833,621	1,931,754	2,245,491
1株当たり 純資産額 (円)	255.44	191.59	203.27	235.18

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。

## (9) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
RareJob Philippines, Inc.	19,350千 フィリピンペソ	99.997%	英会話講師の選定・教育・管理業務
Borderlink Educational Services, Inc.	10,000千 フィリピンペソ	※ 99.995%	オンライン英会話レッスンの提供
Rarejob English Assessment, Inc.	48,890千 フィリピンペソ	99.999%	アセスメント事業
株式会社プロゴス	50,000千円	100.000%	グローバルリーダーの評価・育成・ 採用等関連事業
株式会社ボーダーリンク	91,000千円	100.000%	ALT派遣事業、文教事業
株式会社東京インターナショナルスクールグループ	45,000千円	100.000%	キンダーガーデンとアフタースクールの運営、カリキュラム開発と提供、 外国人講師の派遣

(注) 1. ※の出資比率には、間接保有分を含んでおります。

2. 株式会社東京インターナショナルスクールグループは、2025年8月29日付で当社が同社の全株式を取得したことにより、当社の完全子会社となっております。
3. Borderlink Educational Services, Inc. については、2025年10月21日付で RIPPLE KIDS EDUCATIONAL SERVICES, INC. から名称を変更しております。
4. 前事業年度において当社の完全子会社であった株式会社レアジョブテクノロジーは、2026年1月1日付で当社の完全子会社である株式会社プロゴスを存続会社とする吸収合併により消滅いたしました。
5. 前事業年度において当社の完全子会社であった株式会社K12ホールディングスは、2025年7月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅いたしました。

### ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

名称	住所	帳簿価額の 合計額	当社の 総資産額
株式会社ボーダーリンク	埼玉県さいたま市大宮区下町二丁目16番地1	2,482百万円	5,307百万円

## 2. 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 28,816,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,548,055株（自己株式297,545株を除く。）
- (3) 当事業年度末の株主数 10,064名

### (4) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
中村 岳	2,011,595株	21.07%
株式会社学研ホールディングス	1,903,300株	19.93%
株式会社UED	882,400株	9.24%
株式会社増進会ホールディングス	480,000株	5.03%
鄭 勝喜	215,400株	2.26%
株式会社RISO	204,545株	2.14%
藤田 利之	166,300株	1.74%
レアジョブ従業員持株会	146,600株	1.54%
株式会社ZuittJP	116,900株	1.22%
DAIWA CM SINGAPORE LTD - NOMINEE KATO TOMOHISA	116,900株	1.22%

- (注) 1. 当社は自己株式297,545株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 2026年4月9日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、株式会社UEDが2026年4月6日現在で902,100株を保有されている旨が記載されておりますが、上記大株主の状況には含めておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は以下のとおりです。

株式報酬の内容	譲渡制限付株式報酬
払込期日	2025年8月18日
株式の種類及び株式数	当社普通株式 22,284株
処分価額	1株につき359円
割当先	当社取締役（監査等委員を除く）2名
譲渡制限期間	対象役員については、2025年8月18日から当社又は当社子会社の取締役又は従業員の内いずれも退任又は退職するまでの間。
譲渡制限の解除条件	対象役員が、払込期日の直前の当社定時株主総会の日から翌年に開催される当社定時株主総会の日までの期間の間、継続して、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

#### 取締役、その他役員に交付した株式報酬の区分別合計

区 分	株 式 数	交付対象者数
当社取締役（監査等委員を除く）	22,284株	2名
当社社外取締役（監査等委員を除く）	0株	0名
当社社外取締役（監査等委員）	0株	0名

(6) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の氏名等（2026年3月31日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
中村 岳	代表取締役社長	gooddaysホールディングス株式会社 社外取締役
坪内 俊一	取締役	
安井 康真	取締役	
谷口 正一郎	取締役	株式会社学研ホールディングス 執行役員
三原 宇雄	取締役（監査等委員）	三原公認会計士事務所 所長 株式会社ネオマーケティング 社外取締役（監査等委員）
成松 淳	取締役（監査等委員）	ウォンテッドリー株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社クロス・マーケティンググループ 社外取締役（監査等委員） ナイル株式会社 社外取締役（監査等委員） クックパッド株式会社 社外取締役 株式会社メタプラネット 社外取締役（監査委員会委員長）
五十嵐 幹	取締役（監査等委員）	株式会社クロス・マーケティンググループ 代表取締役社長兼CEO 株式会社クロス・マーケティング 代表取締役社長兼CEO

- (注) 1. 取締役のうち、谷口正一郎氏、三原宇雄氏、成松淳氏及び五十嵐幹氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査等委員のうち、三原宇雄氏及び成松淳氏は公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、社外取締役のみで監査等委員会を構成することとしているため、常勤の監査等委員を選定していませんが、監査等委員補助者が監査等委員の職務を補助しており、監査等委員と緊密な連携を取ることで、監査の実効性を確保しております。
4. 取締役谷口正一郎氏、三原宇雄氏、成松淳氏及び五十嵐幹氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 取締役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

2021年2月12日開催の取締役会において、以下のとおり決議しております。

#### ア. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、基本報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

#### イ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

#### ウ. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、現時点では導入しておらず、今後検討していくものとする。非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、当社と付与対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結したうえで、役位に応じて決定された数の当社普通株式を交付するものとする。

#### エ. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえて決定する。

#### オ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の審議を経たうえで、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬及び株式報酬の額とする。

## ② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、金銭報酬については2020年6月23日開催の第13期定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、譲渡制限付株式報酬については、2020年6月23日開催の第13期定時株主総会において、年額100百万円以内（ただし、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）と決議しております。当該決議に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名であります。

また、ストック・オプションについては2018年6月21日開催の第11期定時株主総会において、年額30百万円以内（ただし、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）と決議しております。当該決議に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名であります。

なお、監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年6月22日開催の第9回定時株主総会において、年額20百万円以内と決議しております。当該決議に係る監査等委員である取締役の員数は3名であります。

## ③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、報酬等の決定に係る手続きの透明性・客観性を強化するため、任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会を設置しております。当該委員会の審議を経たうえで、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長中村岳が株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。なお、その権限の内容は、各取締役の基本報酬及び株式報酬の額としております。

これらの権限を委任した理由は、当社グループの経営状態や取り巻く環境等を、当社において最も熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであります。

取締役会は、役員の報酬額が恣意的に決定されることなく、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるために必要なモニタリング措置を講じており、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を 除く) (うち社外取締役)	38,548 (-)	30,002 (-)	- (-)	8,545 (-)	3 (-)
監査等委員である 取締役 (うち社外取締役)	16,800 (16,800)	16,800 (16,800)	- (-)	- (-)	3 (3)

- (注) 1. 期末現在の人員数は取締役 (監査等委員を除く) 4名 (うち社外取締役1名)、取締役 (監査等委員) 3名 (うち社外取締役3名) であります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 基本報酬が無報酬の取締役 (監査等委員を除く) は、3名であります。うち2名は、連結子会社より基本報酬を支給しております。
4. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく、当事業年度における費用計上額を記載しております。
5. 非金銭報酬等に含まれる譲渡制限付株式報酬制度の概要は、「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のほか、以下のとおりです。

払込期日	2024年8月19日
株式の種類及び株式数	当社普通株式 23,310株
処分価額	1株につき429円
割当先	当社取締役 (監査等委員を除く) 2名
譲渡制限期間	対象役員については、2024年8月19日から当社又は当社子会社の取締役又は従業員のいずれも退任又は退職するまでの間。
譲渡制限の解除条件	対象役員が、払込期日の直前の当社定時株主総会の日から翌年に開催される当社定時株主総会の日までの期間の間、継続して、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

- (注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。  
また、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

## 連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>4,095,466</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,161,115</b>
現金及び預金	3,008,685	短期借入金	450,000
売掛金	650,720	1年内返済予定の長期借入金	379,000
前払費用	127,159	リース債務	1,042
デリバティブ債権	21,778	未払金	201,015
その他の	287,121	未払費用	497,617
<b>固定資産</b>	<b>2,502,652</b>	未払法人税等	43,862
<b>有形固定資産</b>	<b>161,849</b>	未払消費税等	85,686
建物	103,717	前受金	266,167
工具、器具及び備品	38,882	預り金	146,533
車両運搬具	1,629	賞与引当金	80,095
使用権資産	905	その他の	10,094
建設仮勘定	16,714	<b>固定負債</b>	<b>2,191,511</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>1,982,876</b>	長期借入金	1,804,482
商標権	1,598	退職給付に係る負債	87,213
ソフトウェア	205,394	資産除去債務	4,292
ソフトウェア仮勘定	32,920	繰延税金負債	295,067
のれん	918,898	その他の	454
顧客関連資産	814,879	<b>負債合計</b>	<b>4,352,626</b>
その他の	9,184	<b>(純資産の部)</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>357,926</b>	<b>株主資本</b>	<b>2,199,614</b>
投資有価証券	3,330	資本金	657,207
敷延税金資産	156,490	資本剰余金	604,194
その他の	156,120	利益剰余金	1,122,535
	41,985	自己株式	△184,323
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>45,873</b>
		繰延ヘッジ損益	15,222
		為替換算調整勘定	35,630
		退職給付に係る調整累計額	△4,979
		非支配株主持分	3
		<b>純資産合計</b>	<b>2,245,491</b>
<b>資産合計</b>	<b>6,598,118</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>6,598,118</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書  
(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

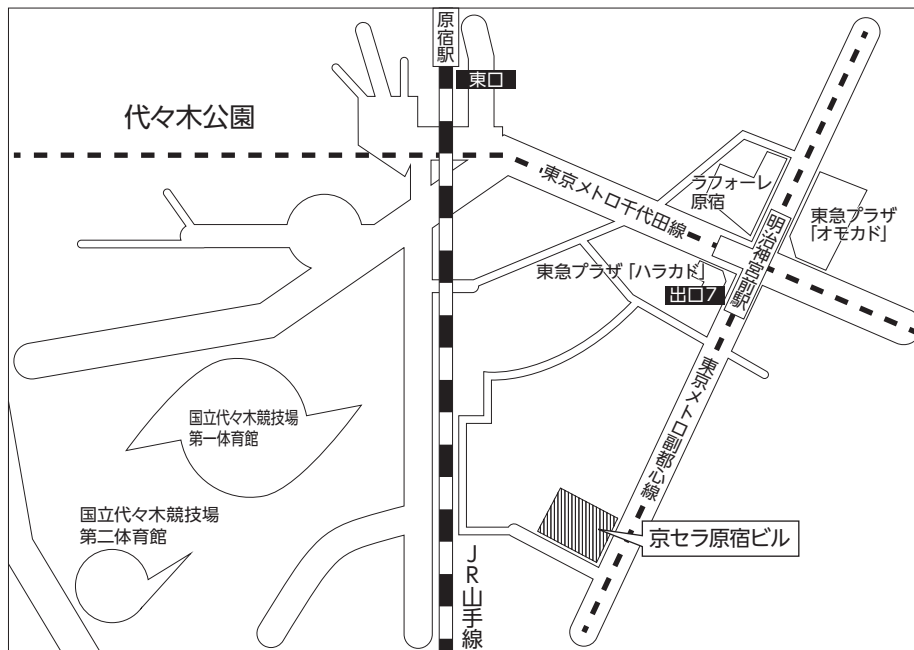
(単位：千円)

科 目	金 額
売上	9,600,579
売上原価	5,738,099
売上総利益	<b>3,862,480</b>
販売費及び一般管理費	3,784,230
営業外収益	<b>78,249</b>
受為受そ	4,346
取替	5,551
取手の	25,532
営業外	7,944
支そ	43,375
経常	26,041
特別	1,784
固定資産売却益	1,356
関係会社株式売却益	414,958
事業有価証券編成	16,729
投資損	2,179
減損	17,376
税金等調整前当期純利益	36,285
法人税、住民税及び事業税	<b>473,828</b>
当期純利益	143,239
非支配株主に帰属する当期純利益	4,810
親会社株主に帰属する当期純利益	<b>325,778</b>
	0
	325,777

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主総会会場ご案内図

会場 東京都渋谷区神宮前六丁目27番8号  
京セラ原宿ビル2階  
株式会社レアジョブ 本店会議室



## 交通機関

- JR原宿駅（東口）より徒歩9分
- 東京メトロ副都心線・千代田線  
明治神宮前駅（7番出口）より徒歩3分



見やすく読みまちがえ  
にくいユニバーサルデ  
ザインフォントを採用  
しています。

# 第19期定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

1. 企業集団の現況に関する事項
    - (1) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)
    - (2) 主要な事業所 (2026年3月31日現在)
    - (3) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)
    - (4) 主要な借入先 (2026年3月31日現在)
    - (5) その他株式会社の現況に関する重要な事項
  2. 新株予約権等に関する事項
  3. 会社役員に関する事項
    - (1) 責任限定契約の内容の概要
    - (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
    - (3) 社外役員に関する事項
  4. 会計監査人に関する事項
  5. 業務の適正を確保するための体制  
及びその運用状況の概要
- 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表  
貸借対照表及び損益計算書  
計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表  
監 査 報 告  
株式会社学研ホールディングスの定款  
株式会社学研ホールディングスの最終事業年度に係る計算書類等

株式会社レアジョブ

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

事業名	事業内容
リスキリング事業	時代の変化に対応するために、新しい知識やスキルを学ぶ「リスキリング (Reskilling)」を軸とした事業
子ども・子育て支援事業	幼児から高校生まで幅広い年代の子どもを対象とする事業

### (2) 主要な事業所 (2026年3月31日現在)

#### ① 当社

名称	所在地
本 社	東京都渋谷区

#### ② 子会社

名称	所在地
RareJob Philippines, Inc.	フィリピン ケソン市
Borderlink Educational Services, Inc.	フィリピン セブ市
Rarejob English Assessment, Inc.	フィリピン カガヤン・デ・オロ市
株式会社プロゴス	東京都渋谷区
株式会社ボーダーリンク	埼玉県さいたま市
株式会社東京インターナショナルスクールグループ	東京都目黒区

### (3) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

#### ① 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
572名(156名)	42名減 (106名増)

- (注) 1. 従業員数は就業人数であり、臨時従業員等は ( ) 内に年間平均雇用人員を概数で記載しております。なお、当社グループ雇用の人材派遣社員、業務請負社員については従業員数及び臨時従業員等には含まれておりません。
2. 同一の従業員が複数の事業に横断的に従事しているため、セグメントに関連付けての記載は行っておりません。
3. 従業員数の減少の主な理由は、海外子会社の組織再編に起因するものであります。
4. 臨時従業員数の増加の主な理由は、株式会社東京インターナショナルスクールグループの子会社化に起因するものであります。

#### ② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
45名(10名)	1名減 (1名減)	40.5歳	4.9年

(注) 従業員数は就業人数であり、臨時従業員等は ( ) 内に年間平均雇用人員を概数で記載しております。

### (4) 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社三菱UFJ銀行	1,191,400 千円
株式会社みずほ銀行	635,720
株式会社りそな銀行	483,340
株式会社千葉銀行	177,293
三井住友信託銀行株式会社	78,569
株式会社商工組合中央金庫	52,160
日本生命保険相互会社	15,000

### (5) その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 新株予約権等に関する事項

会社の新株予約権等に関する事項（2026年3月31日現在）

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行取締役等でない取締役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

#### (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には、填補の対象とならないなど、一定の免責事由を設けております。

#### (3) 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係

当社の社外役員に関する重要な兼職先につきましては、「3. 会社役員に関する事項 (1) 取締役の氏名等」に記載のとおりであります。当社と各兼職先の間には開示すべき関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

ア. 取締役会等への出席状況及び発言状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	谷口 正一郎	社外取締役就任後に開催された取締役会には13回中13回(100.0%)出席し、財務・会計関連分野における豊富な経験と専門的な見識に基づき、議案・審議につき必要な発言を適宜行っております。
取締役(監査等委員)	三原 宇雄	当事業年度開催の取締役会には17回中16回(94.1%)出席し、監査等委員会には13回中12回(92.3%)出席し、公認会計士としての見識に基づき、議案・審議につき必要な発言を適宜行っております。
取締役(監査等委員)	成松 淳	当事業年度開催の取締役会には17回中17回(100.0%)出席し、監査等委員会には13回中13回(100.0%)出席し、公認会計士としての見識に基づき、議案・審議につき必要な発言を適宜行っております。
取締役(監査等委員)	五十嵐 幹	当事業年度開催の取締役会には17回中17回(100.0%)出席し、監査等委員会には13回中13回(100.0%)出席し、IT業界の会社経営による豊富な経験と幅広い見識に基づき、議案・審議につき必要な発言を適宜行っております。

イ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

当社は、社外取締役について、経営全般、財務・会計、金融・資本市場、コンプライアンス・リスクマネジメント及び海外ビジネスに関する知見等、幅広い分野の専門性・経験を持つ方を社外取締役として選任しており、社外取締役は、以下の期待される役割・責任を果たしております。

- (ア)経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し、中長期的な企業価値向上の観点から助言を行うこと
- (イ)経営陣幹部の選解任その他の取締役の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
- (ウ)会社と経営陣・主要株主との間の利益相反を監督すること
- (エ)経営陣・主要株主から独立した立場で各ステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映すること

#### 4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                                 |          |
|---------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額        | 43,300千円 |
| ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 43,300千円 |

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、当事業年度において、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査等委員会は会計監査人の継続監査年数等を勘案し、再任もしくは不再任の決定を行います。

## 5. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

### (1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び当社子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a. 「コンプライアンス規程」をはじめとするコンプライアンス体制に係る規程を、役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、管理部門が全社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部門を中心に役職員教育等を行う。
  - b. 内部監査担当は、コンプライアンスの遵守状況を監査する。なお、法令上疑義のある行為について従業員が直接情報提供を行う手段としてヘルプラインを設置し、管理部門がその運営を行う。
  - c. 法令・定款違反等の行為が発見された場合には、「コンプライアンス規程」に従って、グループ経営会議に報告の上、外部専門家と協力しながら対応に努める。
  - d. 役職員の法令・定款違反等の行為については、適正に処分を行う。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、保存する。取締役は、「文書管理規程」により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - a. コンプライアンス、環境、災害、品質及び情報セキュリティ等に係るリスクについては、リスク管理規程等の諸規程、ガイドライン及びマニュアル等の制定や、役職員に対するリスク管理に関する教育・研修を行うものとし、新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者を定める。
  - b. 情報セキュリティポリシーを整備し、情報セキュリティの強化並びに個人情報の保護に努める。
  - c. 当社では、大震災等の災害時を想定した事業継続計画（BCP）を策定しており、不測の事態が発生した場合には、必要に応じて代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置、全役職員が一体となって危機に対応し、被害の発生を防止し、又は損害の拡大を最小限にとどめる体制をとる。
- ④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - a. 取締役会を月1回定期に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
  - b. 取締役は、取締役会で定めた中期経営計画及び単年度予算に基づき効率的な職務執行を行い、予算の進捗状況について取締役会に報告する。
  - c. 「業務分掌規程」、「職務権限規程」等に業務執行の手続きを簡明に定め、効率的な業務執行を可能にする。

- ⑤ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - a. コンプライアンス、リスク管理体制その他内部統制に必要な制度は、当社グループ全体を横断的に対象とし、当社がその管理運営にあたる。
  - b. 当社の内部監査担当は、子会社の監査を通じて、当社グループの内部統制の状況を把握・評価する。また、財務報告に係る内部統制については、当社の内部監査担当が子会社の内部統制評価及び報告を行う。
  - c. 子会社は当社の監査等委員に対し、リスク情報を含めた業務執行状況の報告を行う。
  - d. 子会社の事業活動に係る決裁権限は、「関係会社管理規程」による。
- ⑥ 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項  
監査等委員は、内部監査担当者に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けないものとする。
- ⑦ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役、使用人が当社の監査等委員に報告するための体制その他監査等委員への報告に関する体制
  - a. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等を速やかに報告する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員会との協議により決定する方法による。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員から情報の提供を求められた際に、遅滞なく業務執行等の情報を報告する。
  - b. 監査等委員会へ報告した取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役、使用人に周知徹底する。
- ⑧ 監査等委員の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - a. 監査等委員がその職務の執行にあたり生じた費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
  - b. 当社監査等委員が社外の弁護士等の第三者から助言を求めるときは、当社はこれに要する費用を負担する。
  - c. 監査等委員は、実効的な監査を行うため、代表取締役、会計監査人、内部監査担当とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制  
内部統制システムの構築に関する基本方針及び関連規程に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

⑩ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

- a. 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、拒絶することを基本方針とし、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であると判明した場合には取引を解消する。なお、当社取締役及び使用人で取引を開始しようとする者は、「反社会的勢力対策に関する規程」に従い、取引相手の反社会性を検証し、問題がないことを確認した上で当該取引を開始する。
- b. 管理部門を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理、蓄積を行う。また、取締役及び使用人が基本方針を遵守するような教育体制を構築すると共に、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
- c. 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察、顧問法律事務所、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記に掲げた内部統制システムの施策及び規程に従って、具体的な取り組みを行うと共に、内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかのモニタリングを常時行っております。併せて、管理部門は当社の各部門に対して、コンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備するために、個人情報保護、インサイダー取引防止及び財務報告に係る内部統制に関する教育及び研修を実施しております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。  
また、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	657,207	621,680	846,064	△227,196	1,897,755
当期変動額					
剰余金の配当			△47,516		△47,516
親会社株主に帰属する 当期純利益			325,777		325,777
譲渡制限付株式報酬		△19,275		42,873	23,597
利益剰余金から 資本剰余金への振替		1,789	△1,789		－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△17,485	276,471	42,873	301,858
当期末残高	657,207	604,194	1,122,535	△184,323	2,199,614

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	236	△1,236	40,721	△5,729	33,991	7	1,931,754
当期変動額							
剰余金の配当							△47,516
親会社株主に帰属する 当期純利益							325,777
譲渡制限付株式報酬							23,597
利益剰余金から 資本剰余金への振替							－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△236	16,459	△5,090	750	11,881	△3	11,878
当期変動額合計	△236	16,459	△5,090	750	11,881	△3	313,737
当期末残高	－	15,222	35,630	△4,979	45,873	3	2,245,491

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数 6社

海外3社、国内3社、合計6社の子会社を連結範囲に含めております。

#### (2) 主要な連結子会社の名称

(在外連結子会社)

RareJob Philippines, Inc.

Borderlink Educational Services, Inc.

Rarejob English Assessment, Inc.

(国内連結子会社)

株式会社プロゴス

株式会社ボーダーリンク

株式会社東京インターナショナルスクールグループ

当連結会計年度において、株式会社東京インターナショナルスクールグループの株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

当連結会計年度において、当社の連結子会社であった株式会社K12ホールディングスは、当社に吸収合併され消滅会社となったため、連結の範囲から除外しております。また、当連結会計年度において、当社の連結子会社であった株式会社レアジョブテクノロジーズは、株式会社プロゴスを存続会社とする吸収合併により消滅会社となったため、連結の範囲から除外しております。

当連結会計年度において、RIPPLE KIDS EDUCATIONAL SERVICES, INC. は、Borderlink Educational Services, Inc.に社名を変更しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法適用の関連会社の数 1社

#### (2) 主要な持分法適用の関連会社の名称

Grandline Philippines Corporation

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、RareJob Philippines, Inc.、Borderlink Educational Services, Inc.、Rarejob English Assessment, Inc.の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法を採用しております。

##### ② デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（使用权資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～18年
工具、器具及び備品	3～15年
車両運搬具	2年

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な償却年数は以下のとおりであります。

商標権	10年
ソフトウェア（自社利用分）	3～5年（社内における利用可能期間）
顧客関連資産	25年

##### ③ 使用权資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

#### (3) 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

#### (4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、リスキリング事業においては、個人や法人を顧客として、主にオンライン英会話サービス、グローバルリーダー育成プログラム、資格取得支援サービス等の教育サービスを提供しております。また、子ども・子育て支援事業においては、教育機関を顧客としたALT派遣サービスや、児童生徒向けのオンライン英会話サービス、オフライン英会話教室等を提供しております。

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

#### (5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

##### ① 退職給付に係る会計処理の方法

###### 退職給付見込額の期間帰属方法

一部の連結子会社の退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

###### 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理することとしております。

###### 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

##### ② 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

##### ③ 重要なヘッジ会計の方法

###### ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

###### ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…直物為替先渡取引（NDF、通貨オプション）

ヘッジ対象…外貨建金銭債務及び外貨建予定取引

#### ヘッジ方針

当社グループではデリバティブ取引に関するリスク管理体制に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

#### ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定を省略しております。

#### ④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、10年から14年の期間で均等償却しております。

### (会計上の見積りに関する注記)

当社グループの連結計算書類は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されており、この連結計算書類の作成にあたって、決算日における資産・負債の報告数値及び報告期間における収益・費用の報告数値に影響を与える見積り及び予測を行わなければなりません。したがって、当該見積り及び予測については不確実性が存在するため、将来生じる実際の結果はこれらの見積り及び予測と異なる場合があります。

当社グループでは、特に以下の会計上の見積り及び仮定が当社の連結計算書類に重要な影響を与えるものと考えております。

#### のれん及び顧客関連資産の評価

##### 1. 当連結会計年度の連結計算書類上に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
のれん	918,898
顧客関連資産	814,879

##### 2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

2023年4月1日付で、株式会社ボーダーリンクの株式取得を行いました。当該企業結合の結果として識別されたのれんの未償却額800,969千円及び顧客関連資産の未償却額814,879千円を当連結会計年度末において連結貸借対照表に計上しております。

企業結合により計上したのれん及び顧客関連資産は、その効果の発現する期間にわたって均等償却されますが、のれんを含む資産グループに減損の兆候があると認められる場合、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額とを比較し、減損損失の認識の要否を判定する必要があります。判定の結果、減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上されます。

減損の兆候に該当するかどうかは、主としてのれんを含む資産グループの営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続的なマイナスとなっている又は継続してマイナスになる見込みであることにより判断され、当連結会計年度において、減損の兆候はないと判断しております。

また、減損の兆候判定に利用される事業計画は、主として既存顧客の減少率を含む将来の顧客契約数の推移、契約単価、講師採用数、費用等の予測についての仮定を含んでおります。

翌連結会計年度以降、のれんを含む資産グループの営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが継続的にマイナス又は継続してマイナスになる見込みとなった場合や経営環境の著しい悪化が生じた場合など、減損の兆候があると認められ、減損損失の認識の要否判定の結果、減損損失の認識が必要となった場合、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 資産から直接控除した減価償却累計額

固定資産

有形固定資産 269,356千円

2. 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。当該契約に基づく当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は以下のとおりであります。

当座貸越限度額の総額 1,600,000千円

借入実行残高 450,000千円

差引額 1,150,000千円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 関係会社株式売却益は、当社が運営する資格サービス事業を会社分割（新設分割）により新設会社に承継させた上で、新設会社の全株式を株式会社学研ホールディングスに譲渡したことによるものであります。

2. 事業再編損は、リスキリング事業において、フィリピン子会社の事業再編によって生じた諸費用であります。

3. 当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額（千円）
東京都渋谷区	事業用資産	ソフトウェア	17,376

当社グループは、リスキリング事業及び子ども・子育て支援事業を行っており、各業務の相互補完性を勘案した上で、主に商品・サービス単位を基礎としてキャッシュ・フローを生み出す最小の単位を識別し、グルーピングしております。

リスキリング事業において、「RareLingo」についてサービス提供終了の意思決定をいたしました。当該意思決定に伴い、ソフトウェアに対して帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込めないため、帳簿価額の全額を減損損失としております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	9,845,600	—	—	9,845,600

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	342,296	20,980	65,731	297,545

(変動事由の概要)

増加の内訳は、以下のとおりであります。

譲渡制限付株式の無償取得による増加 20,980株

減少の内訳は、以下のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬の支給による減少 65,731株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年 6月26日 株主総会	普通株式	利益 剰余金	47,516	5.00	2025年 3月31日	2025年 6月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年 6月25日 株主総会	普通株式	利益 剰余金	76,384	8.00	2026年 3月31日	2026年 6月26日

4. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数  
該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金を銀行借入により調達しております。一時的な余資につきましては普通預金で保有しております。また、デリバティブ取引については、外貨建未払金にかかる為替相場変動による市場リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、敷金は、主に本社オフィスの賃貸借契約によるものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等はすべてが1年以内の支払期日であり、支払期日に支払いを実行できなくなるリスク、すなわち流動性リスクに晒されております。また、未払金、未払費用の一部には外貨建てのものがあり、為替相場変動による市場リスクに晒されております。

長期借入金の使途は、主に運転資金、株式の投資資金であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。また、リース債務は、使用権資産の取得に係るものであり、流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、上述の外貨建未払金に係る市場リスクに対するヘッジ取引を目的とした直物為替先渡取引（NDF、通貨オプション）であります。なお、ヘッジ会計に関する内容につきましては、前述の（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）の「4. 会計方針に関する事項」の「(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項」のうち、「③ 重要なヘッジ会計の方法」に記載のとおりであります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、販売管理規程及び与信管理規程に基づき、営業債権について事業部門が取引相手ごとに期日及び残高を管理すると共に、管理部門が入金状況をモニタリングし事業部門に随時連絡をしております。これにより、各取引先の財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。敷金については、差入先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化の早期発見に努め、リスク軽減を図っております。

##### ② 市場リスクの管理

当社グループは、外貨建未払金については、期日及び残高を管理すると共に、晒されている為替相場変動による市場リスクを回避するために直物為替先渡取引（NDF、通貨オプション）を利用しております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは管理部門が適時に資金繰り計画を作成・更新し、手元流動性を一定額維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（※5 参照）。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 敷金	156,490	135,874	△20,616
資産計	156,490	135,874	△20,616
(1) 長期借入金 ※2	2,183,482	2,178,715	△4,766
(2) リース債務 ※3	1,042	1,042	—
負債計	2,184,524	2,179,758	△4,766
デリバティブ取引 ※4	21,778	21,778	—

※1 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等並びに預り金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、注記を省略しております。

※2 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

※3 リース債務（流動負債）、リース債務（固定負債）の合計額であります。

※4 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

※5 市場価格のない株式等は投資有価証券のみであり、当該金融商品の連結貸借対照表計上額は3,330千円であります。

#### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引 通貨関係 ※	—	21,778	—	21,778
負債計	—	21,778	—	21,778

※ デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

## (2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	135,874	—	135,874
資産計	—	135,874	—	135,874
長期借入金	—	2,178,715	—	2,178,715
リース債務	—	1,042	—	1,042
負債計	—	2,179,758	—	2,179,758

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## 敷金

合理的に見積もった返還予定時期に基づき、その将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 長期借入金

長期借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率により割引計算を行っております。また、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

これらの取引については、レベル2の時価に分類しております。

## リース債務

リース債務は、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率により割引計算を行った結果、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

これらの取引については、レベル2の時価に分類しております。

## デリバティブ取引

デリバティブ取引は通貨関連取引であり、取引金融機関から提示された価格によっております。為替レート等の観察可能なインプットを用いており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	リスキリング事業	子ども・子育て支援事業	
個人向けサービス	2,147,607	－	2,147,607
法人向けサービス	1,738,104	－	1,738,104
ALT派遣サービス	－	4,772,646	4,772,646
子ども向け英会話サービス	－	942,221	942,221
顧客との契約から生じる収益	3,885,712	5,714,867	9,600,579
外部顧客への売上高	3,885,712	5,714,867	9,600,579

2. 収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時又は充足するにつれて収益を認識する。

当社グループは、リスキリング事業においては、個人や法人を顧客として、主にオンライン英会話サービス、グローバルリーダー育成プログラム、資格取得支援サービス等の教育サービスを提供しております。また、子ども・子育て支援事業においては、教育機関を顧客としたALT派遣サービスや、児童生徒向けの英語教育サービスを提供しております。

当社グループが提供する主な教育サービスは、インターネットを通じた各種レッスンの提供であり、その履行義務は顧客との契約期間にわたり、契約に基づいた条件にて、レッスンや講座等を顧客に提供することと判断しております。また、教育機関を顧客としたALT派遣サービスにおいては、顧客との契約期間にわたりALT派遣サービスを提供することが当社グループの履行義務と判断しております。

当社グループが履行義務を充足するにつれて顧客が便益を享受し、約束したサービスが顧客に移転されることから、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から、返金・値引等を控除し、サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を測定しております。なお、入会・再開キャンペーンに基づき返金することが見込まれるサービスの対価に関しては、過去の継続率等に基づいて、将来発生が見込まれる金額を見積もり、返金負債を計上する方針であります。

取引の対価は、履行義務を充足するまでの期間における前受金の受領又は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれません。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	669,183
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	650,720
契約負債(期首残高)	407,327
契約負債(期末残高)	266,167

契約負債は、主に支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、337,381千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	235円18銭
2. 1株当たり当期純利益	34円16銭

(重要な後発事象に関する注記)

(株式交換契約の締結)

株式会社学研ホールディングス（以下「学研HD」といいます。）及び当社は、2026年5月15日付の両社の取締役会決議により、学研HDを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）に係る株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

#### 1. 本件株式交換の概要

##### (1) 株式交換完全親会社の名称及び事業の内容

①名称	株式会社学研ホールディングス
②事業の内容	教室塾、出版・コンテンツサービス、保育・幼児、グローバル等教育事業、高齢者住宅・認知症グループホーム等医療福祉事業

##### (2) 本株式交換の目的

当社は、グループビジョン「Chances for everyone, everywhere.」のもと、リスクリング事業及び子ども・子育て支援事業を展開し、幼児から社会人までを対象とした幅広い学びのサービスを提供してまいりました。当社は、事業拡大に向けたシナジー創出を目的として、2024年11月に学研HDとの間で資本業務提携契約を締結し、2025年1月より同社の持分法適用関連会社となりました。提携開始以降、両社は、オンライン英語、学校教育、資格事業等の親和性の高い領域を中心に、相互営業・販売協力、データ分析手法の共有、リアルマーケティング等の実務的な協業を推進し、一定の成果を創出してまいりました。

当社は、両社の協業を構造的一体化によりさらに加速させ、両社が保有する学習データ・コンテンツ・運営ノウハウの制約なき共有・統合と機動的な戦略投資の実行を通じて、当社グループの中長期的な企業価値向上を実現することを目的として、本株式交換により学研HDの完全子会社となることといたしました。

##### (3) 本株式交換の効力発生日

2026年7月31日（予定）

なお、本株式交換の効力発生日に先立ち、当社の普通株式は、2026年7月29日（予定）付（最終売買日は2026年7月28日（予定））をもって、株式会社東京証券取引所スタンダード市場における上場が廃止される予定です。

##### (4) 株式交換の方式

本株式交換は、当社の株主総会の承認並びに競争法上必要なクリアランス・許認可等の取得が完了することを前提に、学研HDを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする方法により行います。なお、学研HDにおいては、会社法第796条第2項本文の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の決議による承認を受けずに行う予定です。

## 2. 株式の交換比率及び算定方法並びに交付する株式数

### (1) 株式の種類及び交換比率並びに交付株式数

	学研HD (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.39
本株式交換により 交付する株式数	学研HDの普通株式：2,965,633株（予定）	

(注1) 本株式交換により交付する株式として、学研HDが保有する自己株式を充当する予定です。

(注2) 上記のとおり、学研HDは、当社の普通株式1株につき、学研HDの普通株式0.39株を割当て交付する予定ですが、ただし、学研HDが本株式交換の効力発生日の直前時に所有する当社の普通株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

### (2) 株式交換比率の算定方法

学研HD及び当社は、本株式交換比率の算定に当たり、公平性を期すため、それぞれ両社から独立した第三者算定機関に本株式交換比率の算定・分析を依頼し、慎重に協議・検討を重ねた結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことを決定しました。

# 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>1,692,687</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,442,943</b>
現金及び預金	1,549,640	買掛金	19,338
売掛金	31,134	短期借入金	450,000
前払費用	56,336	1年内返済予定の長期借入金	366,520
デリバティブ債権	21,643	未払金	209,889
その他の	33,932	未払費用	82,939
<b>固定資産</b>	<b>3,614,343</b>	前受金	107,405
<b>有形固定資産</b>	<b>42,075</b>	預り金	7,915
建物	30,203	賞与引当金	10,524
工具、器具及び備品	11,872	関係会社短期借入金	160,000
<b>無形固定資産</b>	<b>218,526</b>	デリバティブ債務	535
商標権	1,228	その他の	27,874
ソフトウェア	184,642	<b>固定負債</b>	<b>1,774,334</b>
ソフトウェア仮勘定	32,655	長期借入金	1,764,802
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,353,741</b>	資産除去債務	3,090
投資有価証券	0	繰延税金負債	6,442
関係会社株式	3,200,889	<b>負債合計</b>	<b>3,217,277</b>
敷金	98,085	<b>(純資産の部)</b>	
関係会社長期貸付金	53,000	<b>株主資本</b>	<b>2,075,088</b>
その他の	1,766	資本金	657,207
		資本剰余金	651,107
		資本準備金	651,107
		利益剰余金	951,096
		その他利益剰余金	951,096
		繰越利益剰余金	951,096
		自己株式	△184,323
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>14,665</b>
		繰延ヘッジ損益	14,665
<b>資産合計</b>	<b>5,307,031</b>	<b>純資産合計</b>	<b>2,089,754</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>5,307,031</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,536,322
売上原価	1,329,242
<b>売上総利益</b>	<b>2,207,079</b>
販売費及び一般管理費	2,513,071
<b>営業外損失</b>	<b>305,992</b>
営業外収入	4,265
受取利息	268,285
業務委託料	3,098
その他費用	21,906
営業外費用	1,294
支払替	180
その他損失	23,381
<b>経常損</b>	<b>53,725</b>
特別利益	255,094
抱合せ株式会社株式売却益	414,958
特別損失	17,376
減損	2,179
投資有価証券評価損	19,555
<b>税引前当期純利益</b>	<b>596,770</b>
法人税、住民税及び事業税	19,358
法人税等調整額	10,227
<b>当期純利益</b>	<b>567,185</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	657,207	651,107	17,485	668,593	433,217	433,217	△227,196	1,531,822
当期変動額								
剰余金の配当					△47,516	△47,516		△47,516
当期純利益					567,185	567,185		567,185
譲渡制限付 株式報酬			△19,275	△19,275			42,873	23,597
繰越利益剰余金 からその他資本 剰余金への振替			1,789	1,789	△1,789	△1,789		-
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)								
当期変動額合計	-	-	△17,485	△17,485	517,879	517,879	42,873	543,266
当期末残高	657,207	651,107	-	651,107	951,096	951,096	△184,323	2,075,088

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	236	△1,289	△1,052	1,530,769
当期変動額				
剰余金の配当				△47,516
当期純利益				567,185
譲渡制限付 株式報酬				23,597
繰越利益剰余金 からその他資本 剰余金への振替				—
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	△236	15,954	15,717	15,717
当期変動額合計	△236	15,954	15,717	558,984
当期末残高	—	14,665	14,665	2,089,754

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法に基づく原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法を採用しております。

#### (2) デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～18年

工具、器具及び備品 3～15年

#### (2) 無形固定資産(のれんを除く)

定額法を採用しております。なお、主な償却年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

ソフトウェア（自社利用分） 3～5年（社内における利用可能期間）

### 3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社は、リスクリング事業を行っており、個人や法人を顧客として、主にオンライン英会話サービス、グローバルリーダー育成プログラム、資格取得支援サービス等の教育サービスを提供しております。

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

#### 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

##### (2) 重要なヘッジ会計の方法

###### ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

###### ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段 …直物為替先渡取引 (NDF、通貨オプション)

ヘッジ対象 …外貨建金銭債務及び外貨建予定取引

###### ヘッジ方針

当社ではデリバティブ取引に関するリスク管理体制に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

###### ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定を省略しております。

## (会計上の見積りに関する注記)

当社の計算書類は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この計算書類の作成にあたって、決算日における資産・負債の報告数値及び報告期間における収益・費用の報告数値に影響を与える見積り及び予測を行わなければなりません。したがって、当該見積り及び予測については不確実性が存在するため、将来生じる実際の結果はこれらの見積り及び予測と異なる場合があります。

当社では、特に以下の会計上の見積り及び仮定が当社の計算書類に重要な影響を与えるものと考えております。

### 関係会社株式の評価

#### 1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
関係会社株式	3,200,889

#### 2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

2023年4月1日付で、株式会社ボーダーリンクの株式取得を行いました。当該株式取得の結果として関係会社株式2,482,419千円を当会計年度末において貸借対照表に計上しております。

市場価格のない関係会社株式について、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、相当の減額を行い当期の損失として処理（減損処理）することとしております。

また、取得時点において投資先企業の超過収益力等を反映して1株当たり純資産を基礎とした金額に比べて相当高い価額で取得した場合は、当初見込んだ超過収益力等が減少していないと判断したときには、実質価額が著しく低下していないものとして減損処理を行わないこととしております。なお、超過収益力等が減少しているかどうかの判断にあたっては、投資時に策定された事業計画と実績を比較した達成状況や経営環境等を総合的に勘案しております。

翌事業年度以降においても、関係会社の業績が投資時に策定された事業計画を大幅に下回った場合など、超過収益力が減少したと判断され、減損処理を行う必要がある場合、計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 資産から直接控除した減価償却累計額

固定資産

有形固定資産 94,510千円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示されたものを除く)

短期金銭債権 23,181千円

短期金銭債務 144,134千円

3. 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。当該契約に基づく当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は以下のとおりであります。

当座貸越限度額の総額 800,000千円

借入実行残高 450,000千円

差引額 350,000千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 52,086千円

営業費用 1,447,980千円

営業取引以外の取引による取引高 686,895千円

2. 関係会社株式売却益は、当社が運営する資格サービス事業を会社分割（新設分割）により新設会社に承継させた上で、新設会社の全株式を株式会社学研ホールディングスに譲渡したことによるものであります。

3. 抱合せ株式消滅差益は、当社が株式会社K12ホールディングスを吸収合併したことによるものであります。

4. 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額（千円）
東京都渋谷区	事業用資産	ソフトウェア	17,376

当社は、リスキリング事業を行っており、各業務の相互補完性を勘案した上で、主に商品・サービス単位を基礎としてキャッシュ・フローを生み出す最小の単位を識別し、グルーピングしております。

リスキリング事業において、「RareLingo」についてサービス提供終了の意思決定をいたしました。当該意思決定に伴い、ソフトウェアに対して帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込めないため、帳簿価額の全額を減損損失としております。

## (株主資本等変動計算書に関する注記)

## 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	342,296	20,980	65,731	297,545

## (変動事由の概要)

増加の内訳は、以下のとおりであります。

譲渡制限付株式の無償取得による増加 20,980株

減少の内訳は、以下のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬の支給による減少 65,731株

## (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、未払事業税、ソフトウェアの否認額、減価償却超過額、資産調整勘定、税務上の繰越欠損金等であり、評価性引当額を控除しております。また、繰延税金負債の発生の主な原因は、繰延ヘッジ損益であります。

なお、貸借対照表上は、繰延税金資産と繰延税金負債を相殺して表示しております。

## (関連当事者との取引に関する注記)

## 1.親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	株式会社学研ホールディングス	19,817 百万円	学習塾等の教育サービス、出版物の発行や保育用品の製作販売、介護施設・子育て支援施設の運営事業	被所有 直接 19.9	関係会社株式の譲渡	関係会社株式の売却代金の受領(※)	200,000	—	—
						関係会社株式売却益	414,958	—	—

※ 関係会社株式の売却価額については、独立した第三者機関による株式価値の算定結果を勘案したうえで決定しております。

## 2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	RareJob Philippines, Inc.	19,350千 フィリピン ペソ	英会話講師の 選定・教育・ 管理業務	所有 直接 99.9	講師管理業 務を委託	マネジメントフィー ※1	530,418	未払金	40,554
						講師報酬等の支払 ※2	703,966	未払費用	44,247
								買掛金	10,287
						— ※3	—	関係会社 長期貸付金	53,000
子会社	株式会社 プロゴス	50,000 千円	グローバルリ ーダーの評 価・育成・採 用等関連事 業、教育関連サー ビス開発、AI を活用したサ ービス開発	所有 直接 100.0	商材の販売 取次業務を 委託、子会 社管理業務、 研究開発業 務を委託 役員の兼任 あり	販売取次手数料の支払 ※4	375,542	未払金	27,880
						研究開発業務の委託手 数料の支払 ※4	120,747	未払金	50,942
						業務受託料の収入 ※5	39,900	その他	5,720
子会社	株式会社 レアジョブテクノロ ジーズ※7	25,000 千円	教育関連サー ビス開発、AI を活用したサ ービス開発	所有 直接 100.0	研究開発業 務を委託、 子会社管理 業務の受託 役員の兼任 あり	研究開発業務の委託手 数料の支払 ※6	405,179	未払金	55,064
						業務受託料の収入 ※5	22,500	その他	2,750
子会社	株式会社 K12ホールディング ス※8	10,000 千円	子会社の経 営管理業務 及び経営指 導業務	所有 直接 100.0	資金の貸付、 債務保証 役員の兼任 あり	— ※3	—	関係会社 短期貸付金 関係会社 長期貸付金	270,000 922,200
						借入に対する債務保証 ※9	1,058,500	—	—
子会社	株式会社 ボーダーリンク	91,000 千円	外国語講師 派遣事業、 語学スクール 運営事業	所有 直接 100.0	子会社管理 業務の受託 役員の兼任 あり	業務受託料の収入 ※5	204,000	その他	18,700
						— ※10	—	関係会社 短期借入金	160,000

- ※1 当社子会社であるRareJob Philippines, Inc.への講師管理業務委託については、両社で締結した契約に基づき委託金額を算出しております。なお、取引条件は市場情勢を勘案した上、合理的な取引条件に決定しております。
- ※2 講師報酬その他講師管理に係る費用をフィリピン国で決済するために資金をRareJob Philippines, Inc.に対して支払っております。
- ※3 資金の貸付に係る金利については、市場金利を勘案して決定しております。
- ※4 当社子会社である株式会社プロゴスへの商材の販売取次業務委託及び開発業務委託については、両社で締結した契約に基づき委託金額を算出してしております。なお、取引条件は市場情勢を勘案した上、合理的な取引条件に決定しております。
- ※5 業務受託料については、人件費等のコストを勘案し、両社の協議により合理的に決定しております。
- ※6 当社子会社である株式会社レアジョブテクノロジーへの開発業務委託については、両社で締結した契約に基づき委託金額を算出してしております。なお、取引条件は市場情勢を勘案した上、合理的な取引条件に決定しております。
- ※7 2026年1月1日付で当社の子会社であった株式会社レアジョブテクノロジーは、当社の子会社の株式会社プロゴスを存続会社とする吸収合併により消滅しております。なお、取引金額については、関連当事者であった期間の金額を記載しております。また、議決権等の所有（被所有）割合及び期末残高については、関連当事者ではなくなった時点の割合及び金額を記載しております。
- ※8 2025年7月1日付で当社の子会社であった株式会社K12ホールディングスは、当社を存続会社とする吸収合併により消滅しております。なお、取引金額については、関連当事者であった期間の金額を記載しております。また、議決権等の所有（被所有）割合及び期末残高については、関連当事者ではなくなった時点の割合及び金額を記載しております。
- ※9 子会社の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。取引金額については、合併直前の債務保証残高を記載しております。
- ※10 当社子会社である株式会社ボーダーリンクからの資金の借入については、株式会社K12ホールディングスを吸収合併したことにより引き継いだものであります。資金の借入に係る金利については、市場金利を勘案して利率を決定しております。

#### (収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「(収益認識に関する注記)」における注記事項と同一のため記載を省略しております。

#### (1株当たり情報に関する注記)

- |    |            |         |
|----|------------|---------|
| 1. | 1株当たり純資産額  | 218円87銭 |
| 2. | 1株当たり当期純利益 | 59円48銭  |

(重要な後発事象に関する注記)

#### 子会社の吸収合併

2026年4月1日付で、当社を吸収合併存続会社、当社の連結子会社である株式会社プロゴス（以下、「プロゴス」という。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。

### 1. 取引の概要

#### (1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

(吸収合併存続会社)

- ① 企業の名称 株式会社レアジョブ
- ② 事業の内容 英語関連事業

(吸収合併消滅会社)

- ① 企業の名称 株式会社プロゴス
- ② 事業の内容 グローバルリーダーの評価・育成・採用関連事業

#### (2) 企業結合日

2026年4月1日

#### (3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、株式会社プロゴスを消滅会社とする吸収合併

#### (4) 結合後企業の名称

株式会社レアジョブ

#### (5) その他取引の概要に関する事項

本吸収合併は、収益性の改善や成長基盤の再構築などの新たな事業戦略を、より効果的かつ迅速に遂行するため従来の分社化された組織体制を抜本的に見直し、経営資源を一体化させることを目的としております。

### 2. 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理します。

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月24日

株式会社 レアジョブ  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中川 満美

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤森 正浩

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社レアジョブの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社レアジョブ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月24日

株式会社 レアジョブ  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中川満美

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤森正浩

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社レアジョブの2025年4月1日から2026年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会や責任者は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月25日

株式会社レアジョブ 監査等委員会

監査等委員	三原	宇雄	㊞
監査等委員	成松	淳	㊞
監査等委員	五十嵐	幹	㊞

(注) 監査等委員三原宇雄、成松淳及び五十嵐幹は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

# 定 款

株式会社学研ホールディングス

沿革	昭和22年	3月15日	作成	昭和54年	11月27日	改正
	昭和23年	5月15日	改正	昭和55年	11月27日	改正
	昭和23年	7月1日	改正	昭和56年	11月26日	改正
	昭和23年	7月22日	改正	昭和57年	7月27日	改正
	昭和25年	1月30日	改正	昭和57年	11月26日	改正
	昭和26年	1月29日	改正	昭和58年	11月29日	改正
	昭和26年	5月30日	改正	平成元年	11月29日	改正
	昭和26年	12月20日	改正	平成2年	6月28日	改正
	昭和33年	3月25日	改正	平成3年	6月27日	改正
	昭和33年	6月13日	改正	平成6年	6月29日	改正
	昭和34年	2月25日	改正	平成10年	6月26日	改正
	昭和36年	7月15日	改正	平成11年	6月29日	改正
	昭和36年	8月3日	改正	平成14年	6月27日	改正
	昭和37年	9月5日	改正	平成15年	6月27日	改正
	昭和38年	5月30日	改正	平成16年	6月29日	改正
	昭和38年	10月3日	改正	平成17年	6月29日	改正
	昭和38年	10月25日	改正	平成18年	6月29日	改正
	昭和39年	9月1日	改正	平成20年	6月26日	改正
	昭和40年	3月11日	改正	平成21年	6月25日	改正
	昭和40年	5月28日	改正	平成22年	12月22日	改正
	昭和42年	5月1日	改正	平成29年	4月1日	改正
	昭和47年	10月26日	改正	令和元年	12月20日	改正
	昭和48年	2月8日	改正	令和2年	4月1日	改正
	昭和48年	3月26日	改正	令和4年	12月23日	改正
	昭和48年	10月29日	改正	令和6年	12月20日	改正
	昭和50年	10月28日	改正	令和7年	12月19日	改正
	昭和51年	5月17日	改正			
	昭和51年	10月29日	改正			
	昭和52年	3月1日	改正			
	昭和52年	11月28日	改正			
	昭和53年	11月28日	改正			
	昭和54年	6月19日	改正			

## 第1章 総 則

(商 号)

**第1条** 当社は、株式会社学研ホールディングスと称し、英文では GAKKEN HOLDINGS CO., LTD. と表示する。

(目 的)

**第2条** 当社は、以下の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配又は管理することを目的とする。

- (1) 出版業
- (2) 電子出版物及びデジタルコンテンツの企画、開発、制作及び販売
- (3) 映像・音声・文字等に関するソフトウェアの企画、開発、製作及び販売
- (4) 教材、教具、学用品、教育機器の企画、開発、製作及び販売
- (5) 玩具、娯楽用具、楽器、文具、紙製品の企画、開発、製作及び販売
- (6) 家具、室内装飾品、卓上装飾品、装身具、衣料品、手芸品、日用雑貨、食品の企画、開発、製作及び販売
- (7) 運動具、健康増進機器、スポーツ・レジャー用品並びに各種娯楽遊戯装置の企画、開発、製作及び販売
- (8) 光学機器、音響機器、事務機器、理化学機器、計量器、家庭用電気機器の企画、開発、製作及び販売
- (9) 情報通信機械器具、電子精密機器、コンピューター及びその端末機器並びにこれらに関する各種システム及びソフトウェアの企画、開発、製作及び販売
- (10) 医薬品、医薬用外毒物劇物、医薬部外品、化粧品、医療用具並びにこれらの原料の企画、開発、製造及び販売
- (11) 教育、学習支援業
- (12) 教育、芸術、スポーツその他の文化事業、催事その他各種興行の企画、制作及び実施
- (13) 都市計画、地方計画、環境計画等に関する調査、企画、立案、設計、監理及び助言並びにこれらの請負及び受託
- (14) 建築及び建設に関する業務
- (15) 動植物の飼育栽培並びにその生産物の加工及び販売
- (16) 土地の造成並びに不動産の売買、貸借、管理及び仲介
- (17) 自動車運送取扱事業、旅行業及び旅行代理店業

- (18) 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
  - (19) 職業の紹介、斡旋の事業
  - (20) 清掃、警備その他の建物サービス業
  - (21) 各種マーケティング及びコンサルティング
  - (22) 教育施設、保育所及び託児所の経営、運営、設計及び設立企画
  - (23) 労働者派遣業
  - (24) 福祉サービス第三者評価事業及び当該実施機関を紹介する業務
  - (25) ゴルフ場予約代行業務並びにゴルフ会員権の募集及び売買
  - (26) 広告宣伝業
  - (27) 社会保険、社会福祉、介護及び健康増進に関する事業
  - (28) 著作権、特許権、意匠権、商標権その他の知的財産権の取得及びその管理・運用並びに編集製作、翻訳に関する業務
  - (29) アーティスト、タレントの養成及び斡旋
  - (30) 公衆浴場業
  - (31) 医療に関する業務
  - (32) 倉庫業、貨物自動車運送事業、貨物運送取扱事業
  - (33) 物流に関する業務
  - (34) 通信販売業
  - (35) 各種情報提供・情報収集・情報処理・情報通信に関するサービス業
  - (36) コンピューター及びその周辺機器・関連機器並びにソフトウェアに関する業務
  - (37) 古物売買業
  - (38) 物品賃貸業
  - (39) 飲食業及び医療・スポーツ・宿泊・売店等の施設の運営・管理
  - (40) 電話、ビル及び車両の管理・運用業務
  - (41) 経理、人事、総務、情報システム及びそれらの周辺関連業務の受託
  - (42) 前各号に掲げる事業に係る物品の輸出入
  - (43) 前各号に関連する役務の提供
  - (44) 前各号に附帯し又は関連する一切の事業
- 2 当社は、前項各号の事業及び前項各号の事業に附帯し又は関連する一切の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

**第3条** 当社は、本店を東京都品川区に置く。

(機 関)

**第4条** 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告の方法)

**第5条** 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

**第6条** 当社の発行可能株式総数は、159,665,600 株とする。

(単元株式数)

**第7条** 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

**第8条** 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行  
使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

**第9条** 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は取締役会の決議により委任を受けた取締役の決定によって定め、これを公告する。

- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

**第10条** 当社の株式に関する取扱及び手数料は、法令又は定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

### 第3章 株主総会

(招集)

**第11条** 当社の定時株主総会は、基準日の翌日より3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。

(基準日)

**第12条** 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

(招集権者及び議長)

**第13条** 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集し、その議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

**第14条** 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

**第15条** 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議及び他の法令において同条の決議方法が準用される決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

**第16条** 株主が代理人によって議決権を行使しようとするときは、その代理人は当会社の議決権を有する株主1名でなければならない。

2 前項の場合、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事規則)

**第17条** 取締役会は、株主総会における議事の方法を定め、株主総会の議事の円滑な運営を図ることを目的として、株主総会議事規則を制定することができる。

## 第4章 取締役及び取締役会

(員数)

**第18条** 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、15名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任の方法)

**第19条** 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

- 第20条** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠のために選任された監査等委員である取締役の任期は、前項の定めにかかわらず、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- 4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第21条** 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役副会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(招集者及び議長)

- 第22条** 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(招集通知)

- 第23条** 取締役会の招集通知は、会日から3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。
- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(決議の方法)

**第24条** 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

**第25条** 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規則)

**第26条** 取締役会に関する事項については、法令又は定款に別段の定めがあるもののほか、取締役会の定める取締役会規則による。

(報酬等)

**第27条** 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

**第28条** 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、同法第423条第1項に基づく賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

## 第5章 監査等委員会

(招集通知)

**第29条** 監査等委員会の招集通知は、会日から3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

- 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(決議の方法)

**第30条** 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(常勤監査等委員)

**第31条** 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会規則)

**第32条** 監査等委員会に関する事項については、法令又は定款に別段の定めがあるもののほか、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。

## 第6章 計 算

(事業年度)

**第33条** 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

**第34条** 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

**第35条** 当社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。

- 2 当社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。
- 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(除斥期間)

**第36条** 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

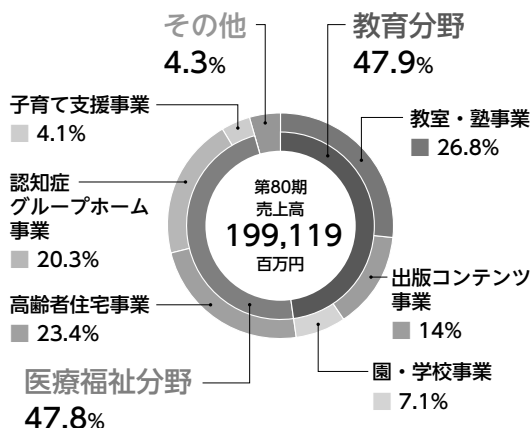
# 事業報告 (2024年10月1日から2025年9月30日まで)

## 1 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

売上高	営業利益
<b>199,119</b> 百万円 (前年同期比 7.3%増)	<b>8,237</b> 百万円 (前年同期比 19.7%増)
経常利益	親会社株主に帰属する 当期純利益
<b>7,810</b> 百万円 (前年同期比 13.1%増)	<b>3,578</b> 百万円 (前年同期比 58.3%増)



国内経済は、日経平均株価の最高値更新などを背景に、緩やかな回復基調にあります。

一方で、実質賃金は減少基調で、生活必需品価格や金利の上昇が家計を圧迫しており、消費者の節約志向は依然として根強く続いております。その結果、企業においては単純な価格転嫁は難しく、高付加価値商材や差別化されたサービスを通じて収益性を確保する必要性が一段と高まっております。

教育分野では、高等学校等就学支援金の拡充や、大学入試における学校推薦型・総合型選抜の拡大など、公的支援と入試制度改革が進展しております。また、社会人を対象としたリカレント教育・リスキリング関連の補助金制度が拡充され、幅広い世代において学び直しの需要が拡大しております。一方で、義務教育段階では、不登校児の増加や地域や所得による教育機会の差への関心が高まっており、行政・民間の双方で学習支援やデジタル教材の活用による教育機会拡充が進められております。

介護・医療サービス分野では、高齢化の進行に伴い需要が一層拡大しておりますが、人材確保は引き続き困難な状況にあります。加えて、食材費や建築費などのコスト上昇が経営を圧迫しており、多くの事業者で効率的な運営体制の構築が課題となっております。このような環境下で、介護保険制度や行政サービスの枠を超え、企業や民間事業者が提供する新たな介護支援・見守りサービスなど、多様なソリューションが拡がりつつあります。

上述のような市況において、当連結会計年度の連結業績は、売上高199,119百万円（前年同期比7.3%増）、営業利益8,237百万円（前年同期比19.7%増）、経常利益7,810百万円（前年同期比13.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益3,578百万円（前年同期比58.3%増）となりました。

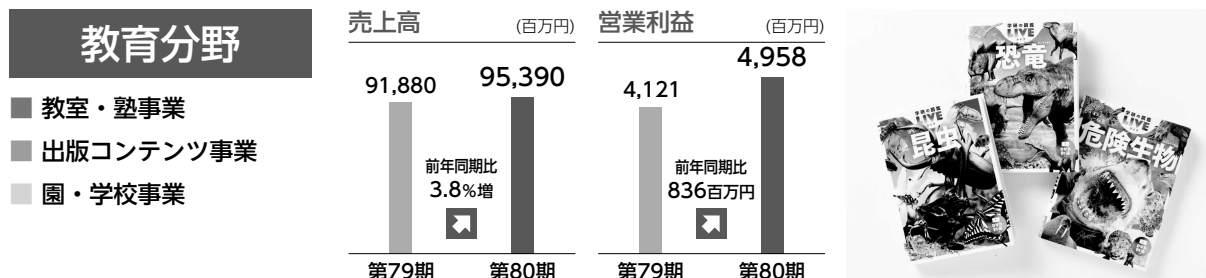
売上高については、医療福祉分野における施設増と入居率を高位維持できたこと、またDTP Education Solutions JSC（以下「DTP社」）、及び株式会社桐原書店の連結子会社化、出版事業、語学事業の事業規模拡大が寄与し前年同期比13,552百万円の増収となりました。

営業利益については、教育分野における価格改定とコスト削減効果によって増益となり、医療福祉分野も価格改定効果によって下期に業績を回復したことで増益を果たし、全体では前年同期比1,357百万円の増益となりました。

経常利益は、持分法による投資損益の減少はあったものの、営業利益の増益により、前年同期比907百万円の増益となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、事業ポートフォリオ転換を進める中で減損処理を実施しましたが、前年第1四半期に計上した株式売却損が無くなったことと、DTP社の連結化に伴う段階取得差益の計上に加え、資本効率の向上を目的とした政策保有株式の売却益により、前年同期比1,317百万円の増益となりました。

次に、事業の報告セグメント別の状況をご報告申し上げます。



### ■ 教室・塾事業

売上高は、2024年10月に株式会社講談社パルが運営する「講談社こども教室」を事業承継して設立した株式会社学研Linkを当期に連結したことに加え、中学教科書改訂による塾向け参考書の販売増加、株式会社市進ホールディングスの業績好調により、全体として増収となりました。

営業利益は、教室事業において2025年4月に実施した月謝改定の効果、及びコスト効率改善活動の寄与、塾向け参考書の伸長が貢献し、増益となりました。

### ■ 出版コンテンツ事業

売上高は、出版事業において、高校学参書、語学書、実用書が好調を維持できたことに加え、語学・社会人教育事業において、オンライン英会話「Kimini」の受講者数と看護師向けeラーニングにおける契約病院数がそれぞれ堅調に推移したことから、全体として増収となりました。

営業利益は、出版事業において、既刊学習参考書の価格改定や実用書ヒット本増刷に加え、語学・社会人教育事業における利益率の高いデジタルコンテンツ事業の拡大によって増益となりました。

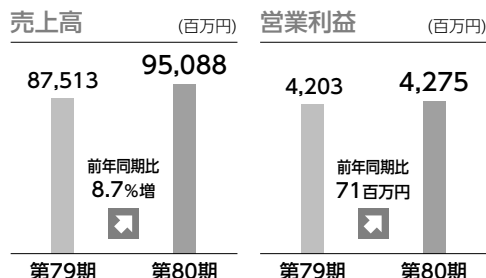
### ■ 園・学校事業

売上高は、学校事業において、株式会社桐原書店のグループインの貢献により増収となりました。園事業において、国内の幼稚園・保育所数及び園児数の減少に伴い減収となり、全体として減収となりました。

営業利益は、園事業における継続的なコスト削減努力によって営業利益黒字を確保したものの、学校事業において昨年度の小学校向け教科書改訂に伴う伸長の反動減により減益となりました。

## 医療福祉分野

- 高齢者住宅事業
- 認知症グループホーム事業
- 子育て支援事業



### ■ 高齢者住宅事業

売上高は、新規開設数の増加、入居率の高位安定により増収となりました。高騰する建設コストの中でも当期16棟の新規開設と2棟の事業承継を実施し、1棟当たりの室数を増加させることで収益性を確保しつつ、需要の高まりに応じた拠点展開を着実に推進しております。

営業利益は、食材費や水道光熱費をはじめとする物価高騰や人件費上昇の影響を受けたものの、2025年3月に実施した価格改定及び業務効率化によるコスト削減効果により増益となりました。

### ■ 認知症グループホーム事業

当期2棟の新規開設と10棟の事業承継を行い、建築コストの高騰により新規開設が難しい環境下においても順調に拠点数を拡大しております。売上高は、拠点数の増加に加え、入居率を高い水準で維持できたことにより、引き続き増収となりました。

営業利益は、水道光熱費や食材費等の高騰の影響を受けながらも、2025年2月より原価上昇分の価格改定を段階的に進めたこと、加えて全社的なコスト削減施策の効果によって増益となりました。

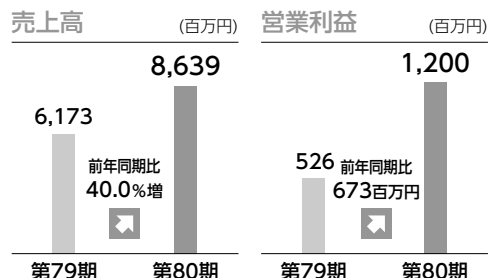
### ■ 子育て支援事業

当期は10施設の学童及び児童発達支援施設を新規開設し、首都圏を中心に共働き世帯や個別支援を必要とする世帯のニーズに応じて施設展開を推進しております。

売上高は、学童及び児童発達支援施設の新規開設、並びに保育園の定員充足率が引き続き高水準を維持したことが寄与し、増収となりました。

営業利益は、園児数の増加に加え、運営効率化施策の推進などにより、増益となりました。

## その他



その他事業では、グローバル事業においてDTP社を連結子会社化したことにより、増収となりました。営業利益は、DTP社の増収効果がグローバル事業の収益基盤を支えたことで当該領域の強化施策を着実に展開できるようになり、増益に転じました。

### (報告セグメント別売上高)

事業分野	売上高 (百万円)	構成比 (%)	前期比 (%)
教育分野	95,390	47.9	103.8
医療福祉分野	95,088	47.8	108.7
その他	8,639	4.3	140.0
合計	199,119	100.0	107.3

### ② 設備投資等の状況

当期に実施しました設備投資の主なものは、医療福祉分野におけるサービス付き高齢者向け住宅施設等の取得及び建設資金等（6億6千5百万円）です。

### ③ 資金調達の状況

2025年3月に無担保社債70億円及び2025年7月に長期借入金40億円を調達し、株式取得及び長期資金に借り換えしております。

### ④ 他の会社の株式等の取得その他企業再編の状況

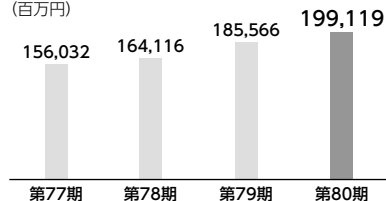
- i. 2024年10月に、当社子会社である株式会社学研エデュケーショナルは、株式会社学研Linkの株式を取得しました。
- ii. 2024年10月に、当社は、DTP Education Solutions JSCの株式を追加取得しました。
- iii. 2024年11月～2025年3月に、当社は、株式会社レアジョブの株式を取得しました。
- iv. 2025年7月に、当社は、Quang Ich Technology Group JSCの株式を取得しました。

## (2) 財産及び損益の状況

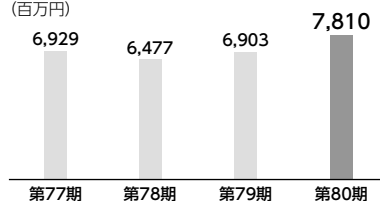
区 分		第77期 (2021/10~2022/9)	第78期 (2022/10~2023/9)	第79期 (2023/10~2024/9)	第80期 (2024/10~2025/9)
売上高	(百万円)	156,032	164,116	185,566	199,119
経常利益	(百万円)	6,929	6,477	6,903	7,810
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	3,440	3,194	2,260	3,578
1株当たり当期純利益	(円)	78.67	72.51	52.99	86.02
総資産	(百万円)	123,682	136,328	130,714	139,194
純資産	(百万円)	48,888	55,034	53,653	59,471
1株当たり純資産	(円)	1,102.16	1,195.91	1,219.10	1,241.65

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、保有する自己株式数を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。  
 2. 1株当たり純資産は、保有する自己株式数を除く期末発行済株式総数に基づき算出しております。  
 3. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産の算出上の基礎となる自己株式数には、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」導入において設定した「野村信託銀行株式会社（学研従業員持株会専用信託口）」が保有する当社株式を含めております。

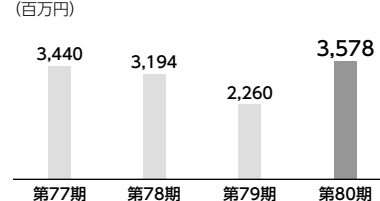
### ■ 売上高 (百万円)



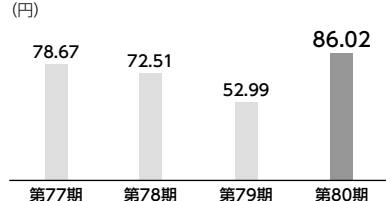
### ■ 経常利益 (百万円)



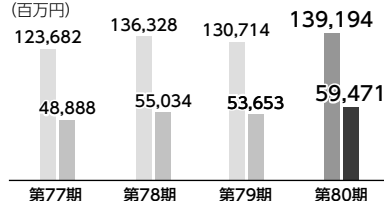
### ■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



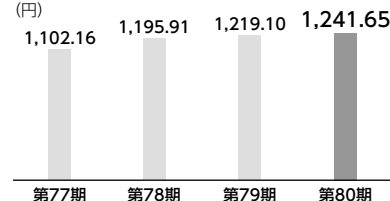
### ■ 1株当たり当期純利益 (円)



### ■ 総資産 ■ 純資産 (百万円)



### ■ 1株当たり純資産 (円)



### (3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主な事業内容
株式会社市進ホールディングス	1,476	48.5	教育分野
株式会社学研教育ホールディングス	10	100.0	教育分野
株式会社学研エデュケーショナル	50	※100.0	教育分野
株式会社学研エル・スタッフィング	35	※100.0	教育分野
株式会社学研スタディエ	89	※100.0	教育分野
株式会社創造学園	10	※100.0	教育分野
株式会社早稲田スクール	100	※100.0	教育分野
株式会社イング	100	※100.0	教育分野
株式会社全教研	100	※100.0	教育分野
株式会社文理学院	16	※100.0	教育分野
株式会社文理	64	100.0	教育分野
株式会社Gakken	50	100.0	教育分野
株式会社地球の歩き方	5	※100.0	教育分野
株式会社桐原書店	96	※76.3	教育分野
株式会社学研メディカルサポート	49	100.0	教育分野
株式会社Glats	60	100.0	教育分野
株式会社Gakken SEED	99	100.0	教育分野
株式会社学研ココファン	90	100.0	医療福祉分野
株式会社学研ココファン・ナーサリー	90	※100.0	医療福祉分野
株式会社グランユニライフケアサービス	50	※100.0	医療福祉分野
メディカル・ケア・サービス株式会社	100	99.3	医療福祉分野
株式会社学研ロジスティクス	100	100.0	その他
株式会社学研プロダクツサポート	30	100.0	その他
アイ・シー・ネット株式会社	70	100.0	その他
DTP Education Solutions JSC	247,168 百万VND	45.2	その他

(注) 1. 連結子会社は、上記の重要な子会社25社を含め82社であります。

2. ※印の議決権比率は、間接保有によるものです。

3. 2024年10月に、株式会社学研エリアマーケットは、株式会社Gakkenの一部事業を吸収合併し、株式会社Gakken SEEDに商号変更しました。

4. 2024年12月に、株式会社学研塾ホールディングスは、株式会社学研教育ホールディングスに商号変更しました。

#### (4) 対処すべき課題

当社は、企業価値の最大化のため、資本コストや株価向上・株主還元を意識した経営の実現に向けて、以下の4施策を実施いたします。

①成長戦略の着実な実行

2030年の目指すポートフォリオの実現に向け、グローバル事業、リカレント・リスクリング領域、メディカル/ウェルネス事業への戦略領域拡大に積極投資いたします。また、収益性を高めるために高付加価値サービスの拡大やLTV最大化、コスト効率の改善にも取り組んでまいります。

②資本効率向上

投資意思決定プロセスの精緻化と不採算事業のモニタリング強化により、事業ポートフォリオの最適化を推進いたします。また、政策保有株式の圧縮、余剰資産の売却によってキャッシュ創出・債務削減を実行して資本効率と財務健全性を高め、ROE8%を目指します。

③株主還元

株主資本配当率(DOE)2.5%を目指し、安定的かつ持続的な株主還元を実施いたします。

④ガバナンスの強化

グループのガバナンス強化、意思決定の迅速化などを目的に、監査等委員会設置会社への移行を予定しております。

新中期経営計画「Gakken2027」の1年目である2026年9月期には売上高2,050億円、営業利益85億円、EBITDA135億円、親会社株主に帰属する当期純利益40億円を目指します。



#### 2030 Vision達成に向けた事業・財務・組織の価値向上

事業

高収益率を生み出す  
ビジネスモデルの構築

財務

資本効率の向上と  
財務健全性の維持

組織力

コーポレートサステナビリティの進化:  
ガバナンス強化と  
ダイバーシティ&インクルージョン推進

## (5) 主要な事業内容 (2025年9月30日現在)

事業分野の分類と主な事業内容は、以下のとおりです。

事業分野	事業内容	主な事業内容
教育分野	教室・塾事業	幼児から中学生(主に小学生)を対象とした教室の運営
		小学生から高校生を対象とした進学塾の運営
	出版コンテンツ事業	塾向け教材、アセスメント等の出版・販売事業
		販売会社・書店ルートにおける出版物の発行・販売
園・学校事業	看護師向け研修用eラーニングの運営	
	オンライン英会話サービスの運営	
	体験型英語学習施設の運営	
医療福祉分野	高齢者住宅事業	企業向け研修コンテンツ、サービスの販売
		幼保園等向けの出版物や保育用品、備品遊具、先生向けアパレル等の仕入・企画・製作・販売、施設及び施設設備の設計
	認知症グループホーム事業	教科書、教師用指導書、副読本、デジタル教材、特別支援教材や小論文添削サービスの企画・製作・販売
	子育て支援事業	サービス付き高齢者向け住宅を中心とした介護サービス拠点の企画・開発・運営
		認知症グループホームを中心とした介護サービス拠点の企画・開発・運営
		保育園・こども園・学童施設等の開発・運営

## (6) 主要な事業所 (2025年9月30日現在)

事業所名	所在地
本社(学研ビル)	東京都品川区西五反田二丁目11番8号
所沢総合センター	埼玉県入間郡三芳町大字上富字中東279-1

(7) 従業員の状況 (2025年9月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
教育分野	3,272名	123名減
医療福祉分野	5,818名	66名増
その他	945名	566名増
全社 (共通)	85名	18名増
合計	10,120名	527名増

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。  
 2. 嘱託、臨時従業員の人数は含んでおりません。  
 3. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
85名	18名増	44.3歳	11.7年

- (注) 1. 従業員数は、当社から当社外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含んでおります。  
 2. 嘱託、臨時従業員の人数は含んでおりません。

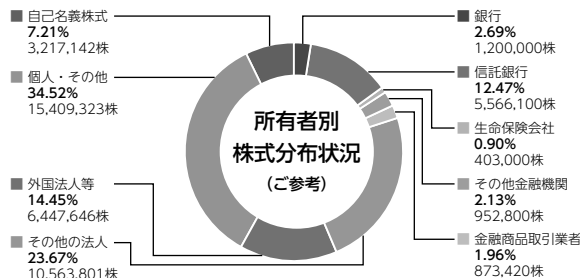
(8) 主要な借入先 (2025年9月30日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	166億37百万円

## 2 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2025年9月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 159,665,600株
- ② 発行済株式の総数 44,633,232株  
(自己株式3,217,142株を含む)
- ③ 株主数 32,379名



### ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (百株)	持株比率 (%)
公益財団法人古岡奨学会	55,553	13.41
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	45,508	10.98
学研従業員持株会	12,144	2.93
BNP PARIBAS LUXEMBOURG/2S/JASDEC/JANUS HENDERSON HORIZON FUND	12,023	2.90
株式会社三井住友銀行	12,000	2.89
株式会社河合楽器製作所	9,940	2.40
株式会社日本政策投資銀行	9,480	2.28
学研ビジネスパートナー持株会	9,131	2.20
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	7,933	1.91
株式会社広済堂ホールディングス	6,892	1.66

(注) 上記の持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

### ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、社外取締役を除く取締役に対して、その職務執行の対価として譲渡制限付株式を付与しております。その方針については「(2) 会社役員の状況 ④会社役員の報酬に関する事項 ii. 取締役及び監査役の報酬等取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」をご参照ください。

	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (社外取締役を除く)	98,789	8

⑥ その他株式に関する重要な事項

該当事項はございません。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2025年9月30日現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
宮 原 博 昭	代表取締役社長	公益財団法人古岡奨学会 代表理事 日販グループホールディングス株式会社 社外取締役 一般社団法人日本雑誌協会 理事長
福 住 一 彦	取締役副社長	株式会社市進ホールディングス 代表取締役社長
小早川 仁	取締役常務執行役員	株式会社学研ココファン 代表取締役CEO
安 達 快 伸	取締役上席執行役員 コーポレート本部長	株式会社学研プロダクツサポート 代表取締役会長
五郎丸 徹	取締役上席執行役員	株式会社桐原書店 代表取締役会長 株式会社Gakken SEED 代表取締役会長
百 田 顕 児	取締役上席執行役員 グローバル事業本部長	アイ・シー・ネット株式会社 代表取締役社長
山 本 教 雄	取締役上席執行役員	メディカル・ケア・サービス株式会社 代表取締役社長
細 谷 仁 詩	取締役上席執行役員 経営戦略本部長	株式会社Gakken LEAP 代表取締役CEO
山 田 徳 昭	社外取締役	公認会計士・税理士 クリフィックス税理士法人 代表社員 株式会社クリフィックス・コンサルティング 代表取締役社長 株式会社クリフィックスFAS 代表取締役社長
城 戸 真 亜 子	社外取締役	学研・城戸真亜子アートスクール 主宰 中部国際空港株式会社 社外取締役 学校法人田中千代学園 評議委員 株式会社ガイドーリミテッド 社外取締役
伊 能 美 和 子	社外取締役	株式会社タカラトミー 社外取締役 株式会社Yokogushist 代表取締役 株式会社ギフティ 社外取締役 ビーウィズ株式会社 社外取締役 (監査等委員) 株式会社久世 社外取締役
Caroline F. Benton	社外取締役	国立大学法人筑波大学 学長補佐・ビジネスサイエンス系教授 株式会社タウンズ 社外監査役 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学 理事 (非常勤)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
小田 耕太郎	常勤監査役	
藤島 拓也	常勤監査役	
山田 敏章	社外監査役	弁護士 石井法律事務所 パートナー
松浦 竜人	社外監査役	公認会計士 かなで監査法人 理事 パートナー 株式会社つなぐ 社外監査役

- (注) 1. 藤島拓也氏は、2024年12月20日開催の第79回定時株主総会において新たに監査役に選任され就任いたしました。
2. 監査役景山美昭氏は、2024年12月20日開催の第79回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
3. 社外監査役松浦竜人氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役山田徳昭、城戸真亜子、伊能美和子及びCaroline F. Bentonの各氏並びに社外監査役山田敏章及び松浦竜人の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 取締役上席執行役員安達快伸氏は、2025年9月30日付で株式会社学研プロダクツサポート代表取締役会長を退任いたしました。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項の定める限度まで限定する契約を締結しております。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の状況

当社は当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者とした役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結し、株主代表訴訟、第三者訴訟等の損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

## ④ 会社役員の報酬に関する事項

### i. 取締役及び監査役の当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の内容 (百万円)			対象となる役員の 員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	598 (43)	352 (43)	146	99	12 (4)
監査役 (うち社外監査役)	69 (21)	69 (21)	—	—	5 (2)
合計	667	422	146	99	17

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2019年12月20日開催の第74回定時株主総会において譲渡制限付株式報酬を含め1事業年度当たり6億円以内（うち社外取締役60万円以内）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2003年6月27日開催の第57回定時株主総会において月額6万円以内と決議いただいております。
3. 上記の支給額には、2024年12月20日開催の第79回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
4. 非金銭報酬は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

### ii. 取締役及び監査役の報酬等 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

#### a. 業務執行取締役の報酬に関する基本方針

当社は、取締役会において、業務執行取締役の報酬額の算定基準について次の3つの視点から基本方針を策定し、決定しております。

- i 当社のグループ理念は、「すべての人が心ゆたかに生きることを願い、今日の感動・満足・安心と明日への夢・希望を提供します」であり、業務執行取締役は、率先垂範してこのグループ理念を実現する責務を負っております。

このことから、業務執行取締役の報酬については、優秀な人材を今後とも確保するためにふさわしい水準とすべきであり、目標達成のための動機付けとなるものでなくてはならないと考えております。

- ii 当社は、顧客、株主、従業員等のステークホルダーの期待に応え、社会から信頼される企業であり続けなければならない、「人の可能性をどこまでも追求する会社へ」をAspiration（大志）としております。

このことから、業務執行取締役の報酬については、ステークホルダーに配慮したものであり、中長期の視点を反映したものでなければならないと考えております。

- iii 当社は、コンプライアンス経営を推進しております。

このことから、業務執行取締役の報酬については、客観的なデータに基づくモニタリングの継続実施や定量的な枠組みの導入により透明性を確保しなければならないと考えております。

#### b. 業務執行取締役の報酬の具体的内容

上記の基本方針に基づき、業務執行取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬、株式報酬の3種類をもって構成し、業績連動報酬及び株式報酬の導入により業績連動の比率を高めることとし、それぞれの詳細は次のとおりです。

まず、基本報酬については、役位を基本とする月額報酬であり、その水準は、他社の水準、並びに当社の従業員給与及び執行役員報酬等を参考にして決定いたします。なお、基本報酬の個別の支給額決定に際しては、毎年査定を行い、指名・報酬諮問委員会に諮問し、審議の結果の答申を尊重して決定いたします。

次に、業績連動報酬については、事前に目標を設定し、達成度に応じた報酬を支給する制度であります。業績連動報酬は、財務指標と非財務指標との二つの指標に基づく評価により構成されます。

まず財務指標に基づく評価にあたって採用する目標は、経営結果の最も基本となるとの理由から連結売上高と、効率的な経営結果の最も基本となるとの理由から連結営業利益率を、さらに企業価値向上を図るうえで最も基本となるとの理由から親会社株主に帰属する当期純利益を重要な経営指標としたうえで、各指標の

目標を事前に設定し、これらの各指標を達成した場合をそれぞれ100として合算いたします。達成度が前後した場合は、過去10年の標準偏差を参考に0から200まで変動いたします。

また、事前に設定した連結営業利益率の目標が3%未満であっても、同目標を3%として適用いたします。

財務指標に基づく業績連動報酬額は、連結売上高、連結営業利益率及び親会社株主に帰属する当期純利益について、業績達成度が100の場合は、それぞれ年間基本報酬額の15%、9%、6%（各指標が100の場合は年間基本報酬額の30%）とし、業績達成度が200を超過した場合でも年間基本報酬額の30%、18%、12%（各指標が200を超過した場合は年間基本報酬額の60%）を上限といたします。

次に非財務指標に基づく業績連動報酬は、業務執行取締役が期首に目標管理シート（非財務評価）に目標を設定し、当該目標の達成度合に対する期末に行う評価に基づきます。業務執行取締役は、期首に、サステナビリティ・マネジメントシステムのトップマネジメントコミットメントに基づいた目標設定を行い、代表取締役社長との協議のうえで、その内容を決定いたします。期末の評価は、設定した目標についてその達成度合を取締役がレビューし、それに基づき代表取締役社長が行います。

非財務指標に基づく業績連動報酬額は、年間基本報酬額の10%に相当する金額に上記評価を乗じた金額といたします。

以上の財務指標及び非財務指標に基づき算定した報酬額をもとに、業績連動報酬の個別の支給額決定については査定を行い、指名・報酬諮問委員会に諮問し、審議の結果の答申を尊重して決定いたします。

なお、業績連動報酬の支給は、剰余金の配当の実施及び連結営業損益において利益計上を果たすことを必須条件としております。

最後に、株式報酬としての譲渡制限付株式の内容等は、当社の事業環境、業績、株価推移その他の事情を勘案して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして適切に機能するように、当社の指名・報酬諮問委員会への諮問等、客観性、透明性を担保した手続を経て、株主総会にてご承認いただいた範囲内にて、付与の都度、取締役会において決議いたします。譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、1事業年度あたり1億円以内といたします（2019年12月20日開催の第74回定時株主総会において決議。当時対象業務執行取締役7名）。

対象業務執行取締役は、当社の取締役会決議に基づき、金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象業務執行取締役に特に有利にならない範囲において取締役会にて決定いたします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象業務執行取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約を締結するものといたします。

### c. 社外取締役の報酬

社外取締役の報酬は、基本報酬のみとしますが、優秀な人材を確保するためにふさわしい水準にいたします。

### d. 監査役の報酬

業務執行から独立の立場である監査役の報酬については、基本報酬のみで構成され、株主総会で決議された限度内において、各監査役の職務・職責に応じ、監査役の協議により決定しております。

### e. 役員の報酬等に関する株主総会の決議

取締役の報酬限度額は、2019年12月20日開催の第74回定時株主総会において年額6億円以内（うち社外取締役は6千万円以内）と決議しております（同日付取締役は合計9名、うち社外取締役2名）。

監査役の報酬限度額は、2003年6月27日開催の第57回定時株主総会において月額6百万円以内と決議しております（同日付監査役は4名）。

当事業年度末日現在において、これらの支給枠に基づく報酬の支給対象となる役員は、取締役12名、監査役4名であります。

### f. 当事業年度の業績連動報酬に係る指標に関する事項

当事業年度の業績連動報酬に係る指標の目標は、連結売上高2,000億円、連結営業利益率3.50%、親会社株主に帰属する当期純利益35億円であり、実績は、連結売上高1,991億19百万円、連結営業利益率4.14%、親会社株主に帰属する当期純利益35億78百万円となりました。

### g. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者の氏名又は名称、その権限の内容及び裁量の範囲

取締役の報酬等の額について、その決定プロセスの客観性、透明性を担保した手続きを経るため、代表取締役社長、社外取締役、社外監査役で構成する指名・報酬諮問委員会を設置しております。取締役報酬の決定方針及び当該方針に基づく各取締役の報酬等の額に関する全ての事項については、指名・報酬諮問委員会の審議、答申を踏まえたうえで、最終決定権限を有する取締役会の決議により定めることとしております。なお、報酬の検討に際しては、外部コンサルタントの報酬データベースに登録し、そのデータを活用して規模の水準を考慮しながら決定していくプロセスを継続しております。

当事業年度における指名・報酬諮問委員会の活動については、5回開催し、業務執行取締役の評価基準書、基本報酬額、業績連動報酬額、取締役候補者の指名、代表取締役社長の後継者像等に関する審議、答申を行っております。

### h. 役員の報酬等の額の決定過程における当社の取締役会の活動内容

取締役会は、前述の基本方針に基づき取締役の報酬は決定されるべきものと考えており、その内容は取締役会及び指名・報酬諮問委員会で共有しております。当事業年度における取締役の報酬等の額の決定については、対象となる業務執行取締役全員に対して自己評価の提出を求め、それに取締役会としての会社業績や

個別評価を加味して指名・報酬諮問委員会に諮問し、同委員会において、各取締役の役割と責任、当社グループの戦略策定と統制への貢献度等の評価が行われ、その結果の答申を受けたうえで、さらに同委員会の委員でもあり、当社経営の最高責任者として全社的な見地から各取締役の担当業務や職責等の評価の判断を行うのに最も適していると判断し、代表取締役社長宮原博昭氏に委任することを決議しております。このように、取締役会は、取締役個別の報酬等の内容に係る基本方針に沿うものであると判断し、同氏が取締役個別の報酬額を決定しております。

## ⑤ 社外役員に関する事項

### i. 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	当社と兼職先との関係
社外取締役	山田 徳昭	クリフィックス税理士法人 代表社員 株式会社クリフィックス・コンサルティング 代表取締役社長 株式会社クリフィックスFAS 代表取締役社長	いずれも特別の関係はありません。
社外取締役	城戸 真亜子	学研・城戸真亜子アートスクール 主宰 中部国際空港株式会社 社外取締役 学校法人田中千代学園 評議委員 株式会社ガイドーリミテッド 社外取締役	いずれも特別の関係はありません。
社外取締役	伊能 美和子	株式会社タカラトミー 社外取締役 株式会社Yokogushist 代表取締役 株式会社ギフティ 社外取締役 ビーウィズ株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社久世 社外取締役	いずれも特別の関係はありません。
社外取締役	Caroline F. Benton	国立大学法人筑波大学 学長補佐・ビジネスサイエンス系教授 株式会社タウンズ 社外監査役 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学 理事（非常勤）	いずれも特別の関係はありません。
社外監査役	山田 敏章	石井法律事務所 パートナー	特別の関係はありません。
社外監査役	松浦 竜人	かなで監査法人 理事 パートナー 株式会社つなぐ 社外監査役	いずれも特別の関係はありません。

### ii. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はございません。

iii. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

区分	氏名	取締役会		監査役会	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
社外取締役	山田 徳 昭	13回／13回	100%	—	—
	城戸 真亜子	13回／13回	100%	—	—
	伊能 美和子	13回／13回	100%	—	—
	Caroline F. Benton	13回／13回	100%	—	—
社外監査役	山田 敏 章	13回／13回	100%	22回／22回	100%
	松浦 竜 人	13回／13回	100%	22回／22回	100%

- ・取締役会及び監査役会における発言状況等

社外取締役山田徳昭氏は、公認会計士・税理士、経営者としての豊富な経験と知見に基づき、会計、財務、税務面での的確な指摘に加え、当社グループの事業全般につきまして、有益な助言等を積極的に行っております。

社外取締役城戸真亜子氏は、画家として教育活動に関わってきた経験や豊富な知見から、当社の教育事業の諸施策やダイバーシティ推進などについて、有益な助言を行っております。

社外取締役伊能美和子氏は、デジタルメディア関連事業に関する豊富な知識・経験に基づき、当社グループの事業全般について、中立的・専門的な見地からの有益な発言を行っております。

社外取締役Caroline F. Benton氏は、長年にわたる教育業界での経験や、グローバルな活躍で培った知見を活かし、グローバルリーダーシップ、サステナビリティに関し、有益な助言を行っております。

社外監査役山田敏章氏は、弁護士としての専門の見地から、当社におけるコーポレートガバナンスや取締役会の実効性の確保等に関する施策に関して幅広く有益な提言を行い、質の高い監査を行っております。

社外監査役松浦竜人氏は、内部統制高度化助言業務、事業計画策定助言業務等の多数のアドバイザー業務の経験と知見を生かした有益な提言とあわせて、公認会計士としての専門の見地からの質の高い監査を行っております。

### (3) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

#### ② 報酬等の額

	支払額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	95
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	98

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、経理・財務など社内関係部門及び会計監査人から必要な資料を入手しました。さらに会計監査人の監査計画、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積り等の算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社及び当社子会社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の額にはこれらの合計を記載しております。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）3百万円を支払っております。

#### ③ 子会社の監査に関する事項

当社の子会社である株式会社市進ホールディングスは、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

#### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の独立性及び職務の実施に関する体制を特に考慮し、必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会が当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当する状況にあると判断した場合は、監査役全員の同意によって会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (4) 会社の支配に関する基本方針

#### ① 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社は、終戦直後の1946年、創業者の「戦後の復興は教育をおいてほかにない」との信念のもと設立されました。以来、「教育」を基軸とし、月刊学習誌『科学』『学習』を中心に多くの人々のご支持を得ながら、多岐にわたる出版事業を手がけ、幼児・小学生・中学生・高校生、そして一般社会人へと対象を広げ、さらには、雑誌・書籍の出版に限ることなく、各種の教材や教具、教室事業、映像製作、文化施設の企画・施工などにも幅広く取り組んでまいりました。近年では、少子高齢化社会・女性の社会進出への変化に対応するため、高齢者福祉事業や子育て支援事業への参入も果たすなど、単に短期的利潤の追求に留まらず企業の社会的責務をも重視しつつ

事業展開を図ってまいりました。

そして、創業70有余年、当社グループは、創業精神に裏打ちされたグループ理念（「私たち学研グループは、すべての人が心ゆたかに生きることを願い、今日の感動・満足・安心と明日への夢・希望を提供します」）を根底に置きながら事業を展開するとともに、多くの顧客・取引先・従業員そして株主の皆様等のステークホルダーとの間に築かれた関係の中で、各種事業の成長を遂げてまいりました。

現在の企業価値は、グループ各社におけるそのような日々の企業活動の結果として生み出されたものであり、様々なステークホルダーへの還元が実行されるに至ったものと認識しております。

このような当社グループの成長過程に鑑み、当社取締役会は、今後将来にわたり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益を確保し向上させるためには、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、i. 短期的な視野に偏ることなく、中長期的な視野から経営を行い、適法かつ適正な利益を追求する、ii. 企業の社会的責務を十分に尊重し、株主の皆様はもとより、顧客、取引先、地域社会、従業員など全てのステークホルダーとの関係基盤が企業価値を生み出す源泉である、これらの点を十分に理解する者であることが必要不可欠であると考えております。

### ② 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上場会社である以上、何人が会社の財務及び事業の方針の決定を支配することを企図した当社の株式の大規模買付行為を行っても、原則として、これを否定するものではありません。しかしながら、大規模買付行為の中には、その目的等から企業価値・株主共同の利益を損なう懸念のある場合もあります。

当社は、いわゆる事前警告型の買収防衛策として、2006年3月20日開催の当社取締役会において、大規模買付行為への対応方針及びそれに基づく事前の情報提供に関する一定のルール（大規模買付ルール）を導入し、これについて、同年6月29日開催の第60回定時株主総会において出席された株主の皆様との総議決権数の3分の2を超えるご賛同をいただきました。

その後、株主の皆様のご賛同をいただいで数度の改正を行いながら2年ごとに大規模買付ルールを継続してまいりましたが、当社を取り巻く経営環境の変化や法改正の動向、並びに機関投資家をはじめとする株主の皆様からのご意見などを踏まえ、2024年12月20日開催の第79回定時株主総会終結の時をもって廃止いたしました。

当社は、大規模買付ルールの有無にかかわらず引き続き中期経営計画の着実な実行を通して経営基盤の強化を進めるとともに、コーポレート・ガバナンスの充実に取組み、企業価値の向上を図ってまいります。

### ③ 上記②の取組みについての取締役会の判断及びその判断に係る理由

当社取締役会は、以下の理由により、上記②の取組みは、上記①の基本方針に沿うものであり、当社の企業価値又は株主共同の利益を損なうものではなく、取締役の地位の維持を目的とするものではないと判断いたします。

- i. 当社は、中期経営計画の策定及び実行を通じて、当社の企業価値の源泉を今後も継続的に発展させていくことが、企業価値ひいては株主共同の利益の維持・向上につながるものと考えており、基本方針の実現にも資するものと考えております。

- 
- ii. 当社は、「大規模買付ルール（買収防衛策）」廃止後も、企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある大量買付行為が行われる場合には、当該行為を行う者に対して株主の皆様がその是非を適切に判断するために必要かつ十分な時間と情報の提供を求めるとともに、金融商品取引法、会社法その他関連法令を順守し、当社が定める社内規程にそって、その時点で採用可能かつ適切と考えられる施策を講じてまいります。

## **（５）特定完全子会社に関する事項**

該当事項はございません。

## **（６）剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、安定的配当による株主への利益還元と成長分野への積極的投資による利益拡大をバランスよく実施し、株主価値の持続的向上を図ることを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。なお、2022年12月23日開催の第77回定時株主総会において、剰余金の配当等の会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨の定款変更決議を行っております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、継続的な安定配当の基本方針のもと、1株当たり26円（うち中間配当金13円）としております。

内部留保資金につきましては、企業体質の強化と今後の事業展開に有効投資してまいりたいと考えております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2025年9月30日現在)

(単位：百万円)

科目	当連結会計年度末	(ご参考) 前連結会計年度末	科目	当連結会計年度末	(ご参考) 前連結会計年度末
<b>資産の部</b>			<b>負債の部</b>		
<b>流動資産</b>	<b>70,038</b>	<b>63,112</b>	<b>流動負債</b>	<b>40,384</b>	<b>43,187</b>
現金及び預金	22,916	20,385	支払手形及び買掛金	7,080	6,623
受取手形	306	266	短期借入金	2,750	4,447
売掛金	25,736	22,889	1年内償還予定の社債	—	6,000
商品及び製品	10,355	9,245	1年内返済予定の長期借入金	6,828	5,291
販売用不動産	—	837	未払法人税等	2,757	1,542
仕掛品	3,702	2,920	契約負債	3,280	2,857
原材料及び貯蔵品	235	194	賞与引当金	2,726	2,561
その他	6,859	6,405	その他	14,960	13,863
貸倒引当金	△73	△32	<b>固定負債</b>	<b>39,338</b>	<b>33,873</b>
<b>固定資産</b>	<b>69,155</b>	<b>67,602</b>	社債	7,000	—
<b>有形固定資産</b>	<b>16,918</b>	<b>19,953</b>	長期借入金	19,050	21,644
建物及び構築物	23,629	26,873	長期未払金	161	233
機械装置及び運搬具	762	773	長期預り保証金	3,915	3,743
土地	4,835	4,975	退職給付に係る負債	5,207	5,130
建設仮勘定	25	14	繰延税金負債	972	54
その他	8,754	8,147	その他	3,030	3,068
減価償却累計額	△21,087	△20,831	<b>負債合計</b>	<b>79,722</b>	<b>77,061</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>19,738</b>	<b>13,314</b>	<b>純資産の部</b>		
のれん	9,628	9,792	<b>株主資本</b>	<b>49,273</b>	<b>48,348</b>
その他	10,109	3,522	資本金	19,817	19,817
<b>投資その他の資産</b>	<b>32,498</b>	<b>34,334</b>	資本剰余金	11,357	12,102
投資有価証券	15,410	17,574	利益剰余金	21,127	18,615
長期貸付金	835	534	自己株式	△3,029	△2,187
繰延税金資産	2,616	2,814	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>2,150</b>	<b>3,125</b>
退職給付に係る資産	3,407	3,383	その他有価証券評価差額金	1,581	1,624
差入保証金	8,230	8,205	繰延ヘッジ損益	1	△0
その他	2,232	2,007	為替換算調整勘定	△342	385
貸倒引当金	△234	△185	退職給付に係る調整累計額	911	1,115
<b>資産合計</b>	<b>139,194</b>	<b>130,714</b>	<b>新株予約権</b>	<b>167</b>	<b>199</b>
			<b>非支配株主持分</b>	<b>7,880</b>	<b>1,980</b>
			<b>純資産合計</b>	<b>59,471</b>	<b>53,653</b>
			<b>負債及び純資産合計</b>	<b>139,194</b>	<b>130,714</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書 (2024年10月1日から2025年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	当連結会計年度		(ご参考) 前連結会計年度	
売上高		199,119		185,566
売上原価		144,166		135,668
売上総利益		54,953		49,897
販売費及び一般管理費		46,715		43,017
営業利益		8,237		6,880
営業外収益				
受取利息	124		32	
受取配当金	255		237	
持分法による投資利益	—		171	
その他	202	582	283	724
営業外費用				
支払利息	517		326	
持分法による投資損失	104		—	
為替差損	99		63	
その他	288	1,009	313	702
経常利益		7,810		6,903
特別利益				
固定資産売却益	181		0	
投資有価証券売却益	1,794		924	
負ののれん発生益	416		—	
段階取得に係る差益	480		—	
その他	99	2,971	123	1,048
特別損失				
固定資産除売却損	189		236	
減損損失	254		193	
投資有価証券売却損	117		1,093	
投資有価証券評価損	1,405		713	
その他	30	1,997	80	2,317
税金等調整前当期純利益		8,784		5,634
法人税、住民税及び事業税	4,016		3,047	
法人税等調整額	31	4,047	△118	2,928
当期純利益		4,736		2,706
非支配株主に帰属する当期純利益		1,158		445
親会社株主に帰属する当期純利益		3,578		2,260

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表 (2025年9月30日現在)

(単位：百万円)

科目	当事業年度末	(ご参考) 前事業年度末	科目	当事業年度末	(ご参考) 前事業年度末
<b>資産の部</b>			<b>負債の部</b>		
<b>流動資産</b>	<b>5,106</b>	<b>8,200</b>	<b>流動負債</b>	<b>20,114</b>	<b>24,232</b>
現金及び預金	821	1,642	短期借入金	13,038	13,164
売掛金	138	222	1年内償還予定の社債	—	6,000
短期貸付金	2,518	4,370	1年内返済予定の長期借入金	5,272	3,894
未収入金	1,377	1,684	リース債務	1	—
未収消費税等	5	—	未払金	1,077	475
その他	246	280	未払費用	583	544
<b>固定資産</b>	<b>75,146</b>	<b>69,862</b>	未払法人税等	26	31
<b>有形固定資産</b>	<b>542</b>	<b>553</b>	未払消費税等	—	40
建物	128	143	賞与引当金	77	47
構築物	3	4	その他	36	34
車両運搬具	0	0	<b>固定負債</b>	<b>22,066</b>	<b>16,299</b>
工具、器具及び備品	98	96	社債	7,000	—
土地	308	308	長期借入金	13,811	15,107
リース資産	3	—	リース債務	2	—
<b>無形固定資産</b>	<b>10</b>	<b>29</b>	長期未払金	70	140
ソフトウェア	4	24	長期預り保証金	122	122
その他	6	4	繰延税金負債	1,055	921
<b>投資その他の資産</b>	<b>74,592</b>	<b>69,280</b>	その他	4	7
投資有価証券	6,677	7,666	<b>負債合計</b>	<b>42,180</b>	<b>40,531</b>
関係会社株式	49,535	43,746	<b>純資産の部</b>		
長期貸付金	14,551	14,622	<b>株主資本</b>	<b>36,387</b>	<b>35,779</b>
長期前払費用	2	1	資本金	19,817	19,817
前払年金費用	1,762	1,558	資本剰余金	15,037	15,049
差入保証金	2,016	2,036	資本準備金	6,160	6,160
その他	943	892	その他資本剰余金	8,876	8,888
貸倒引当金	△896	△1,244	<b>利益剰余金</b>	<b>4,566</b>	<b>3,109</b>
<b>資産合計</b>	<b>80,252</b>	<b>78,063</b>	利益準備金	26	26
			その他利益剰余金	4,540	3,082
			繰越利益剰余金	4,540	3,082
			<b>自己株式</b>	<b>△3,034</b>	<b>△2,196</b>
			<b>評価・換算差額等</b>	<b>1,517</b>	<b>1,553</b>
			その他有価証券評価差額金	1,517	1,553
			<b>新株予約権</b>	<b>167</b>	<b>199</b>
			<b>純資産合計</b>	<b>38,072</b>	<b>37,532</b>
			<b>負債及び純資産合計</b>	<b>80,252</b>	<b>78,063</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書 (2024年10月1日から2025年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	当事業年度		(ご参考) 前事業年度	
<b>売上高</b>				
経営管理料収入	2,505		2,343	
不動産賃貸収入	1,287		731	
受取配当金	4,495	<b>8,288</b>	4,744	<b>7,818</b>
<b>売上原価</b>				
不動産賃貸原価	1,131	<b>1,131</b>	490	<b>490</b>
<b>売上総利益</b>		<b>7,157</b>		<b>7,328</b>
<b>販売費及び一般管理費</b>		<b>4,843</b>		<b>4,556</b>
<b>営業利益</b>		<b>2,313</b>		<b>2,771</b>
<b>営業外収益</b>				
受取利息	220		151	
貸倒引当金戻入額	432		50	
その他	17	<b>671</b>	25	<b>227</b>
<b>営業外費用</b>				
支払利息	369		182	
社債利息	85		32	
社債発行費	42		—	
為替差損	88		9	
貸倒引当金繰入額	—		165	
その他	22	<b>608</b>	63	<b>454</b>
<b>経常利益</b>		<b>2,376</b>		<b>2,544</b>
<b>特別利益</b>				
投資有価証券売却益	1,179	<b>1,179</b>	461	<b>461</b>
<b>特別損失</b>				
固定資産除売却損	8		0	
投資有価証券売却損	117		21	
投資有価証券評価損	405		—	
関係会社株式売却損	—		930	
関係会社株式評価損	679	<b>1,211</b>	690	<b>1,642</b>
<b>税引前当期純利益</b>		<b>2,344</b>		<b>1,363</b>
法人税、住民税及び事業税	△268		△570	
法人税等調整額	89	<b>△179</b>	△56	<b>△626</b>
<b>当期純利益</b>		<b>2,523</b>		<b>1,989</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年11月25日

株式会社学研ホールディングス  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森田 祥且  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 齊藤 寛幸  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社学研ホールディングスの2024年10月1日から2025年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社学研ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### **連結計算書類の監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### **利害関係**

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年11月25日

株式会社学研ホールディングス  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森田 祥且
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	齊藤 寛幸

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社学研ホールディングスの2024年10月1日から2025年9月30日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### **計算書類等の監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### **利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第80期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針（会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針）については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年11月25日

株式会社学研ホールディングス 監査役会

常勤監査役 小田 耕太郎®

常勤監査役 藤島 拓也®

社外監査役 山田 敏章®

社外監査役 松浦 竜人®

以上

## 新株予約権等に関する事項

① 当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(2025年9月30日現在)

	名 称 (発行決議日)	行使期間	新株 予約権 の総数	目的となる 株式の 種類と数	保有 者数	発行価額	行使価額
取締役 (社外取締 役を除く)	第4回新株予約権 (2009年11月13日)	2009年12月1日～ 2039年11月30日	6個	普通株式 2,400株	1名	1株当たり 204.17円	1株当たり 3円
	第5回新株予約権 (2010年11月15日)	2010年12月1日～ 2040年11月30日	16個	普通株式 6,400株	1名	1株当たり 142.50円	1株当たり 3円
	第6回新株予約権 (2011年11月14日)	2011年12月1日～ 2041年11月30日	92個	普通株式 36,800株	1名	1株当たり 99.43円	1株当たり 3円
	第7回新株予約権 (2012年11月14日)	2012年12月1日～ 2042年11月30日	54個	普通株式 21,600株	1名	1株当たり 170.44円	1株当たり 3円
	第8回新株予約権 (2013年11月14日)	2013年12月1日～ 2043年11月30日	36個	普通株式 14,400株	1名	1株当たり 257.00円	1株当たり 3円
	第9回新株予約権 (2014年11月13日)	2014年12月1日～ 2044年11月30日	43個	普通株式 17,200株	1名	1株当たり 213.95円	1株当たり 3円
	第10回新株予約権 (2015年11月13日)	2015年12月1日～ 2045年11月30日	55個	普通株式 22,000株	2名	1株当たり 214.83円	1株当たり 3円
	第11回新株予約権 (2016年11月14日)	2016年12月6日～ 2046年12月5日	52個	普通株式 20,800株	2名	1株当たり 267.20円	1株当たり 3円
	第12回新株予約権 (2017年11月14日)	2017年12月4日～ 2047年12月3日	36個	普通株式 14,400株	2名	1株当たり 3,813.91円	1株当たり 1円
	第13回新株予約権 (2018年11月14日)	2018年12月3日～ 2048年12月2日	34個	普通株式 13,600株	2名	1株当たり 3,951.66円	1株当たり 1円
	第1回執行役員向け 新株予約権 (2018年11月14日)	2018年12月3日～ 2048年12月2日	8個	普通株式 3,200株	2名	1株当たり 4,002.57円	1株当たり 1円
	第14回新株予約権 (2019年11月13日)	2019年12月2日～ 2049年12月1日	26個	普通株式 10,400株	3名	1株当たり 6,917.74円	1株当たり 1円
	第2回執行役員向け 新株予約権 (2019年11月13日)	2019年12月2日～ 2049年12月1日	3個	普通株式 1,200株	1名	1株当たり 6,934.86円	1株当たり 1円

- (注) 1. 監査役及び社外取締役には新株予約権を付与しておりません。
2. 2017年4月1日付で普通株式10株を1株にする株式併合を行い、また2020年4月1日付で普通株式1株を4株にする株式分割を行ったことに伴い、目的となる普通株式の数及び1株当たりの行使価額を、それぞれ調整しております。なお、発行価額については発行時のまま記載しております。
3. 2018年11月14日開催の取締役会における第1回執行役員向け新株予約権発行決議に基づき、当時執行役員であった福住一彦及び安達快伸の両氏に新株予約権が割り当てられましたので、上記のとおり記載しております。
4. 2019年11月13日開催の取締役会における第2回執行役員向け新株予約権発行決議に基づき、当時執行役員であった安達快伸氏に新株予約権が割り当てられましたので、上記のとおり記載しております。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はございません。

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の整備運用状況の概要

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備に関する基本方針について、取締役会において決議しており、その概要は以下のとおりであります。

- ① **当社及びグループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
- i. 取締役の職務執行の法令及び定款適合性を確保するため、取締役会を定期的で開催する等、取締役の相互監視機能を強化するための取組みを行う。
  - ii. コンプライアンスに係る社内規程と組織を整備する。具体的には、コンプライアンスの基本理念である「学研コンプライアンス・コード」を定め、当社及びグループ会社の取締役及び使用人への浸透を図るとともに、法令等遵守の統括組織として、内部統制委員会の下にコンプライアンス部会を設置する。
  - iii. 全社的に法的リスクを評価して対応を決定し、コントロールすべきリスクについては有効なコントロール活動を行う。
  - iv. 通常のラインとは別に、コンプライアンスに関する相談・報告窓口「コンプライアンス・ホットライン」を設ける。
  - v. 法的リスクが顕在化した場合の危機管理体制を構築する。
  - vi. 財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法及び関係法令並びに東京証券取引所規則への適合性を確保するため、内部統制委員会の下にある財務報告統制部会を統括組織として十分な体制を構築する。
  - vii. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係その他一切の関係を持たず、反社会的勢力から不当要求を受けた場合には、組織全体として毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努める。
- ② **当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制並びにグループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**
- i. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関し、「学研グループ文書規程」「学研グループ営業秘密管理規程」「学研グループ情報セキュリティポリシー」等の社内規程を整備し、責任部署を定める。
  - ii. 取締役又は監査役が求めたときは、いつでも当該情報を閲覧できる体制を整備する。
  - iii. グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関し、当社及びグループ会社は、「学研グループ会社管理規程」「学研グループ情報開示規程」を遵守し体制を整備する。

### ③ 当社及びグループ会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i. リスク管理に係る社内規程と組織を整備する。具体的には、「学研グループリスク管理基本規程」を定め、リスクの管理にあたる統括組織として、内部統制委員会の下にリスク管理部会を設置する。
- ii. 事業上のリスクとして認識している各種リスクのカテゴリーとしては、個人情報の管理、情報システムの障害、高齢者福祉事業の運営、子育て支援及び教室・塾事業の運営、出版市場の動向や販売制度、無体財産権及び海外への事業展開に関するリスクがあり、それぞれのカテゴリーごとに、当社及びグループ会社において、具体的に有効な管理体制を構築する。
- iii. リスクが顕在化した場合の危機管理体制を構築する。

### ④ 当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i. 当社の取締役会は、原則1か月に1度開催し、経営の基本方針の決定及びグループ各社の重要決定事項の承認を行うとともに、取締役の職務執行を監督する。また、グループ会社の取締役会は、原則1か月に1度開催し、経営の基本方針の決定及び傘下のグループ各社の重要決定事項の承認を行うとともに、取締役の職務執行を監督する。
- ii. 代表取締役社長は全業務を統括し、その他の社内取締役全員がグループ全体の戦略策定を担当し、効率性確保に努める。
- iii. 取締役会の決定した戦略方針に基づき、当社の取締役及び執行役員が主要会社の取締役に就任して業務執行を行い、戦略実現に努める。
- iv. 内部統制の実施状況を検証するために、内部監査室は「学研グループ内部監査規程」に基づき内部監査を行い、その結果を代表取締役社長及び監査役に対して報告する。
- v. 内部統制システムを含む当社のガバナンスの状況について、半期に1度、第三者機関であるガバナンス諮問委員会に報告し、取締役会に対して答申をいただく。

### ⑤ 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- i. 当社グループの業務執行の効率性と公正性を確保するため、当社がグループ会社に対して有効かつ適正なコントロールを及ぼす。具体的には、当社の取締役及び執行役員が主要会社の取締役に就任するほか、当社監査役が主要会社の監査役を兼務し、さらに一定の経営上の重要事項に関しては、「学研グループ会社管理規程」に基づき、持株会社である当社の承認手続を要することとする。
- ii. 当社代表取締役社長が主宰し、グループの課題、対策の共有を目的として原則年に4度開催するグループ会社社長会議には、当社取締役、執行役員、部門長のほか、原則としてグループ会社社長が全員出席する。
- iii. 当社代表取締役社長が主宰し、グループ会社の役員に加え、当社取締役、監査役、執行役員及び部門長等を出席者とするグループ会社役員会議を年に2度開催するほか、グループ会社各社において開催する取締役会及び重要な会議に当社役員がアドバイザーとして参加する。

- iv. 当社代表取締役社長が指名した取締役が主宰し、グループ会社の重要事項の決定、当社各部門の施策検討、事業ユニットからの計画進捗報告等を目的として、原則1か月に4度開催する戦略会議には、当社取締役、執行役員が出席する。
- v. 社外取締役及び社外監査役が出席する社外役員連携会議を年に2度開催する。

#### ⑥ 監査役の監査環境に係る体制

- i. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査役の職務を補助すべき専任又は兼任の使用人として監査役会事務局を設けることとする。また、当該使用人をして、監査役の指示に従って、監査役の職務の補助に当たらせるとともに、当該使用人が監査役の職務の補助に必要な権限を確保するほか、当該使用人の人事異動及び考課については、あらかじめ監査役会の同意を要することとする。
- ii. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制  
監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役及び使用人は、当該会議等の場において下記の事項につき監査役に報告する等、監査役による監査の効率性の確保に努める。
  - ・取締役会で決議された事項
  - ・毎月の経営状況として重要な事項
  - ・会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
  - ・内部監査状況及びリスク管理に関する委員会の活動状況
- iii. グループ会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制  
グループ会社の取締役及び使用人は、当社の監査役の要請に応じて業務の執行状況の報告を行うとともに、当社又はグループ会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項を発見したときは、直ちに当社の監査役へ報告する。
- iv. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ・監査役と会計監査人との信頼関係を基礎とする相互の協力・連携を確保する。
  - ・監査役と、内部監査室・財務戦略室・グループ会社監査役との間で、情報交換会を定期的で開催する等により、連携を確保する。
- v. 監査役へ報告をしたことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制  
本項に定める監査役への報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないものとする。

#### ⑦ 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制

監査役職務の執行について生ずる費用等の請求の手続を定め、監査役から前払い又は償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役職務の執行に必要なでないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続にしたがい、これに応じるものとする。

※本基本方針に定めるグループ会社とは、会社法第2条第3号に定める子会社をいう。

## (2) 業務の適正を確保するために必要な体制の整備運用状況の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備に関する基本方針に基づき、体制の整備とその適切な運用に努めております。当期における当該体制の整備運用状況の概要は、以下のとおりです。

- ① 取締役の職務執行の法令及び定款適合性を確保するため、取締役会を定期的に開催する等、取締役の相互監視機能を強化するための取組みを行うとの基本方針に基づいて、取締役会における審議の充実に努めております。
- ② コンプライアンスに係る社内規程と組織を整備するとの基本方針に基づいて、コンプライアンスの基本理念である「学研コンプライアンス・コード」を定め、当社及びグループ会社の取締役及び使用人への浸透を図るとともに、法令等遵守の統括組織として、内部統制委員会の下に、コンプライアンス部会を設置しております。また、通常のラインとは別に、コンプライアンスに関する相談・報告窓口を設け、適切に運用しております。
- ③ 全社的に法的リスクを評価して対応を決定し、コントロールすべきリスクについては有効なコントロール活動を行うとの基本方針に基づいて、そのための体制の整備に努めております。
- ④ 財務報告に係る内部統制につきましては、金融商品取引法及び関係法令並びに東京証券取引所規則への適合性を確保するため、内部統制委員会の下に財務報告統制部会を置き、これを統括組織として十分な体制を構築するとの基本方針に基づいて、その体制を整備しております。
- ⑤ 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関し、「学研グループ情報セキュリティポリシー」「学研グループ文書規程」「学研グループ営業秘密管理規程」等の社内規程を整備するとともに、情報資産の適切な保護と想定される脅威への対策に取組む組織として、内部統制委員会の下に情報セキュリティ部会を設置しております。
- ⑥ 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するため、「学研グループ会社管理規程」を定め、グループ会社の経営上の重要事項は持株会社の承認を得ております。また、持株会社である当社代表取締役社長が主宰する戦略会議、グループ会社社長会議及びグループ会社役員会議を適宜開催し、有効かつ適正なコントロールを及ぼすことに努めております。
- ⑦ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、第三者機関であるガバナンス諮問委員会を設置し、内部統制システムを含む当社のガバナンスの状況について、ガバナンス諮問委員会は、半期に1回、取締役会に対して答申をしております。

# 連結株主資本等変動計算書 (2024年10月1日から2025年9月30日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	19,817	12,102	18,615	△2,187	48,348
当期変動額					
剰余金の配当			△1,066		△1,066
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,578		3,578
自己株式の取得				△1,000	△1,000
自己株式の処分		△7		159	151
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動 株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)		△737			△737
当期変動額合計	—	△745	2,512	△841	925
当期末残高	19,817	11,357	21,127	△3,029	49,273

	その他の包括利益累計額					新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	1,624	△0	385	1,115	3,125	199	1,980	53,653
当期変動額								
剰余金の配当								△1,066
親会社株主に帰属する 当期純利益								3,578
自己株式の取得								△1,000
自己株式の処分								151
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動 株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△43	1	△728	△204	△974	△31	5,899	4,893
当期変動額合計	△43	1	△728	△204	△974	△31	5,899	5,818
当期末残高	1,581	1	△342	911	2,150	167	7,880	59,471

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の数 82社

##### 主要な連結子会社の名称

(株)市進ホールディングス、(株)学研教育ホールディングス、(株)学研エデュケーショナル、(株)学研エル・スタッフィング、(株)学研スタディエ、(株)創造学園、(株)早稲田スクール、(株)イング、(株)全教研、(株)文理学院、(株)文理、(株)Gakken、(株)地球の歩き方、(株)桐原書店、(株)学研メディカルサポート、(株)Glats、(株)Gakken SEED、(株)学研ココファン、(株)学研ココファン・ナーサリー、(株)グランユニライフケアサービス、メディカル・ケア・サービス(株)、(株)学研ロジスティクス、(株)学研プロダクツサポート、アイ・シー・ネット(株)、DTP Education Solutions JSC

当連結会計年度において、当社の連結子会社である(株)学研エリアマーケットは、(株)Gakkenの一部事業を吸収合併し、商号を(株)Gakken SEEDに変更しております。

当連結会計年度において、株式を取得した(株)学研Linkを連結の範囲に含めております。

当連結会計年度において、当社の持分法適用関連会社であったDTP Education Solutions JSCの株式を追加取得し、連結の範囲に含めております。

##### ② 主要な非連結子会社の名称等

##### 主要な非連結子会社・・・(株)学研スマイルハートフル

非連結子会社25社はいずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の関連会社の数 3社

(株)学研ステイフル、(株)レアジョブ、Quang Ich Technology Group JSC

当連結会計年度において、当社の持分法適用関連会社であったDTP Education Solutions JSCの株式を追加取得し、連結の範囲に含めております

当連結会計年度において、株式を取得した(株)レアジョブを持分法適用の範囲に含めております。

当連結会計年度において、株式を取得したQuang Ich Technology Group JSCを持分法適用の範囲に含めております。

② 持分法を適用していない非連結子会社等及び関連会社のうち主要な会社の名称等

主要な関連会社・・・(株)YGC

持分法を適用していない非連結子会社25社及び関連会社14社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用範囲から除外しております。

③ 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法を適用している会社のうち、決算日が異なる一部の会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち学研（香港）有限公司、WASEDA SINGAPORE PTE.LTD.、学研文教股份有限公司、GAKKEN STUDY ET VIETNAM CO.,LTD.の決算日は6月末日であり、連結計算書類の作成においては、同日現在の計算書類を使用しております。(株)市進ホールディングス及び同社の主な子会社の決算日は2月末日であり、連結計算書類の作成においては、8月末日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。DTP Education Solutions JSC及び同社の子会社の決算日は12月末日であり、連結計算書類の作成においては、6月末日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

i 市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

ii 市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

iii 投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資 (金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法

② デリバティブ取引

時価法

③ 棚卸資産

評価基準は原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

a. 商品

移動平均法

b. 製品

総平均法

c. 販売用不動産

個別法

d. 仕掛品

個別法

e. 原材料及び貯蔵品

先入先出法

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、利用可能期間（5年）に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売期間における見込販売収益に基づく償却額と残存販売期間に基づく均等償却額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。

### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

## (3) 重要な引当金の計上基準

### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### ② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

## (4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

### ① 教育分野

当社グループでは、教育分野において、主として日本の顧客に対して、学習塾などの教育サービスの提供、出版物の発行や保育用品などの製作販売等を行っております。

学習塾などの教育サービスの提供については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。出版物の販売や保育用品などの製作販売については、顧客に商品及び製品を引き渡した時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。出版事業における返品権付きの販売については、過去の返品実績に基づき返品されると見込まれる商品又は製品について、当該商品又は製品について受け取った又は受け取る対価の額で返金負債を認識して、売上高から控除しております。また、出版物の発行や保育用品などの製作販売における売上リベート等の顧客に支払われる対価については、売上高から控除しております。

## ② 医療福祉分野

当社グループでは、医療福祉分野において、主として日本の顧客に対して、サービス付高齢者向け住宅や認知症グループホームなどの介護施設・子育て支援施設の運営等を行っております。

サービス付高齢者向け住宅や認知症グループホームなどの介護施設・子育て支援施設の運営については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。なお、商品の販売のうち、連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の事業者へ支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

## (5) 退職給付に係る会計処理の方法

### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

### ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年～10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

### ③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

## (6) のれんに関する事項

のれんの償却については、その効果が発現すると見積られる期間で均等償却しております。ただし、金額が僅少な場合は発生時に一括償却しております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

重要なヘッジ会計の方法

1. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用することとしております。

2. ヘッジ手段とヘッジ対象

- a ヘッジ手段…為替予約取引、金利スワップ取引及び金利オプション取引（又はこれらの組み合わせによる取引）
- b ヘッジ対象…為替・金利等の市場価格の変動により時価又は将来キャッシュ・フローが変動するリスクのある外貨建金銭債権債務等、外貨による予定取引又は借入金

3. ヘッジ方針

当社及び連結子会社の内部規定により、通貨関連では外貨建金銭債権債務等に係る将来の為替変動リスクを回避する目的で、また金利関連では借入金の将来の金利変動リスクを一定の範囲で回避する目的で行っております。

4. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象について、毎決算期末に個別取引毎のヘッジ効果を検証しておりますが、ヘッジ対象の資産又は負債とデリバティブ取引について、元本・利率・期間等の条件が同一の場合は、ヘッジ効果が極めて高いことから本検証を省略しております。

(会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

DTP Education Solutions JSCに関するのれん及び無形資産の評価

(1) 当社は、当連結会計年度においてDTP Education Solutions JSC（ベトナム、ホーチミン市）の株式を追加取得し、連結子会社化したことから、以下の通り計上しております。

のれん	626百万円（7年償却）
無形固定資産（その他）	5,695百万円（12年償却）

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

株式の取得価額は、事業計画を基礎とする将来キャッシュ・フローの割引現在価値等に基づいて算定された株式価値を踏まえ、交渉の上、決定しております。無形資産（その他）は、識別可能かつ将来の経済的利益を企業にもたらす資産として、当該無形固定資産がもたらす将来キャッシュ・フローの現在価値で測定しております。

のれんは、取得原価と企業結合における識別可能な資産及び負債に対して配分した額との差額から算出しています。のれん及び無形資産の償却期間は、算定の基礎とした事業計画に基づく投資の合理的な回収期間等を参考にして効果の発現する期間を合理的に見積っております

② 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

事業計画においては、当該子会社の属するベトナムの市場動向、経営環境の変化等を考慮した売上高成長率を主要な仮定としています。

③ 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

売上高等の実績が事業計画と大幅に乖離する場合には減損の兆候を把握し、将来損益計画などを考慮した結果、減損損失として認識する可能性があります。

### 3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	50百万円
建物及び構築物	648百万円
土地	1,082百万円
合計	1,781百万円

担保に係る債務

短期借入金	630百万円
1年内返済予定の長期借入金	29百万円
長期借入金	5百万円
合計	665百万円

(2) 有形固定資産の取得価額から直接控除している圧縮記帳額 5,111百万円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

減価償却累計額には、減損損失累計額を含めております。

### 4. 連結損益計算書に関する注記

(1) 負ののれん発生益

(株)学研Linkを連結子会社としたことに伴い発生したものであります。

(2) 段階取得に係る差益

持分法適用関連会社であったDTP Education Solutions JSCを連結子会社としたことに伴い発生したものであります。

(3) 投資有価証券評価損

当社及び連結子会社が保有する投資有価証券のうち、実質価額が著しく下落したものについて、減損処理を実施したものであります。

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	44,633	—	—	44,633
合計	44,633	—	—	44,633
自己株式				
普通株式	2,410	981	175	3,217
合計	2,410	981	175	3,217

(注) 自己株式（普通株式）の株式数の増減は下記によるものであります。

取締役会決議による自己株式の取得による増加	981千株
単元未満株式の買取りによる増加	0千株
譲渡制限付株式報酬付与による減少	119千株
新株予約権の行使による減少	56千株

### (2) 配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年11月29日 取締役会	普通株式	527	12.50	2024年9月30日	2024年12月5日
2025年5月9日 取締役会	普通株式	538	13.00	2025年3月31日	2025年6月5日

#### ② 当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年11月7日 取締役会	普通株式	538	利益剰余金	13.00	2025年9月30日	2025年12月4日

### (3) 新株予約権に関する事項

新株予約権の目的となる株式の種類及び株式数

普通株式 238千株

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組み方針

当社グループでは、事業計画・投資計画に基づき、必要な資金を金融機関からの借入及び資本市場からの調達により賄う方針であります。余剰資金は安全性・流動性を重視した資金運用を行っております。

デリバティブ取引については、主として輸出入取引の為替相場の変動及び借入金金利の変動によるリスクを軽減することを目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式と、配当収入を期待する投資有価証券の運用を目的としており、これらは市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

社債は、主に設備投資及び投融資資金の調達を目的としたものであり、発行年限は3年及び5年であります。

借入金は、主に設備投資及び投融資資金の調達を目的としたものであり、変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されています。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### ・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権については、債権管理に関するグループ規程に基づき、取引先の状況を必要に応じてモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ・市場リスク（市場価格等の変動リスク）の管理

当社グループは、投資有価証券については、定期的に時価、株式相場及び為替相場や取引先企業の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直ししております。

また、通常の営業過程における輸出入取引の為替相場の変動によるリスクを軽減するため、為替予約取引を行っております。

加えて、主として借入金金利の変動によるリスクを軽減するために金利スワップ及び金利オプション取引を行う方針をとっております。

##### ・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、キャッシュ・マネジメント・システムを導入し、このシステムに参加している子会社からの報告に基づき、当社財務戦略室が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券			
関係会社株式	758	687	△71
その他有価証券	4,931	4,931	－
(2) 差入保証金	8,230	7,197	△1,033
資産計	13,920	12,815	△1,104
(1) 社債 (1年内償還予定の社債を含む)	7,000	6,907	△92
(2) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	25,878	25,749	△128
負債計	32,878	32,657	△221

(\*1) 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」については、現金であること、及び概ね短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*2) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表 計上額 (百万円)
非上場株式等	1,068
関係会社株式 (非上場)	7,247

(\*3) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は1,403百万円であります。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	4,784	—	—	4,784
資産計	4,784	—	—	4,784

(注) 投資信託の時価は上記に含めておりません。投資信託の連結貸借対照表計上額は146百万円であります。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
関係会社株式	687	—	—	687
差入保証金	—	7,197	—	7,197
資産計	687	7,197	—	7,884
社債 (1年内償還予定の社債を含む)	—	6,907	—	6,907
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	—	25,749	—	25,749
負債計	—	32,657	—	32,657

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債、長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	教育分野	医療福祉分野	計		
教室・塾事業	53,438		53,438		53,438
出版コンテンツ事業	27,859		27,859		27,859
園・学校事業	14,092		14,092		14,092
高齢者住宅事業		46,587	46,587		46,587
認知症グループホーム事業		40,397	40,397		40,397
子育て支援事業		8,103	8,103		8,103
その他				8,639	8,639
顧客との契約から生じる収益	95,390	95,088	190,479	8,639	199,119
その他の収益					
外部顧客への売上高	95,390	95,088	190,479	8,639	199,119

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、物流事業等を含んでおります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (4) 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	23,156
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	26,043
契約負債（期首残高）	2,857
契約負債（期末残高）	3,280

契約負債は、主に、サービス提供時に収益を認識する顧客との契約について、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,241円65銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 86円02銭    |

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 株主資本等変動計算書 (2024年10月1日から2025年9月30日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	19,817	6,160	8,888	15,049	26	3,082	3,109	△2,196	35,779
当期変動額									
剰余金の配当						△1,066	△1,066		△1,066
当期純利益						2,523	2,523		2,523
自己株式の取得								△1,000	△1,000
自己株式の処分			△12	△12				163	151
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	－	－	△12	△12	－	1,457	1,457	△837	608
当期末残高	19,817	6,160	8,876	15,037	26	4,540	4,566	△3,034	36,387

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,553	1,553	199	37,532
当期変動額				
剰余金の配当				△1,066
当期純利益				2,523
自己株式の取得				△1,000
自己株式の処分				151
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△36	△36	△31	△68
当期変動額合計	△36	△36	△31	540
当期末残高	1,517	1,517	167	38,072

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

##### i 市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

##### ii 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

iii 投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法

#### ② デリバティブ取引

時価法

### (2) 重要な固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法 (ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法) によっております。

#### ② 無形固定資産

定額法によっております。なお、ソフトウェア (自社利用分) については、利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっております。

#### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### (3) 重要な引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額基準に基づき計上しております。

### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

### (4) 収益及び費用の計上基準

純粋持株会社である当社の主な収益は、子会社から受け取る経営管理料、不動産賃貸収入、受取配当金であります。

経営管理料は、子会社との契約内容に応じた役務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。不動産賃貸収入は、主に子会社との賃貸契約に基づき、不動産の賃貸を行うことが履行義務であり、履行義務の充足に従い一定期間にわたり収益を認識しております。受取配当金は、配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。

### (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### ① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

#### ② 消費税及び地方消費税の会計処理方法

資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としております。

#### ③ 重要なヘッジ会計の方法

##### a ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用することとしております。

##### b ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引、金利スワップ取引及び金利オプション取引（又はこれらの組み合わせによる取引）

ヘッジ対象…為替・金利等の市場価格の変動により時価又は将来キャッシュ・フローが変動するリスクのある外貨建金銭債権債務等、外貨による予定取引又は借入金

c ヘッジ方針

当社の内部規定により、通貨関連では外貨建金銭債権債務等に係る将来の為替変動リスクを回避する目的で、また金利関連では借入金の将来の金利変動リスクを一定の範囲で回避する目的で行っております。

d ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象について、毎決算期末に個別取引毎のヘッジ効果を検証しておりますが、ヘッジ対象の資産又は負債とデリバティブ取引について、元本・利率・期間等の条件が同一の場合は、ヘッジ効果が極めて高いことから本検証を省略しております。

(重要な会計上の見積り)

関係会社株式 (DTP Education Solutions JSC株式) の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 4,569百万円

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当事業年度の計算書類に計上した取得原価の算出方法

DTP Education Solutions JSCの事業計画に基づき算出しています。

② 当事業年度の計算書類に計上した取得原価の算出に用いた主要な仮定

事業計画においては、当該関連会社の属するベトナムの市場動向、経営環境の変化等を考慮した売上高成長率を主要な仮定としています。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

当該株式の時価が著しく下落したとき、回復する見込みがあると認められる場合を除き、減損処理する可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	1,140百万円
減価償却累計額には、減損損失累計額を含めております。	
(2) 保証債務	
(株)学研ココファン (注)	22,659百万円
(株)グランユニライフケアサービス (注)	963百万円
アイ・シー・ネット(株)	200百万円
合計	23,822百万円
(注) 一部、当該関係会社が締結した建物賃貸借契約に基づく賃料に対する連帯保証を行っております。	
(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	3,931百万円
長期金銭債権	14,551百万円
短期金銭債務	13,151百万円
(4) 貸株に供した投資有価証券	19百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
関係会社に対する営業収益の総額	7,898百万円
関係会社に対する営業費用の総額	1,819百万円
関係会社との営業取引以外の取引高の総額	775百万円

## (株主資本等変動計算書に関する注記)

### 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式種類	当期首株式数 (千株)	当期増加株式数 (千株)	当期減少株式数 (千株)	当期末株式数 (千株)
普通株式	2,410	981	175	3,217

(注) 自己株式（普通株式）の株式数の増減は下記によるものであります。

単元未満株式の買取りによる増加	0千株
取締役会決議による自己株式の取得による増加	981千株
譲渡制限付株式報酬の付与による減少	119千株
新株予約権の行使による減少	56千株

## (税効果会計に関する注記)

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因は、関係会社株式評価損の否認及び繰越欠損金等であります。なお、回収可能性等を勘案した結果、当該資産の回収が不確実と考えられる部分に対して、評価性引当額を計上しております。

繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。

### 2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

## (関連当事者との取引に関する注記)

## 当社の子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	(株)学研 教育ホール ディングス	東京都 品川区	10	グループ 経営管理	100	役員の兼任 建物の賃貸 資金の援助	※3 資金の貸付 貸付金の回収	600 422	短期貸付金 長期貸付金	725 8,061
							※3 利息の受取	34	—	—
子会社	(株)学研 エデュケーシ ヨナル	東京都 品川区	50	教室・塾 事業	100	役員の兼任 建物の賃貸 資金の借入	※1 資金の借入 借入金の返済	— —	短期借入金	887
							※3 利息の支払	1	—	—
子会社	(株)Gakken	東京都 品川区	50	出版 コンテンツ 事業 園・学校 事業	100	役員の兼任 建物の賃貸 資金の借入	※3 資金の貸付 貸付金の回収	— —	短期貸付金 長期貸付金	101 813
							※1 借入金の返済	—	短期借入金	1,153
							※3 利息の受取	99	—	—
							※3 利息の支払	78	—	—
子会社	(株)学研 メディカル サポート	東京都 品川区	49	出版 コンテンツ 事業	100	役員の兼任 建物の賃貸 資金の借入	※3 資金の借入 借入金の返済	3,100 2,800	短期借入金	2,000
							※3 利息の支払	8	—	—
子会社	(株)地球の 歩き方	東京都 品川区	5	出版 コンテンツ 事業	100	役員の兼任 建物の賃貸 資金の借入	※3 資金の借入 借入金の返済	1,600 1,300	短期借入金	1,200
							※3 利息の支払	4	—	—
子会社	アイ・シー・ ネット(株)	埼玉県 さいたま 市中央区	70	その他	100	役員の兼任 債務保証 資金の援助 資金の借入	※2 債務保証	200	—	—
							※3 資金の貸付 貸付金の回収	793 514	短期貸付金 長期貸付金	198 1,060
							※3 利息の受取	4	—	—

属性	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	(株)学研 ココファン	東京都 品川区	90	高齢者 住宅事業	100	役員の兼任 建物の賃貸 債務保証 資金の援助 資金の借入	※2 債務保証	22,659	—	—
							※3 資金の貸付 貸付金の回収	— 2,107	短期貸付金 長期貸付金	787 3,517
							※3 資金の借入 借入金の返済	1,000 —	短期借入金	1,000
							※3 利息の受取	49	—	—
							※3 利息の支払	0	—	—
子会社	(株)グランユニ ライフケアサ ービス	京都府 京都市 伏見区	50	高齢者 住宅事業	100	役員の兼任 債務保証	※2 債務保証	963	—	—

上記金額のうち、取引金額には消費税等を含めておりません。また期末残高には消費税等を含めております。

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ※1 当社では、グループ内の資金を一元管理するキャッシュ・マネジメント・システムを導入しており、参加会社間で資金の貸借を日次で行っているため、取引金額は記載しておりません。なお、金利については市場金利を勘案して決定しております。
- ※2 債務保証は、銀行借入金あるいは建物賃貸借契約に基づく賃料に対して行っております。なお、保証料は受領しておりません。
- ※3 金利については市場金利を勘案して決定しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	915円22銭
2. 1株当たり当期純利益	60円66銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。